第２次淡路市環境基本計画

【淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

【第４次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）】

2025 年 3 月

はじめに

私たちのまち淡路市は、淡路市の北部から中部に位置し、東に大阪湾、西に播磨灘を臨み、市の中央部を南北に貫く高原地帯が広がり、豊かな自然と文化歴史的伝統に恵まれています。この恵まれた環境は、私たちが共有するかけがえのない貴重な財産であるとともに、心のよりどころでもあります。

一方、近年の社会活動の拡大は私たちの生活に大きく影響を与えています。地球温暖化や資源の浪費、生物多様性の危機など、地球規模の問題から身近な生活環境に至るまで、その影響は様々です。

私たちは、ふるさと淡路市の誇る豊かな自然と歴史や多くの文化遺産に配慮しながら、自然と調和した良好な環境を保全し、将来の世代へ継承していく責務を負っています。また、今日の環境問題は、原因や影響が多岐にわたるため、地域社会を構成するあらゆる主体の協力のもとに問題解決に取り組む必要があります。

このような認識のもと、本市では環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、優れた環境を創造するため、2013 年 6 月に「淡路市環境基本条例」を制定しました。「淡路市環境基本条例」では、環境の保全と創造について基本理念を掲げ、市民・事業者・滞在者（旅行等により市内に滞在する者）・行政の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めています。2015 年 3 月には、「淡路市環境基本条例」に定める基本理念のもと、「淡路市環境基本計画」を策定しましたが、計画の策定から 10 年が経過し、目まぐるしく変化する社会経済情勢や環境問題に適切に対応するため、このたび計画の改定を行いました。

淡路市では 2021 年 1 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています。改訂にあたり、本計画では、地球温暖化対策として、市域全体の温室効果ガス排出量の削減を図るための計画「淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減を図るための「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を内包することで、脱炭素に向けた一体的な取り組みを進めてまいります。

今後は、淡路市のまちづくりのコンセプトである「いつかきっと帰りたくなる街づくり」を実現すべく、本計画を推進してまいりますので、市民・事業者・滞在者の皆様にはより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の改訂にあたり、貴重なご意見をいただきました皆様、専門的見地からご審議くださいました淡路市環境審議会委員の方々に心からお礼申し上げます。

2025 年 3 月

淡路市長　門　康彦

目次

第１章　計画の基本的事項

第１節　計画の改定目的 …… 2
第２節　計画の役割と位置づけ …… 3
第３節　計画の期間 …… 4
第４節　計画の対象範囲 …… 4

第２章　淡路市の環境の現況

第１節　自然的状況 …… 6
第２節　社会的状況 …… 7
第３節　生活・自然環境の状況 …… 12
第４節　地域環境の状況 …… 17
第５節　地球環境の状況 …… 17
第６節　アンケート調査結果の概要 …… 19
第７節　環境を取り巻く社会情勢 …… 21

第３章　環境の将来像と基本目標

第１節　環境の将来像 …… 24
第２節　施策体系 …… 25
第３節　基本目標 …… 26
第４節　基本施策 …… 27

第４章　環境施策と環境行動指針

第１節　脱炭素社会の実現 …… 30
　第１項　淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） …… 30
　第２項　第４次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） …… 46
第２節　自然共生社会の実現 …… 53
第３節　循環型社会の実現 …… 61
第４節　安全・快適社会の実現 …… 67
第５節　環境資源を活用した地域活性化の実現 …… 74
第６節　地域力にあふれる社会の実現 …… 80

第５章　重点プロジェクト

第１節　重点プロジェクトの設定 …… 86
第２節　重点プロジェクト …… 87

第６章　計画の推進体制と進行管理

第１節　計画の推進体制 …… 96
第２節　計画の進行管理 …… 98
第３節　計画の見直し …… 98
第４節　環境指標・目標指標の設定 …… 99

参考資料

1 基本施策の担当部署 …… 104
2 計画改定の経緯 …… 108
3 淡路市環境審議会委員名簿 …… 109
4 アンケート調査結果 …… 110
4-1 市民アンケート調査結果 …… 110
4-2 事業者アンケート調査結果 …… 114
5 温室効果ガス排出量の推計について …… 120
5-1 区域施策編における推計 …… 120
5-2 事務事業編における推計 …… 122
6 用語解説 …… 123

第１章　計画の基本的事項

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画の改定目的

本市では、「淡路市環境基本条例」第 3 条において環境の保全と創造について基本理念を掲げており、基本理念の実現に向け、市民・事業者・旅行等により市内に滞在する者（以下「滞在者」という。）・行政の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めています。これらを踏まえ、第 9 条に基づき、2015 年 3 月に「淡路市環境基本計画」を策定後、2020 年 3 月に改定を行い、環境施策を推進してきました。また、地球温暖化対策としては、2009 年 1 月に「淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定後、2019 年 3 月には「淡路市第 3 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、省エネルギー化の推進やごみの減量をはじめとした取り組みにより、温室効果ガス排出量の削減を図ってきました。

近年、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする、カーボンニュートラル（脱炭素）をはじめ、サーキュラーエコノミー（循環経済）やネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた取り組みの推進など、環境を取り巻く動向は大きく変化しています。特に、地球温暖化による影響が深刻化しており、国内でも記録的な豪雨や猛暑日の増加などに伴う被害が各地でみられています。IPCC 第 6 次評価報告書では「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と断定されており、「パリ協定」で掲げられた、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求するという目標を達成するためには、この 10 年間に温室効果ガス排出量を急速かつ大幅に削減する必要があるとしています。

こうした中、国では 2020 年 10 月に 2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを表明しました。これを踏まえ、「地球温暖化対策計画」や「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のための実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）」を改定し、意欲的な目標を掲げています。本市においても、2021 年 1 月に 2050 年ゼロカーボンシティへの挑戦を表明しました。実現に向けては、従来までの事務事業における温室効果ガス排出量の削減だけでなく、市民・事業者・滞在者・行政の各主体が一体となって淡路市域全体における削減を推進していくことが必要となります。

「淡路市環境基本計画」の計画期間が 2024 年度で満了となることに伴い、2023 年 5 月に策定された「第六次環境基本計画」を踏まえ、「第 2 次淡路市環境基本計画」（以下「本計画」という。）として改定します。また、地球温暖化対策においても、国の動向を踏まえ、地球温暖化対策の個別計画である「淡路市第 3 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として併せて改定します。さらに、「淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を新たに策定し、淡路市域全体での温室効果ガス排出量の削減を加速化することにより、2050 年ゼロカーボンシティの実現を目指していきます。

【参考】地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）とは？

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

・「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」第 21 条において策定が義務づけられている（中核市未満は努力義務）、市域全体における温室効果ガス排出量の削減を図るための計画。

【地球温暖化対策実行計画（事務事業編）】

・「温対法」第 21 条において策定が義務づけられている、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減を図るための計画。

第 2 節 計画の役割と位置づけ

本計画は、「第 2 次淡路市総合計画」に示す将来像「いつかきっと帰りたくなる街づくり」の実現に向け、「淡路市環境基本条例」第 3 条に定める基本理念のもと、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画としての役割を持ちます。

さらに、喫緊の対応が求められる地球温暖化対策として、「淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を内包することで、自然環境の保全や安全な社会等の実現はもちろん、脱炭素化に向けた一体的な取り組みを推進していきます。

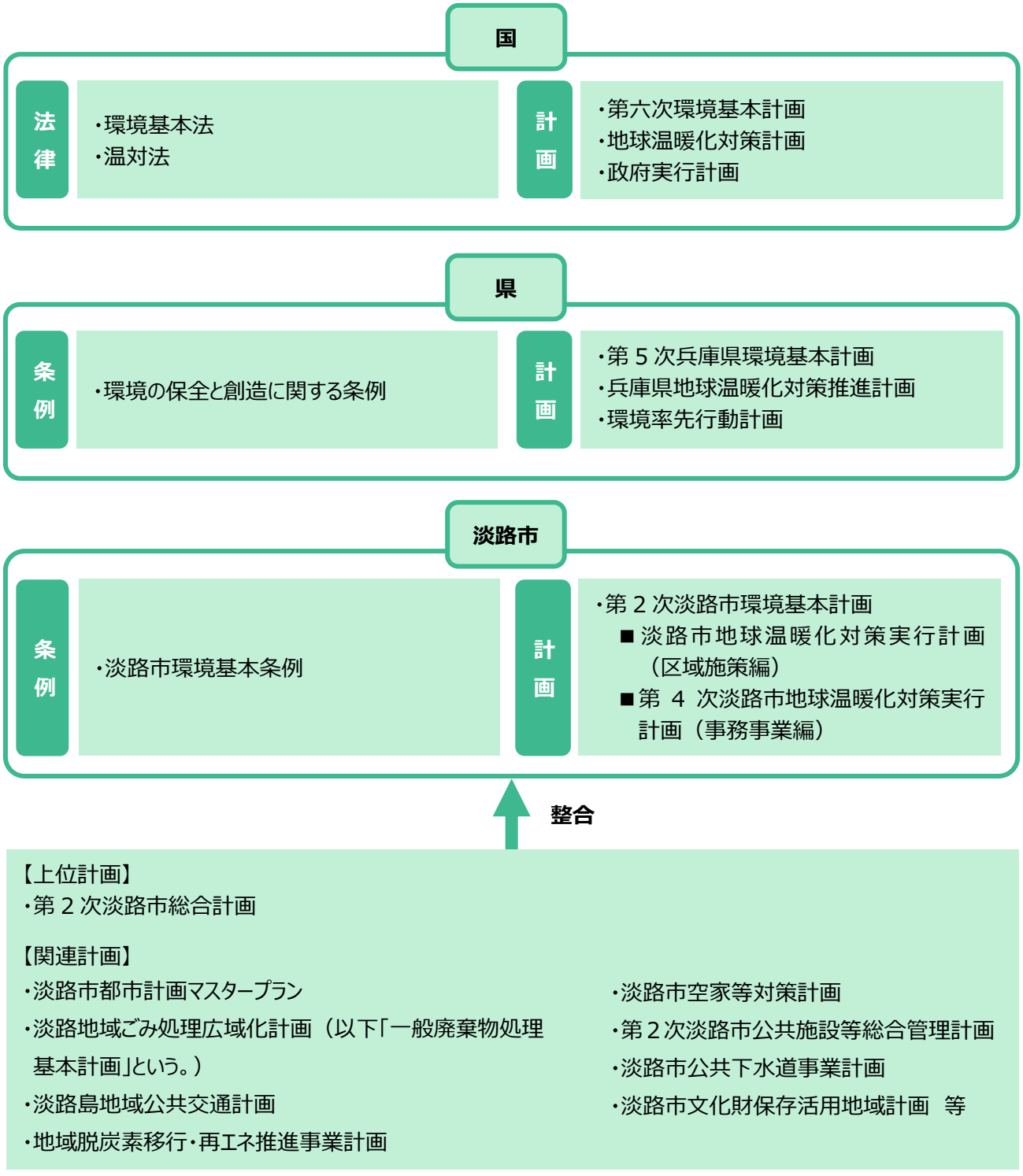

図 1-2-1 本計画と関連計画の位置づけ

第 3 節 計画の期間

本計画の計画期間は、2025 年度（令和 7 年度）～2034 年度（令和 16 年度）とします。

なお、「淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」における計画期間については、2025 年度（令和 7 年度）～2030 年度（令和 12 年度）とします。

進捗管理については毎年度実施し、見直し時期については、社会情勢や環境問題の変化に伴い検討します。

表 1-3-1 計画期間

計画	計画期間		
	2025	2030	2034
第 2 次淡路市環境基本計画	→	→	→
淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	→	→	
第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	→	→	

第 4 節 計画の対象範囲

1)環境の対象範囲

本計画は、淡路市域全体を対象範囲とし、広域的な取り組みが必要な環境問題は、近隣自治体や兵庫県及び国と連携して取り組むものとします。本計画の対象範囲を以下に示します。

表 1-4-1 環境の対象範囲

区分	対象
地球環境	省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動　等
自然環境	地形・地質、野生生物、生態系、生物多様性　等
生活環境	大気質、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、廃棄物、交通　等
地域環境	景観、歴史・文化、公園、里山里海、環境教育　等

2)対象の温室効果ガス

「温対法」で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化窒素（NF_3）の 7 種類ですが、日本全体の温室効果ガス排出量の約 9 割を二酸化炭素が占めていることや、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入等の取り組みにより削減が可能なことから、「淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」では二酸化炭素（CO_2）を対象とします。

第２章　淡路市の環境の現況

第 2 章 淡路市の環境の現況

第 1 節 自然的状況

1.位置と地勢

本市は、旧津名郡を構成する 6 町のうち、津名、淡路、北淡、一宮、東浦の 5 町が合併し、2005 年 4 月に誕生した市です。淡路島の北部から中部に位置し、東に大阪湾、西に播磨灘を臨み、総面積 184.2km^2 を有し、淡路島全体の約 3 割を占めます。また、本州と四国を結ぶ大動脈の 1 つである神戸淡路鳴門自動車道が南北を貫通するほか、大阪湾沿いに一般国道 28 号、播磨灘沿岸に県道福良江井岩屋線、東西軸として県道富島久留麻線、県道志筑郡家線などが各集落を結んでいます。

本市の地形は、津名地域・東浦地域境の妙見山（標高 522m）をはじめとして、市の中央部を南北に貫く北淡山地が貫いており、一部の平野地帯を除き、急勾配な地形が海岸まで続いています。

河川は、山間・丘陵地を源流にまとまった地形を有する河川が少ないのが特徴で、そのため貯水用のため池が数多く見られます。

図 2-1-1 淡路市の位置・概要

2.気象

本市の気候は、温暖で降水量の比較的少ない瀬戸内海気候に属しており、年間平均気温は（郡家地域気象観測所：1979 年～2023 年）は平均気温 16.0℃、年降水量 1,166mm、日照時間 2,137 時間となっています。

3.水象

市内には 1 級河川はありませんが、計 20 の 2 級河川が市内を流れています。また、淡路島はため池が多く存在しており、2020 年度では県全体 22,107 箇所のうち 9,616 箇所が淡路島に位置しています。

第 2 節 社会的状況

1.人口

本市の人口は 1980 年以降、減少傾向で推移しており、2020 年の人口は 41,967 人となっています。
また、少子高齢化が進行しており、2020 年では老年人口が 38.9%に達しています。

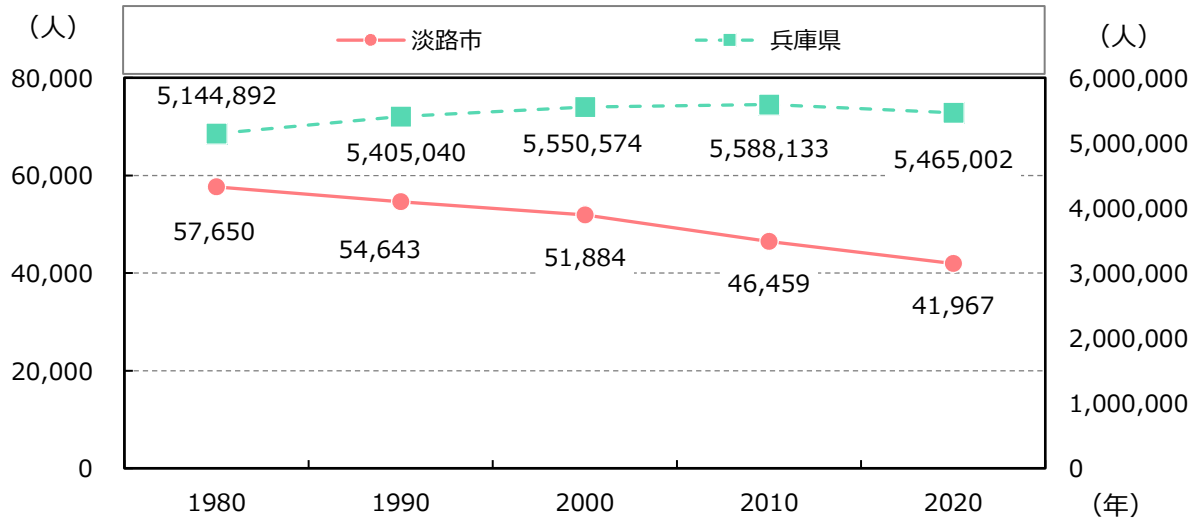

出典：兵庫県市区町別主要統計指標

図 2-2-1 人口の推移

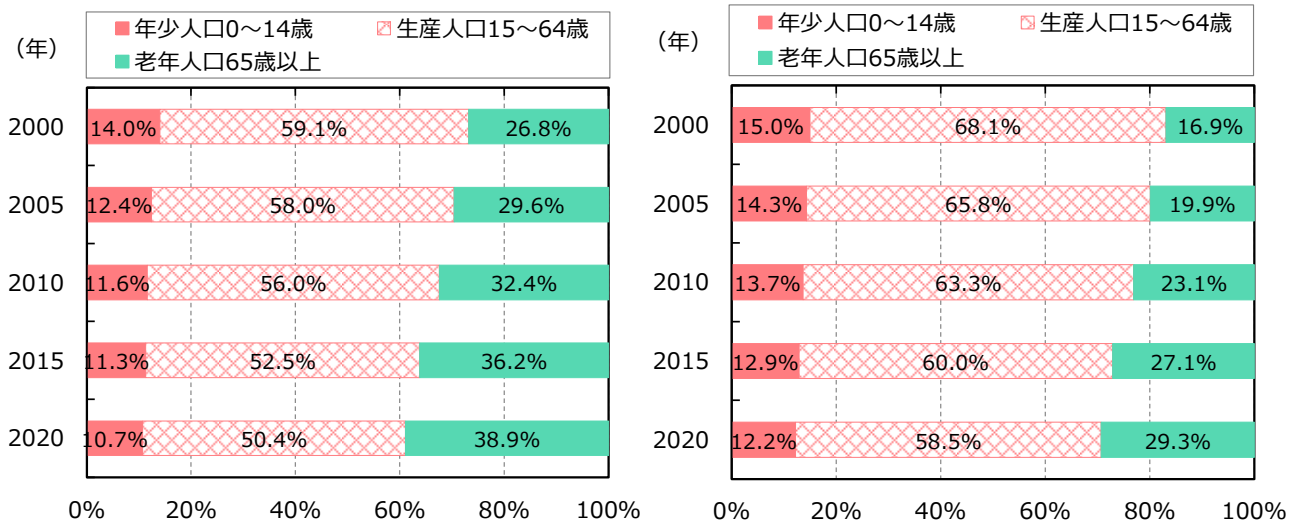

出典：兵庫県市区町別主要統計指標

図 2-2-2 年齢区分別構成比の推移（左：淡路市、右：兵庫県）

2.産業・経済

1)就業人口

本市の就業人口は減少傾向で推移しており、2020 年の就業者数は 19,876 人となっています。

産業区分別構成比は、第一次産業の就業者比率が県全体と比べて非常に高くなっています。一方、第一次産業の就業者比率は減少傾向で推移しており、第三次産業の就業者比率が増加しています。

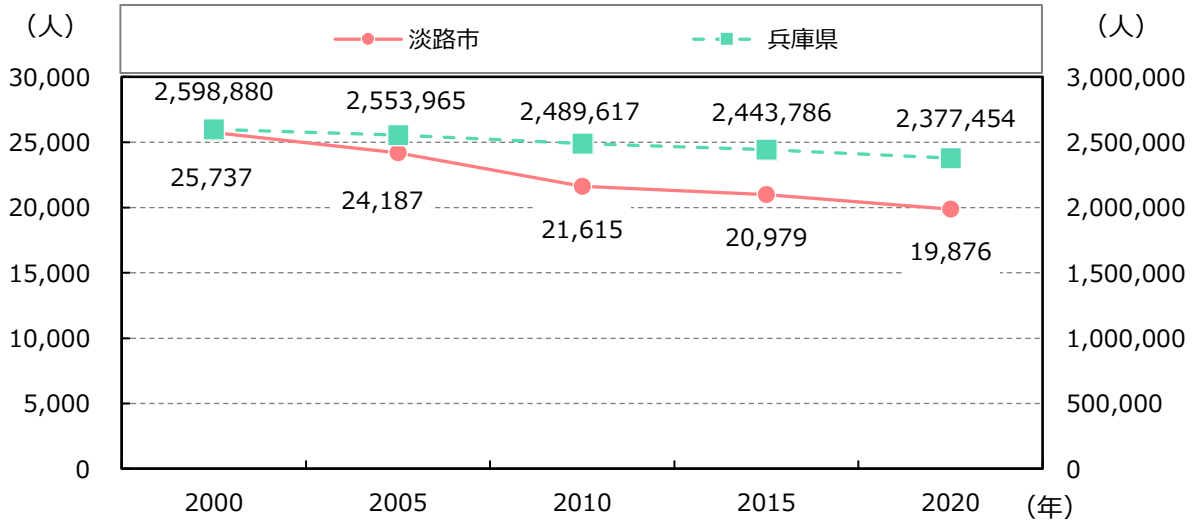

出典：兵庫県市区町別主要統計指標

図 2-2-3 就業人口の推移

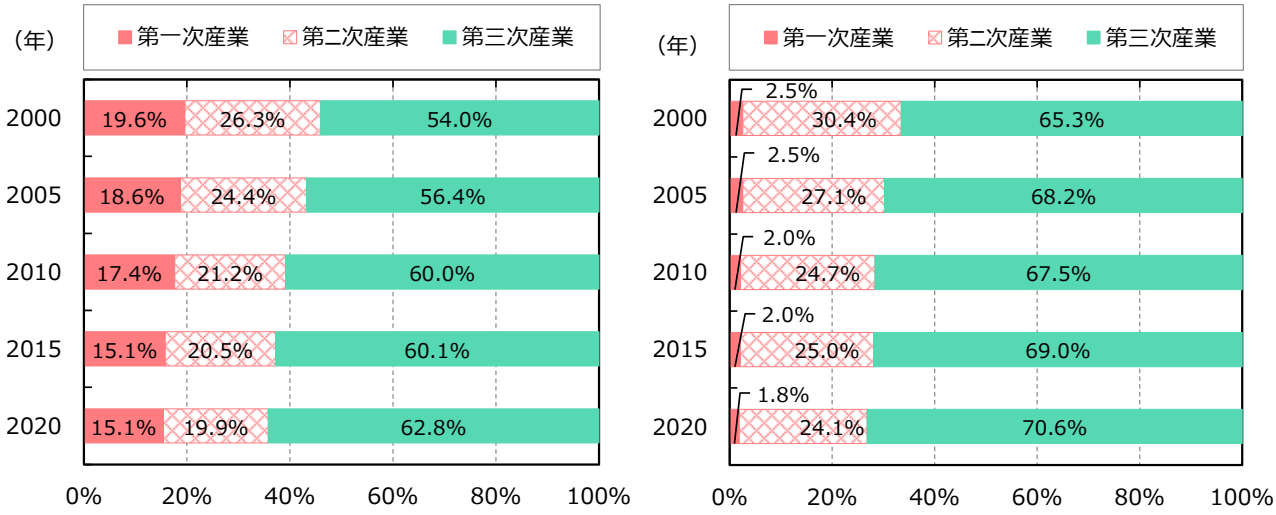

出典：兵庫県市区町別主要統計指標

図 2-2-4 産業区分別就業者構成比の推移（左：淡路市、右：兵庫県）

2)総生産

本市の総生産額は横ばいで推移しており、2023 年度の総生産額は約 1,554 億円となっています。

また、総生産額の産業別構成比は、第一次産業は概ね 1 割未満であり、生産額の約 7 割は第三次産業が占めています。

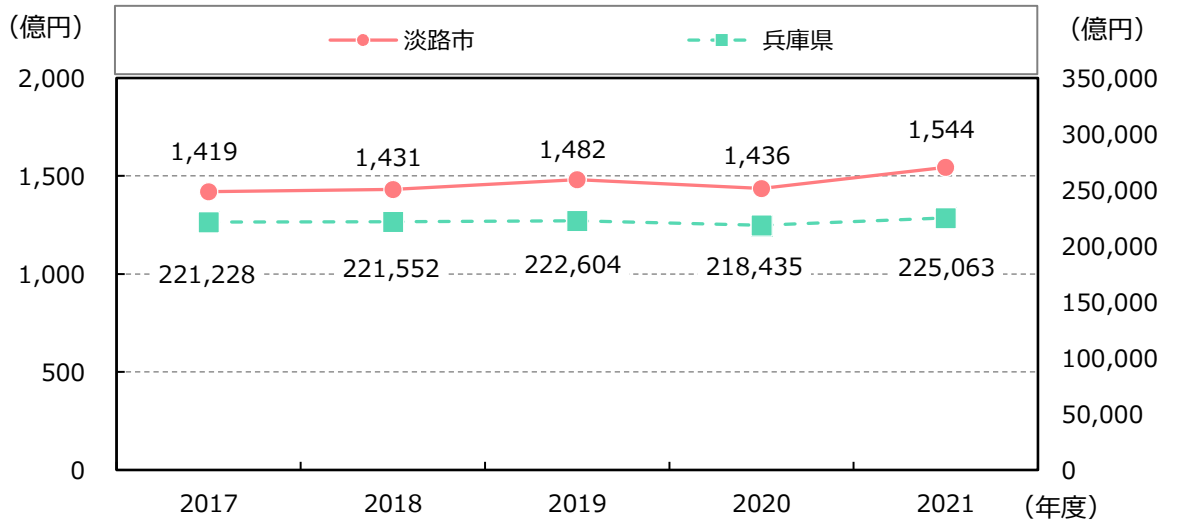

出典：兵庫県市町民経済計算

図 2-2-5 総生産額の推移

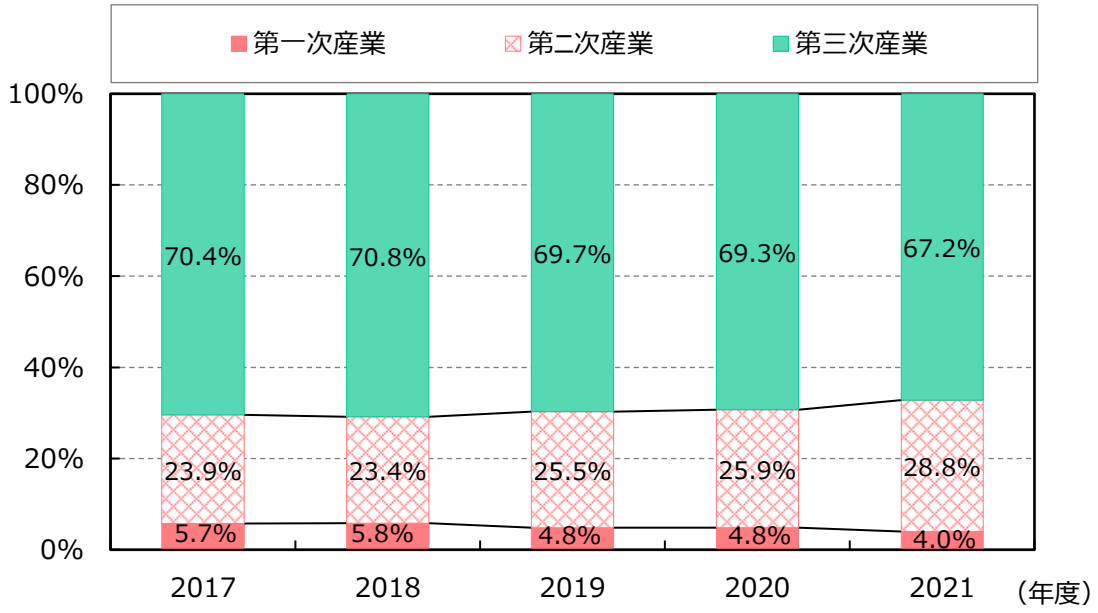

出典：兵庫県市町民経済計算

図 2-2-6 総生産額の産業別構成比の推移

3.土地利用

本市の土地利用状況は、総面積 184.2km^{2}のうち、山林の面積が 32.8km^{2}と最も多く、次いで田が 30.7km^2、畑が 10.2 km^{2}等となっています。

4.交通

本市では、神戸淡路鳴門自動車道が市の中央を貫通し、東側沿岸には一般国道 28 号、西側沿岸には主要地方道福良江井岩屋線が通っています。これらの道路の交通量（2021 年度道路交通センサス）について、明石海峡大橋は 32,288 台/日、淡路 IC～津名一宮 IC 間は 22,449～24,343 台/日となっています。また、一般国道 28 号の交通量は 11,485～13,697 台/日、主要地方道福良江井岩屋線の交通量は 5,680～8,895 台/日となっています。

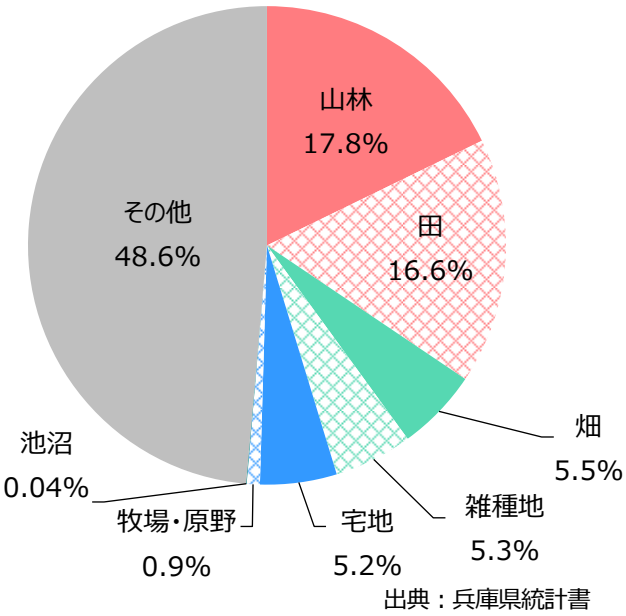

図 2-2-7 地目別面積

5.下水道

2022 年度末における本市の下水道普及率は、兵庫県全体が 94.0%に対し、61.1%となっています。また、公共下水道などへの接続率は、2023 年度末時点で 76.7%となっています。

表 2-2-1 下水道普及率（2022 年度末時点）

区分	住民基本台帳人口(A)（千人）	下水道処理人口(B)（千人）	普及率(B)/(A)（%）
淡路市	42.2	25.8	61.1
兵庫県全体	5,441.3	5,116.7	94.0

出典：兵庫県統計書

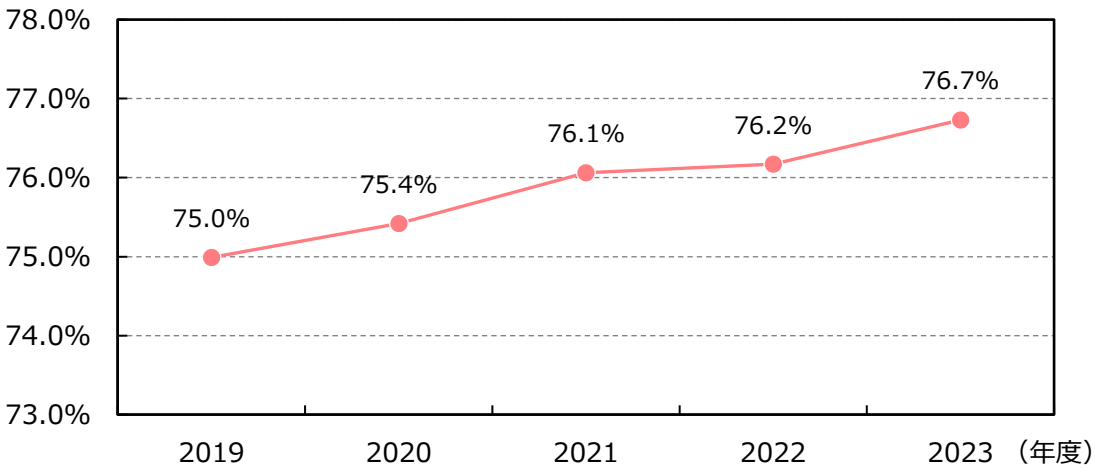

出典：淡路市下水道課資料

図 2-2-8 公共下水道などへの接続率の推移（各年度末時点）

6.廃棄物

2023 年度における本市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 1,136g/人・日であり、2018 年度以降は同等の水準で推移しています。

また、従来焼却していた草木ごみの堆肥化を 2023 年度から開始したことにより、リサイクル率が 21.9%と上昇し、過去 5 年度間の兵庫県の平均値を上回っています。

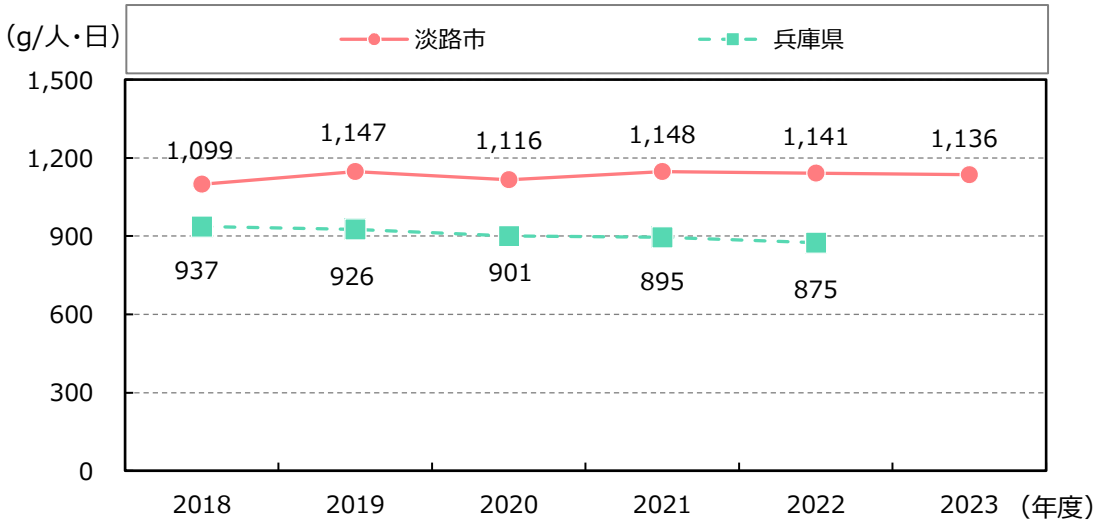

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、淡路市生活環境課資料

図 2-2-9 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

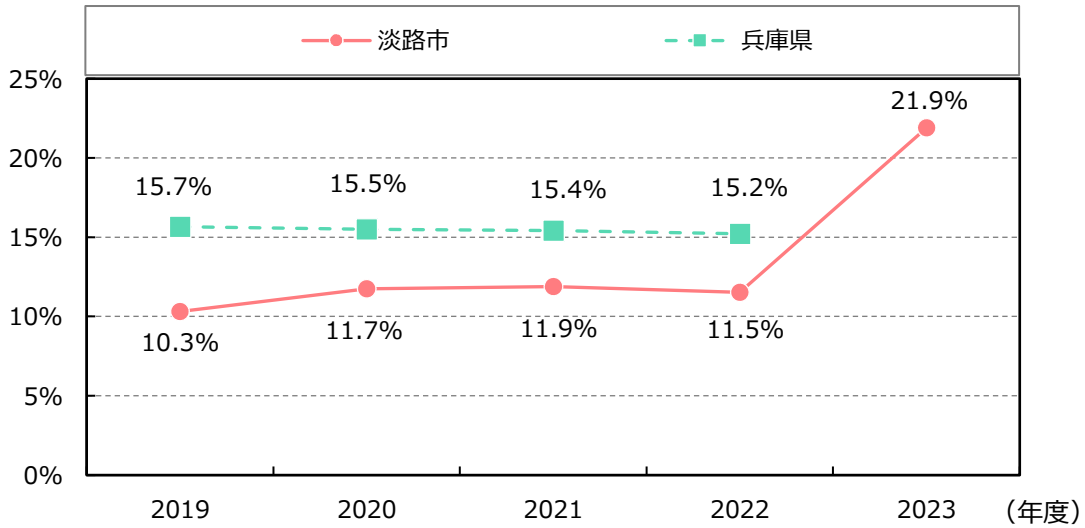

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、淡路市生活環境課資料

図 2-2-10 リサイクル率の推移

7.都市公園

本市には国営公園の他、兵庫県内の県立都市公園 15 箇所のうち 4 箇所が立地し、開園面積の合計は 253.5ha となっています。

表 2-2-2 都市公園

公園名	区分	開園 年月日	計画面積 (ha)	開園面積 (ha)
国営明石海峡公園（淡路地区）	国営公園	H14.3.21	96.1	40.4
兵庫県立淡路島公園	広域公園	S60.4.21	148.8	134.8
兵庫県立灘山緑地	都市緑地	H12.3.18	11.3	11.3
兵庫県立あわじ石の寝屋緑地	都市緑地	H27.4. 1	75.4	37.5
兵庫県立淡路佐野運動公園	運動公園	H15.5. 3	29.5	29.5
合 計	－	－	361.1	253.5

出典：「事業評価監視委員会資料 国営明石海峡公園【再評価】」、「都市公園の整備について」

第 3 節 生活・自然環境の状況

1.公害苦情

公害について、2022 年度には水質汚濁、土壌汚染、騒音において 5 件の苦情が発生しています。

表 2-3-1 公害苦情の発生状況

年度	典型 7 害							小計	典型 7 害 以外の苦情	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭			
2018	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
2019	0	0	0	3	1	0	0	4	0	4
2020	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
2021	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2022	0	2	2	0	0	0	1	5	0	5

出典：兵庫県環境白書

2.大気質

大気質は兵庫県において広域的に監視されており、本市近隣では、洲本市（洲本市役所局）と明石市（王子局）とで二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の測定が行われています。

代表的な汚染物質である二酸化窒素濃度の推移をみると、洲本市役所局と王子局との測定結果は概ね減少傾向で推移しており、環境基準（0.04～0.06ppm）を達成する良好な大気質が維持されています。

また、微小粒子状物質（PM2.5）濃度は 2010 年度から王子局で、2013 年度から洲本市役所局で測定が開始されており、王子局では 2015 年度以降、洲本市役所局では測定開始以来、環境基準を達成しています。

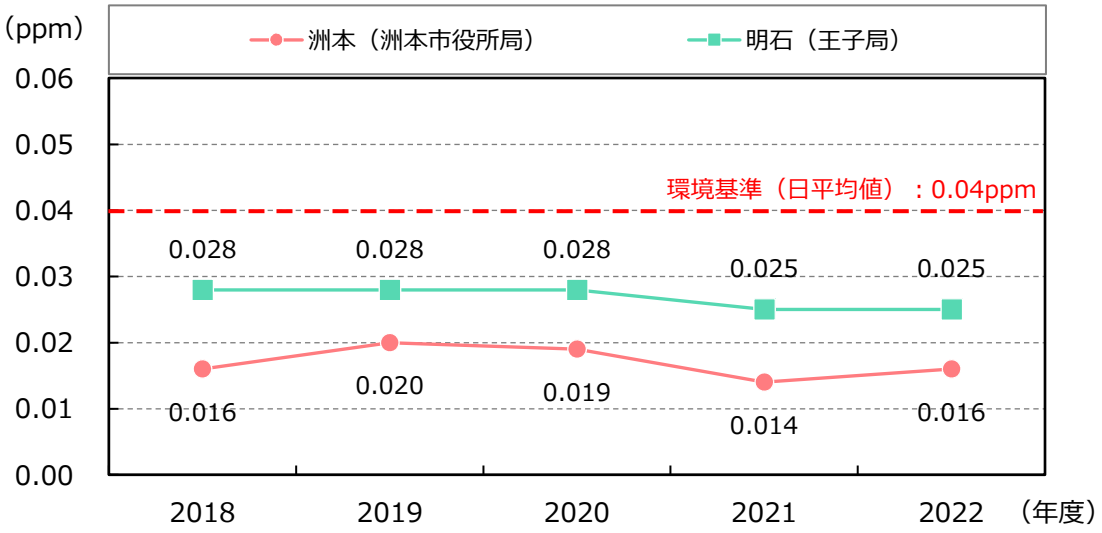

出典：兵庫県環境白書、大気･水質等常時監視結果

図 2-3-1 二酸化窒素濃度の推移

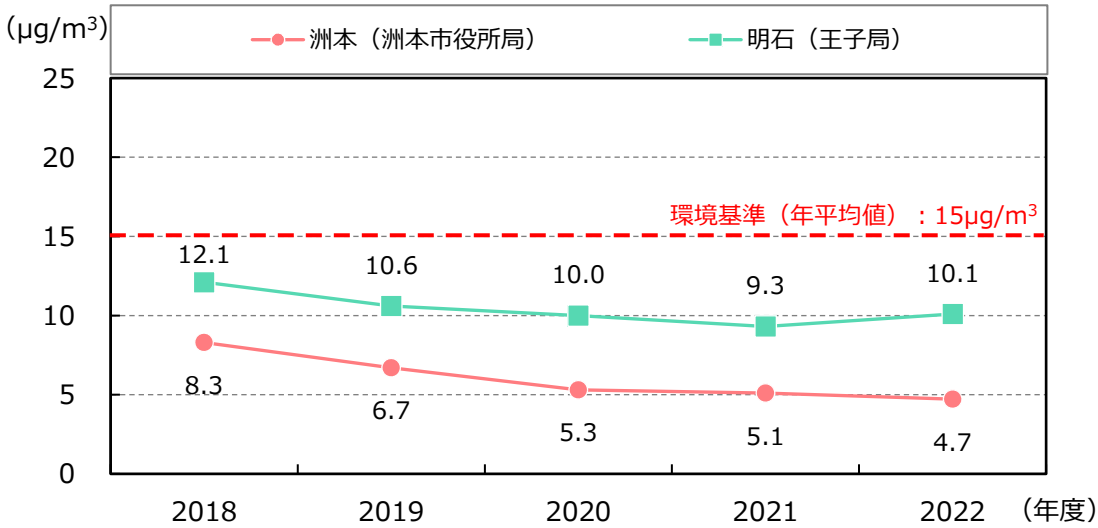

出典：兵庫県環境白書、大気･水質等常時監視結果

図 2-3-2 微小粒子状物質（PM2.5）濃度の推移

3.水質

1)河川

志筑川（採水地点：志筑橋）と郡家川（採水地点：上水源取水口）の 2 箇所で水質の監視が実施されています。市内の河川では環境基準類型は設定されていませんが、参考に最も低基準である E 類型と比較すると、いずれの地点の水質も環境基準を達成しています。

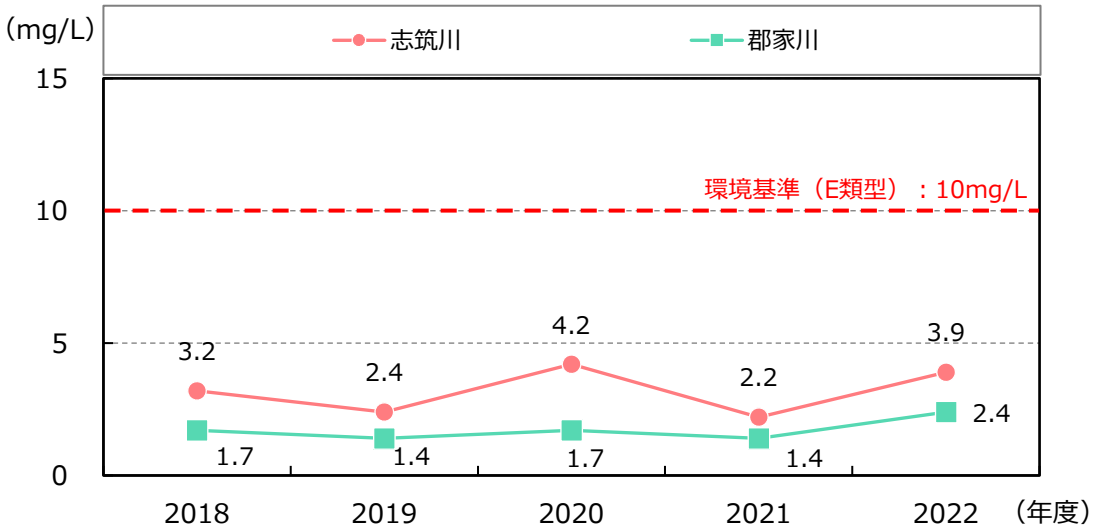

出典：兵庫県環境白書

図 2-3-3 BOD 濃度の推移

2)海域

本市の周辺海域では、大阪湾（採水地点：津名港内）と淡路島西部・南部海域（採水地点：淡路市浜沖、淡路市撫沖）で水質の監視が実施されています。

海の有機汚濁の指標である COD（化学的酸素要求量）の状況をみると、津名港内は環境基準 C 類型（基準値：8mg/L 以下）、淡路島西部南部海域の「淡路市浜沖」「淡路市撫沖」は環境基準 A 類型（基準値：2mg/L 以下）に指定されていますが、いずれの地点の水質も環境基準を達成しています。

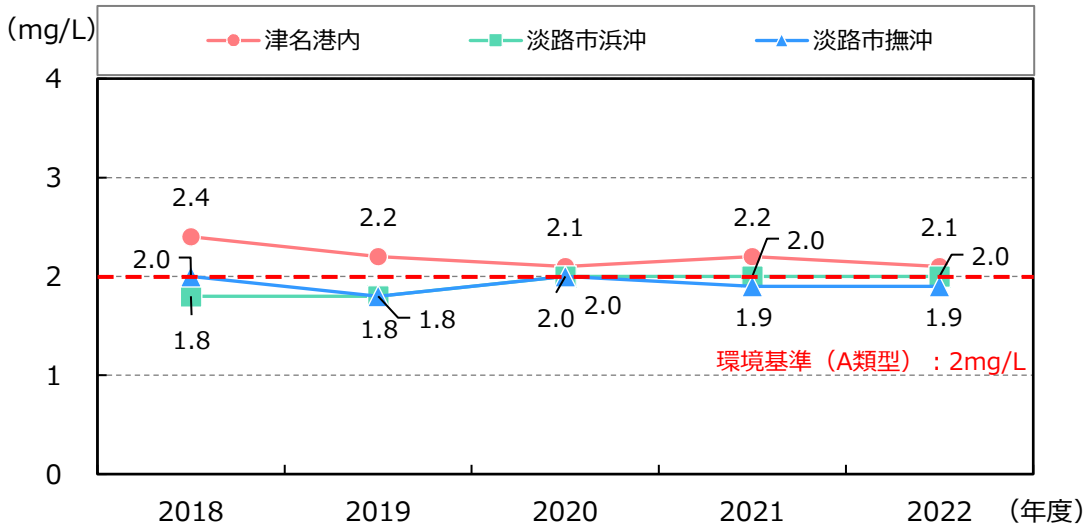

出典：大気・水質等常時監視結果

図 2-3-4 COD 濃度の推移

4.自動車騒音

本市では、岩屋、久留麻、生穂の 3 地点で自動車騒音の測定が実施されています。2022 年度の測定結果では、久留麻地点については環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間の特例値：昼間 70dB、夜間 65dB）の達成には至りませんでした。

表 2-3-2 主要道路の自動車騒音測定結果（2022 年度）

測定地点	用途地域	環境基準類型	路線名	車線数	道路構造	等価騒音レベル		環境基準	
						昼間	夜間	昼間	夜間
淡路市岩屋	指定なし	B	国道 28 号	2	平面	64dB	55dB	○	○
淡路市生穂	指定なし	C	国道 28 号	2	平面	63dB	59dB	○	○
淡路市久留麻	指定なし	C	国道 28 号	2	平面	71dB	67dB	×	×

出典：兵庫県環境白書

5.自然環境

1)植物

本市は、古くから開発が進んだ地域であり、自然植生は少なく、代償植生が広く分布しています。市中南部の津名山地では、常隆寺山付近はスギ植林地が分布しますが、寺周辺の伊勢の森にはアカガシ及びスダジイを中心とした常緑広葉樹林が残されているとされています。

なお、「兵庫県版レッドリスト 2020（植物・植物群落）」に選定された 809 種の維管束植物のうち、133 種が本市で確認されています。

表 2-3-3 貴重な植物

区分			兵庫県	淡路市
維管束植物	シダ植物		98	14
	種子植物	裸子植物	2	0
		被子植物	709	102
合計			809	133

出典：兵庫県版レッドリスト

2)植物群落

本市の貴重な植物群落としては、久野々・常隆寺のスダジイ群落や黒谷の棚田草地などの 12 件の植物群落が本市に分布しています。

また、黒谷の棚田は、環境省の「モニタリングサイト 1000」では全国に 18 箇所ある里地・里山のコアサイト（長期間に渡りモニタリングを継続するサイト）の 1 つに選定されており、久野々・常隆寺のスダジイ群落や岩屋・大和島のイブキ群落、明神・明神崎のイブキ群落は兵庫県の天然記念物にも指定されています。

3)動物

「兵庫県版レッドリスト」によると、市内には、哺乳類 3 種、鳥類 84 種、両生類 9 種、爬虫類 3 種、昆虫類 36 種余りが分布するとされており、山地性の種から海浜性の種まで多様な動物種が生息・分布することが大きな特徴と考えられています。

一方、自然海浜の減少など、開発行為による自然環境の改変・減少や、後継者不足・耕作放棄等による里地里山の荒廃などにより、多くの動物種の生息環境が急速に失われつつあると考えられています。

図 2-3-5 本市の貴重な動物（シロチドリ）

表 2-3-4 貴重な動物

区分		兵庫県	淡路市
脊椎動物	哺乳類	18	3
	鳥類	153	84
	爬虫類	9	3
	両生類	18	9
	魚類	56	2
無脊椎動物	昆虫類	292	36
	クモ類	41	0
	貝類	153	35
	その他	65	22
合計		805	194

出典：兵庫県版レッドリスト

4)特定外来生物

国内の在来生物や生態系に影響を及ぼす外来生物で、政令で定めたものを「特定外来生物」と呼びます。

2024 年 10 月現在、植物ではナルトサワギクやオオキンケイギク等の計 19 種、動物ではアライグマやブラックバス等の計 143 種が特定外来生物に指定されています。

本市でも、ナルトサワギクやオオキンケイギク等の特定外来生物の繁茂拡大が問題となっており、拡大防止の取り組みが進められています。

また、兵庫県では「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト）」が作成されており、2024 年 10 月現在、60 種の植物、71 種の動物が「警戒種（生物多様性への影響が大きい、または今後影響が大きくなることが予測される種）」及び「注意種（生物多様性への影響がある種）」に指定されています。

図 2-3-6 ナルトサワギク

図 2-3-7 オオキンケイギク

5)地形・地質・自然景観・生態系

本市の貴重な地形・地質・自然景観・生態系は、絵島や野島断層等の 4 件の地形、野島鍾乳洞等の 13 件の地質、大和島や明神崎等の 10 件の自然景観、貴重な生態系である北淡路の棚田・ため池群が「兵庫の貴重な自然」に選定されています。

第 4 節 地域環境の状況

1.景観資源

淡路島では、学識経験者や淡路地域の在住者、島内三市及び淡路県民局で構成された淡路島百景選定委員会が設置され、約 17,000 票の投票結果をもとに、淡路島百景が選定されています。

本市には淡路島百景のうち、絵島や大阪湾を望む岩屋中学校等、53 景が市内に位置しています。

また、淡路島百景には選定されませんでしたが、今後も守り育てていくべき大切な景観として、明神崎や北淡江埼公園等が淡路島百景に準ずる景観（本市 32 景）として選定されています。

2.文化財

市内には、計 54 件の指定文化財（国指定文化財 7 件、県指定文化財 18 件、市指定文化財 29 件）、11 件の構成文化財（日本遺産）が位置しています。

なお、「兵庫の貴重な自然」に選定されている、久野々・常隆寺のスダジイ群落、岩屋・大和島のイブキ群落、明神・明神崎のイブキ群落は、文化財としても天然記念物に指定されています。

第 5 節 地球環境の状況

1.温室効果ガス排出量（淡路市域）

淡路市域における 2021 年度の温室効果ガス排出量は 215.9 千 t-CO_2 で、2013 年度比で 74.6 千 t-CO_2（25.7%）の削減となっており、減少傾向で推移しています。

部門別では、運輸部門が最も多く、70.9 千 t-CO_2、次いで産業部門が 58.2 千 t-CO_2、業務部門が 41.6 千 t-CO_2 等となっています。

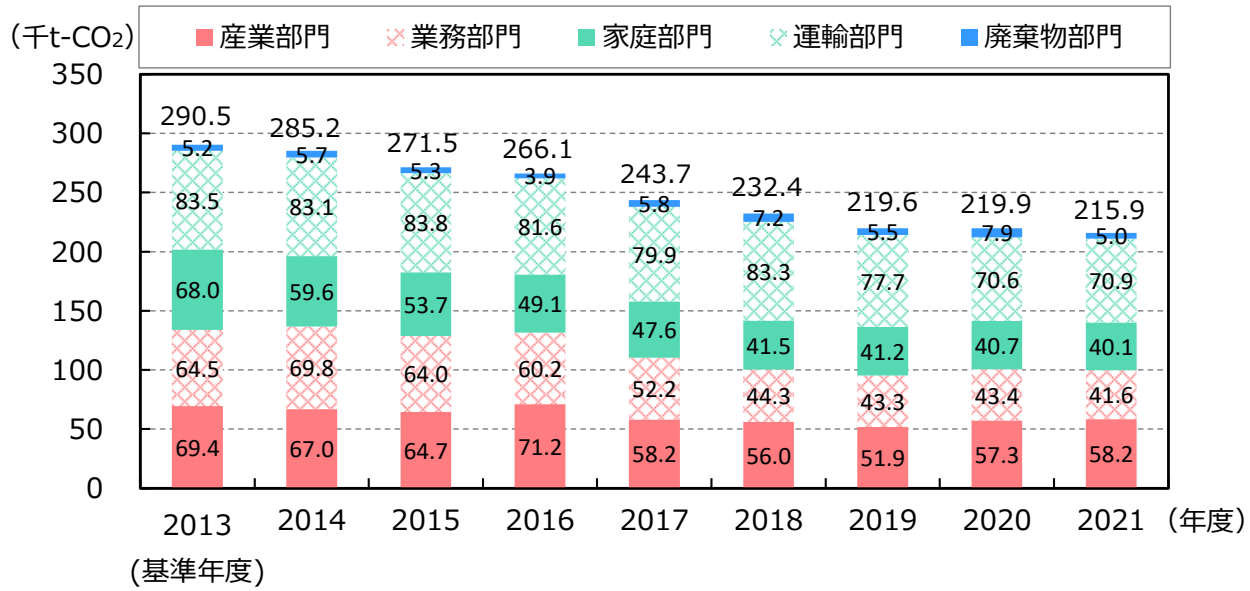

図 2-5-1 淡路市域における温室効果ガス排出量の推移

2.温室効果ガス排出量（淡路市事務事業）

本市の事務事業における 2023 年度の温室効果ガス排出量は、15,634t-CO_2 で、2013 年度比で 66t-CO_2（0.4%）の増加となっています。

本市では、2019 年 3 月に「淡路市第 3 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、2023 年度までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 2,941t-CO_2（-18.9%）の削減を目標としていましたが、達成には至っていない状況です。

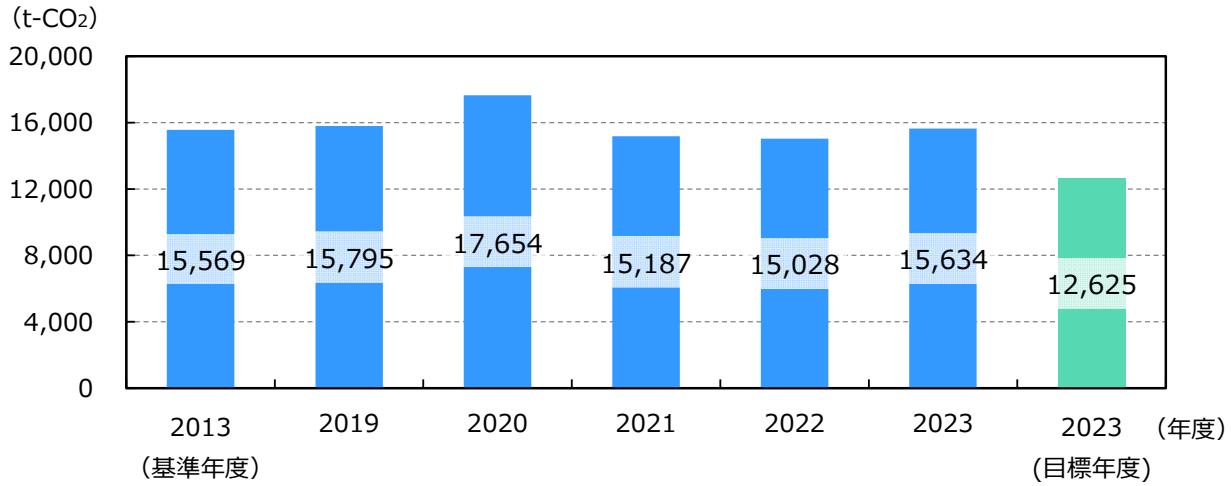

図 2-5-2 本市事務事業における温室効果ガス排出量の推移

3.脱炭素先行地域の選定

2022 年 4 月に夢舞台サスティナブル・パーク内の民間施設、隣接する国営明石海峡公園、市営南鵜崎団地等のエリアが脱炭素先行地域（2050 年での温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指して先進的に取り組む地域）として選定されました。本事業は、株式会社ほくだんが展開する地域新電力「あわぢから」を中核とし、太陽光発電事業、バイオマス事業、電気自動車導入事業等の実施により、エネルギーの地産地消を推進することで、エネルギー及び経済の自立化、強靭化、安定化を図りつつ 2050 年の脱炭素化の実現を目指すものです。

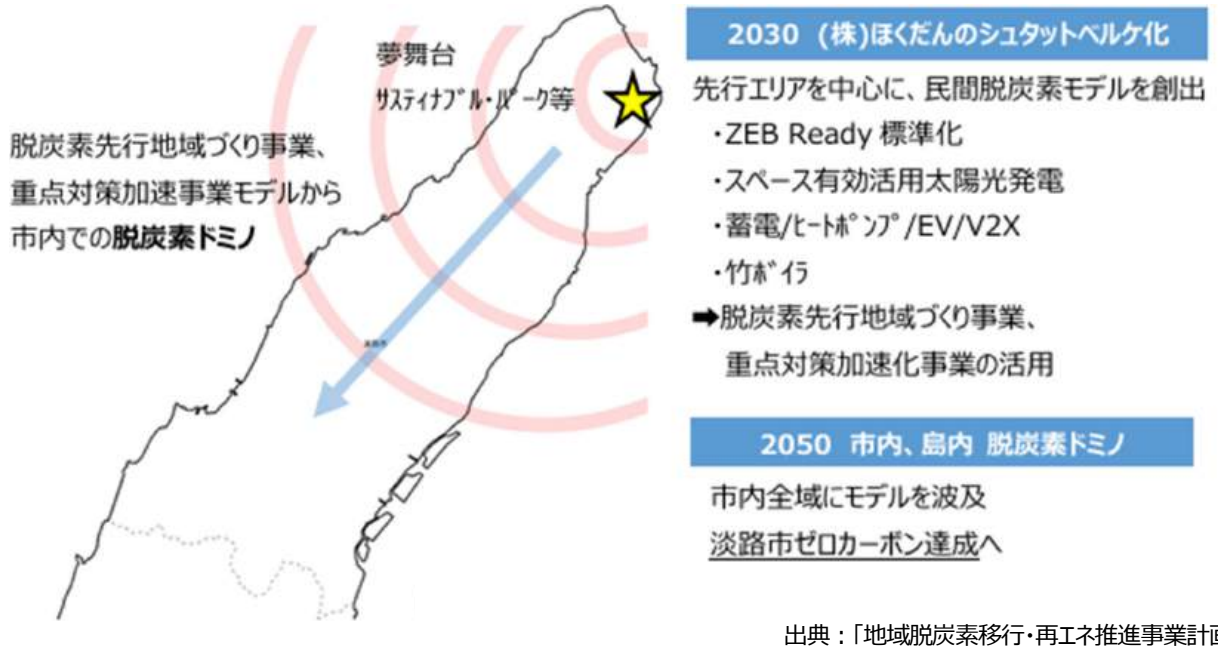

出典：「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画」

図 2-5-3 脱炭素先行地域における取り組み

第 6 節 アンケート調査結果の概要

1.市民アンケート

本市在住の市民 1,000 人（無作為抽出）を対象に市民アンケート調査を実施しました。

表 2-6-1 市民アンケート調査の概要

区分	内容
調査対象者	本市に在住する 18 歳以上の男女 計 1,000 人
調 査 方 法	市公式 LINE アプリでの Web アンケート
回収状況	526 人（回収率：52.6%）

【市民アンケート調査結果の概要】

・地域の身近な満足度・重要度については、「空気のきれいさ」や「自然景観の美しさ」、「街の静けさ」において高い結果となった。なお、「公共交通機関の便利さ」や「環境意識やマナー」については満足度が低く、重要度が高くなっている。

・市が取り組むべき事項としては、回答者の 60.3%が「効率的な交通手段の導入」を挙げており、その他「ごみ不法投棄の防止」や「有害鳥獣への対策」が挙げられた。前回との比較としては、依然として「効率的な交通手段の導入」が高くなっており、前回の回答数から 60.1%の増加となった。

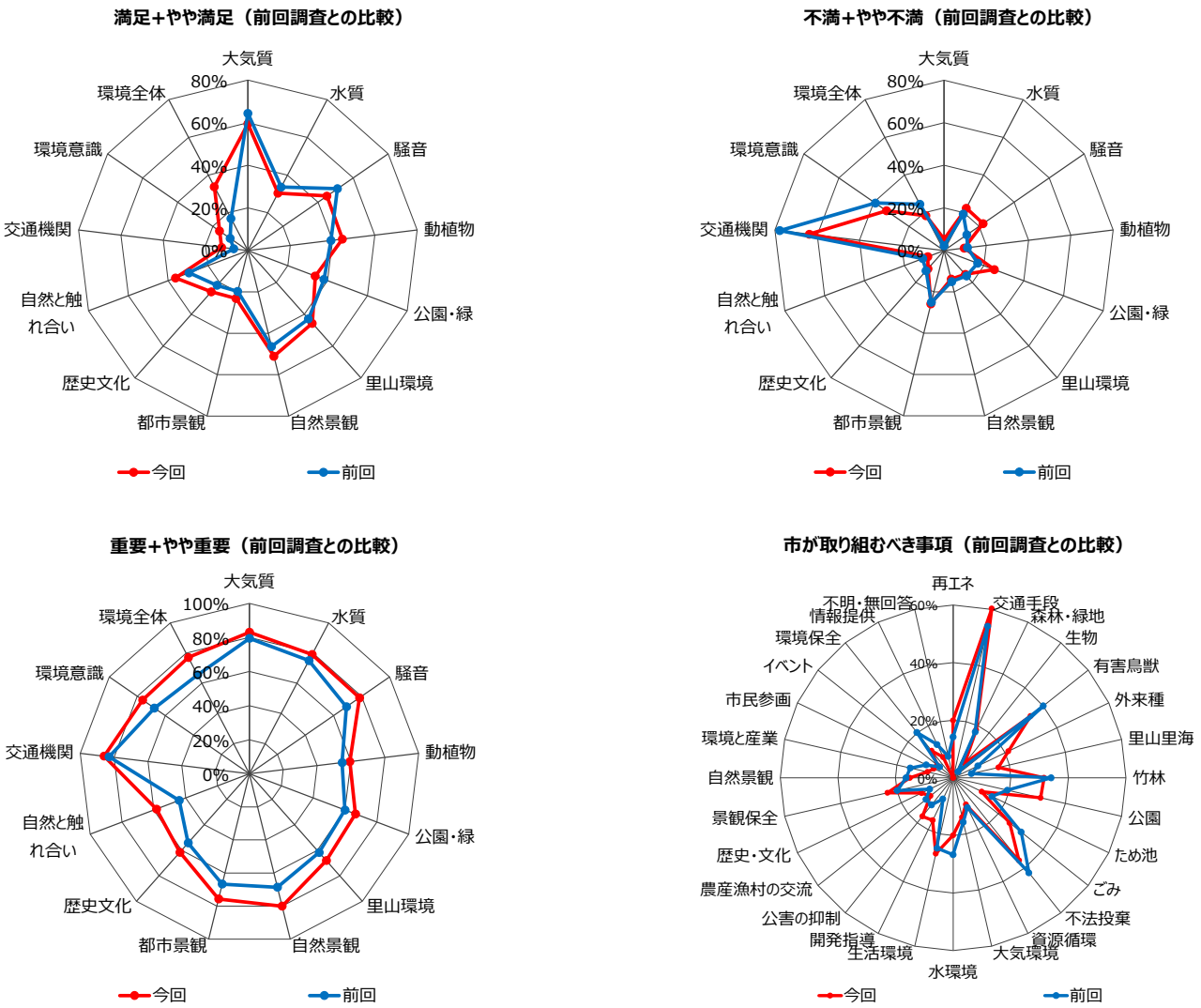

図 2-6-1 アンケート調査結果（1）

2.事業者アンケート

市内の 100 事業者（無作為抽出）を対象に事業者アンケート調査を実施しました。

表 2-6-2 事業者アンケート調査の概要

区分	内容
調査対象者	市内の事業者 計 100 事業者
調 査 方 法	郵送による調査票の配布・回収
回 収 状 況	38 事業者（回収率：38.0%）

【事業者アンケート調査結果の概要】

・環境に配慮した取り組みの位置づけとしては、68.4%の事業所が「社会的責任の一つ」を挙げ、次いで「義務として遵守するもの」を挙げており、企業責任としての意識の高さがうかがえた。

・本市が取り組むべき事項については、「竹林・耕作放棄地の拡大防止」が最も多く、概ね同率で「再生可能エネルギーの活用」、「効率的な交通手段の導入」、「森林・緑地の保全・再生」、「里山里海の保全」といった意見が多かった。

・市民と事業者との比較では、市民においては「効率的な交通手段の導入」が最も多かったが、事業者においては「竹林・耕作放棄地の拡大防止」が最も多く、概ね同率で「再生可能エネルギー」や「森林・緑地の保全・再生」、「里山里海の保全」といった意見が多く、市民と事業者とで差が見られた。

・環境への取り組みを進める上での問題点・課題については、「人材不足」が 52.6%を占めており、次いで「知識・情報不足」、「手間や時間がかかる」が多く挙がっていた。前回調査と比較すると、「人材不足」が 14.7 ポイントの増加、次いで「環境活動に関する情報の不足」、「対策を推進する組織がない」がともに 6.4 ポイントの増加となった。

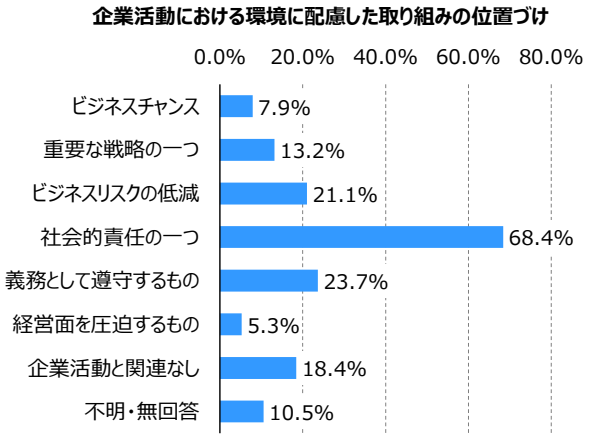

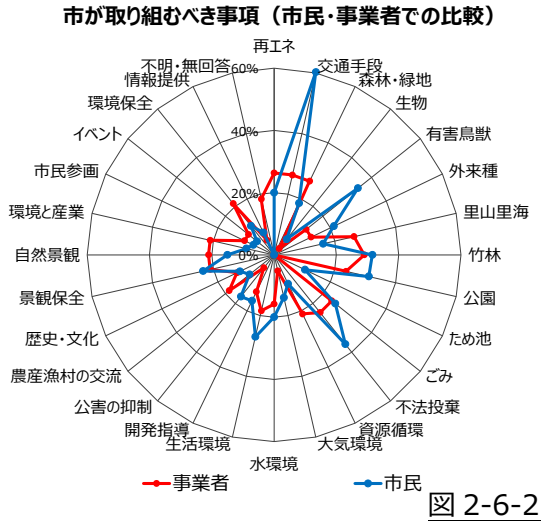

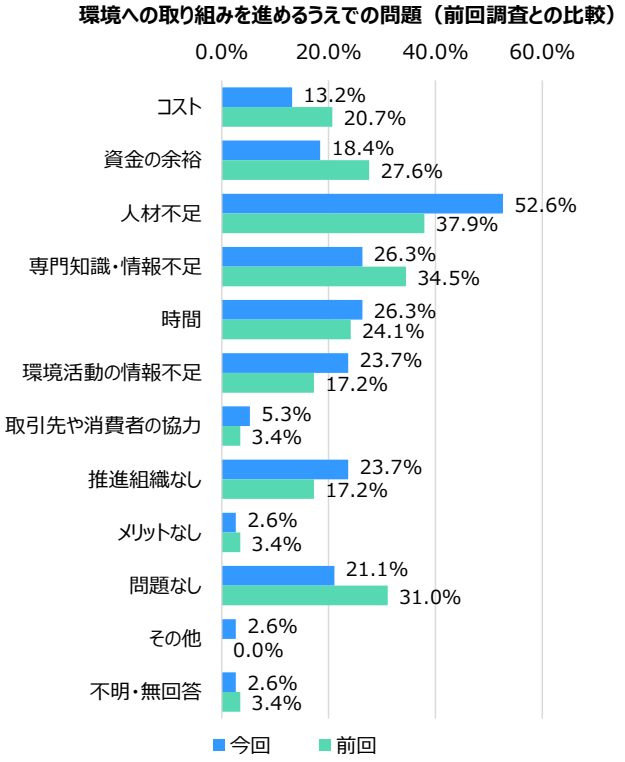

図 2-6-2 アンケート調査結果（2）

第 7 節 環境を取り巻く社会情勢

1.全国的な人口減少・少子高齢化社会の突入

・日本の総人口は、2020 年の国勢調査では、1 億 2,321 万人となり、本格的な人口減少・少子高齢化社会に突入しています。

・また、若年層を中心に地方から都市への人口流出が続いており、第一次産業の担い手が減少することで、森林及び耕作地の荒廃や野生鳥獣被害が深刻化しています。

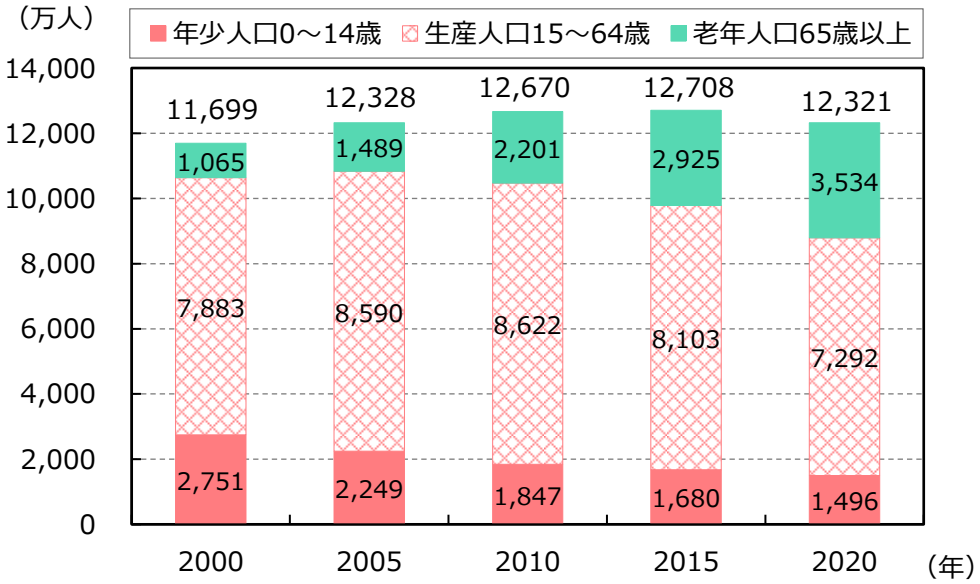

出典：国勢調査

図 2-7-1 日本の人口の推移（年齢不詳を除く）

2.地球環境をめぐる国際的な動向

・2015 年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2030 年までの国際社会共通である、持続可能な開発目標（SDGs）を設定しました。SDGs には、地球環境に関わる事項が多く含まれており、日本においても、自治体や民間企業などで、この考えに基づく取り組みが進められています。

・経済、産業の発展に伴い、地球温暖化が進行し、気候変動による異常気象、猛暑日の増加による熱中症の増加、感染症の拡大など、世界中に影響を与えています。2015 年 12 月に採択されたパリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分下方に抑え（努力目標 1.5℃）、21 世紀後半には人為的な温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。

・2022 年 12 月にカナダのモントリオールで開催された COP15 において、2020 年までの国際目標であった愛知目標に代わる新たな国際目標として、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、愛知目標で掲げられた「自然と共生する世界」が引き続き 2050 年ビジョンとして掲げられるとともに、このビジョンに関連する「保全」や「持続可能な利用」などの 4 つのゴールが設定されました。

・2019 年 6 月の G20 大阪サミットにおいて、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。その実現に向け、同月に開催された G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合では、G20 各国が自主的な取り組みについて情報共有を行い、相互学習を通じた効果的な対策を実施することを促進するため、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が採択されました。

3.地球環境をめぐる国内の動向

・2023 年 5 月、国は「第六次環境基本計画」を策定しました。「第六次環境基本計画」では、地球が気候変動、生物多様性の損失、汚染の 3 つの危機に直面していることを指摘しており、「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」を最上位の目的とし、市場的価値及び非市場的価値において「新たな成長」を図ることによって循環型共生社会の実現を目指すとしています。さらに、2030 年頃までの 10 年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いとされることから、「勝負の 2030 年」として科学的知見に基づいた取り組みのスピードとスケールを確保するとしています。

・パリ協定への対応として、2020 年 10 月、国は 2050 年にカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること）を目指すことを宣言しました。さらに、2021 年 10 月、国は「地球温暖化対策計画」を策定し、2030 年度の中期目標として、温室効果ガスの排出を 2013 年度比 46%削減するとともに、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

・「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、国は、2050 年の目標である「自然と共生する社会」の実現に向け、2030 年までに生物多様性の損失を止め、反転させる「2030 年ネイチャーポジティブ」を掲げた「生物多様性国家戦略 2023-2030」を 2023 年 3 月に策定しました。ネイチャーポジティブの実現のため、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」を掲げています。

・海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等の課題に対応するため、国は 2019 年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewable の基本原則と、6 つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。さらに、2021 年 6 月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関するあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取り組みを促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行しました。

【参考】カーボンニュートラルとは？

・温室効果ガス排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることです。

・カーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガス排出量の削減はもちろん、吸収源対策を強化する必要があります。

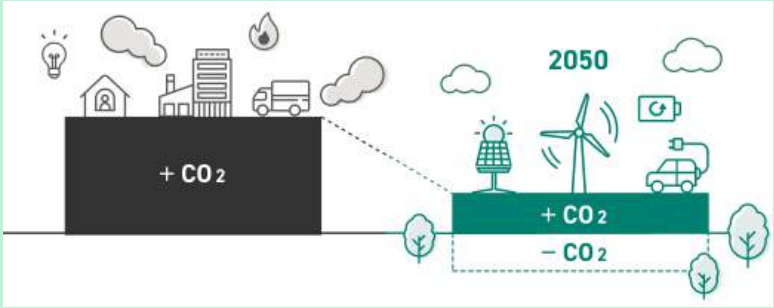

出典：環境省ウェブサイト

図 2-7-2 カーボンニュートラルのイメージ

第 3 章　環境の将来像と基本目標

第 3 章 環境の将来像と基本目標

第 1 節 環境の将来像

本計画では、市民・事業者・滞在者・行政の各主体がそれぞれの責務に応じた役割分担のもと、相互に連携して環境保全に取り組んでいくための道しるべとして、本市が目指すべき将来の姿「環境の将来像」を次のように設定します。

【環境の将来像】

海・里・山、自然の恵み豊かな島

笑顔が育む循環と共生のまち

【将来像の意味・考え方】

- 本市は海に囲まれたまちであり、海辺から中央の山地にかけて、海の自然、里の自然（川やため池、耕作地、里地・里山）、山の自然がつながっています。
- 「海・里・山」の自然のつながりに加え、農漁業などの人の営みと自然のつながりにより、自然の恵み豊かな、本市独特の環境が形成されています。
- 自然の恵み豊かな本市の環境を、より良い形で将来世代に継承していくことが現世代の責務であり、環境の保全や創造に取り組む必要があります。
- 本市では、市民・事業者・滞在者・行政等のあらゆる主体が、循環と共生を基調とした、笑顔あふれる環境のまちづくりに取り組み、持続可能な社会の形成を目指します。

第 2 節 施策体系

本市が目指すべき「環境の将来像」の実現に向けた 6 つの「基本目標」及び目標の達成に向け中長期的に取り組むべき「基本施策」は以下のとおりです。

基本目標	**1 脱炭素社会の実現** ～再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化が進んだ、地球温暖化防止に取り組むまち～	
基本施策	淡路市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) ■脱炭素なライフスタイルへの転換 ■安心安全な再生可能エネルギー活用の推進 ■環境に配慮した交通の推進 ■資源循環の推進 ■森林吸収源対策の推進	第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) ■省エネルギー化の推進 ■再生可能エネルギーの導入拡大 ■環境に配慮した交通の推進 ■資源循環の推進 ■職員の環境意識の向上

基本目標	**2 自然共生社会の実現** ～多様な自然が適切に保全・活用された、自然と共生するまち～	
基本施策	■生物多様性の保全の推進 ■鳥獣被害の防止と適正管理の推進	■里山里海、森林の保全の推進 ■環境学習と自然とのふれあい活動の推進

基本目標	**3 循環型社会の実現** ～循環資源の活用が進んだ、環境負荷が少ない循環型のまち～	
基本施策	■資源循環の推進 ■廃棄物の適正処理の実施	■地域の循環圏の構築推進

基本目標	**4 安全・快適社会の実現** ～良好な大気質・水質・住環境が確保された、安全・快適で住みやすいまち～	
基本施策	■良好な大気環境の保全 ■良好な水環境の保全	■騒音・振動・悪臭の防止 ■近隣公害の防止と快適な住環境の形成

基本目標	**5 環境資源を活用した地域活性化の実現** ～自然・歴史・文化などの地域の環境資源が活用された、魅力のあるまち～	
基本施策	■自然環境を活用した都市農山漁村交流の推進 ■歴史・文化資源の保全と活用	■環境資源を活用した良好な景観の保全・形成 ■持続可能な社会構築に向けた産業の振興

基本目標	**6 地域力にあふれる社会の実現** ～市民・事業者・滞在者・行政が積極的に環境保全に取り組む、協働のまち～	
基本施策	■市民参画の促進 ■環境保全団体などの活動支援	■情報提供・共有の推進

第 3 節 基本目標

本計画では、「第 2 次淡路市総合計画」や国・県の環境基本計画などを踏まえ、「環境の将来像」を実現するための 6 つの基本目標を設定します。

表 3-3-1 6 つの基本目標とその設定理由

基本目標	設定理由
1 脱炭素社会の実現	地球温暖化の問題は人類共通の課題であり、持続可能な地域社会を構築していくためには、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現に取り組む必要があります。
2 自然共生社会の実現	生物多様性は人類の生存基盤や文化の多様性を支えています。地域の多様な自然を保全・活用し、環境の恩恵を将来にわたって享受できる、人と自然が共生する社会「自然共生社会」の実現に取り組む必要があります。
3 循環型社会の実現	持続可能な社会の構築を進めるためには、大量生産・大量消費のライフスタイルを転換し、限りある資源を有効に利用する社会を構築することが重要です。このため、ごみの発生抑制や循環資源の活用が進んだ、環境負荷の少ない「循環型社会」の実現に取り組む必要があります。
4 安全・快適社会の実現	よりよい地域社会を構築していくためには、公害のない安全・快適で住みやすいまちづくりが重要です。このため、良好な大気質・水質・住環境が確保された、「安全・快適社会」の実現に取り組む必要があります。
5 環境資源を活用した地域活性化の実現	本市では人口減少や少子・高齢化が進行しており、そのような中でも環境資源を活用し、地域の担い手を育成することで地域の活性化を図ることが重要です。このため、豊かな環境資源を保全しつつ、効果的に活用する「環境資源を活用した地域活性化」の実現に取り組む必要があります。
6 地域力にあふれる社会の実現	持続可能な社会を構築していくためには、あらゆる主体が積極的に協働して問題解決を図るなど、地域力を高めることが重要です。このため、全ての主体が協働して環境保全に取り組む「地域力にあふれる社会」の実現に取り組む必要があります。

第 4 節 基本施策

本計画では、6 つの「基本目標」を達成するために、中長期的に取り組むべき「基本施策」を以下に示します。

基本目標 1	脱炭素社会の実現	
将来像	■再生可能エネルギーの活用が進んだ、地球温暖化防止に取り組むまち (1) 脱炭素なライフスタイルが浸透している。 (2) 再生可能エネルギーが活発に活用されるとともに、地域の安心・安全が確保されている。 (3) 地域の特徴にあった環境にやさしい交通が形成されている。 (4) CO_2 の吸収源となる森林が積極的に再生・整備されている。	
基本施策	淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） (1) 脱炭素なライフスタイルへの転換 (2) 安心安全な再生可能エネルギー活用の推進 (3) 環境に配慮した交通の推進 (4) 資源循環の推進 (5) 森林吸収源対策の推進	第４次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） (1) 省エネルギー化の推進 (2) 再生可能エネルギーの導入拡大 (3) 環境に配慮した交通の推進 (4) 資源循環の推進 (5) 職員の環境意識の向上

基本目標 2	自然共生社会の実現
将来像	■多様な自然が適切に保全・活用された、自然と共生するまち (1) 豊かな自然環境が保全され、地域の生物多様性が確保されている。 (2) 有害鳥獣被害がなく、人と野生生物が共生している。 (3) 後継者や耕作放棄地の問題の解消が進み、豊かな里山里海や森林が保全されている。 (4) 人と自然のふれあい活動や環境学習が活発に実施されている。
基本施策	(1) 生物多様性の保全の推進 (2) 鳥獣被害の防止と適正管理の推進 (3) 里山里海、森林の保全の推進 (4) 環境学習と自然とのふれあい活動の推進

基本目標 3	循環型社会の実現
将来像	■循環資源の活用が進んだ、環境負荷が少ない循環型のまち (1) 廃棄物の削減が進み、資源の循環が図られている。 (2) 廃棄物が適正に処理され、地域の環境保全が図られている。 (3) 地域資源が地産地消され、農村・漁村を中心とした循環圏が形成されている。
基本施策	(1) 資源循環の推進 (2) 廃棄物の適正処理の実施 (3) 地域の循環圏の構築推進

基本目標 4	安全・快適社会の実現
将来像	■良好な大気質・水質・住環境が確保された、安全・快適で住みやすいまち (1) 良好な大気質が維持され、安全・快適な大気環境が確保されている。 (2) 川や海、地下水の水質が良好な状態で維持され、安全・快適な水環境が確保されている。 (3) 騒音や振動、悪臭のない、快適な住環境が形成されている。 (4) 環境意識が高まり、近隣公害やごみの散乱、ペットの糞などの問題が解消している。
基本施策	(1) 良好な大気環境の保全 (2) 良好な水環境の保全 (3) 騒音・振動・悪臭の防止 (4) 近隣公害の防止と快適な住環境の形成

基本目標 5	環境資源を活用した地域活性化の実現
将来像	■自然・歴史・文化などの地域の環境資源が活用された、魅力のあるまち (1) 地域の多様な自然が、観光や市民・子ども達の学習・遊び場として活用されている。 (2) 地域の歴史・文化資源が適切に保全・活用され、交流の基盤となっている。 (3) 豊かな自然を背景とした、地域の特徴を活かした景観が形成されている。 (4) 環境資源を活用した産業振興が進められ、地域の活性化に寄与している。
基本施策	(1) 自然環境を活用した都市農山漁村交流の推進 (2) 歴史・文化資源の保全と活用 (3) 環境資源を活用した良好な景観の保全・形成 (4) 持続可能な社会構築に向けた産業の振興

基本目標 6	地域力にあふれる社会の実現
将来像	■市民・事業者・滞在者・行政が積極的に環境保全に取り組む、協働のまち (1) 市民・事業者が環境保全や地域課題の解決に積極的に参画している。 (2) NPOやボランティアなどの市民団体が、各主体と協働し、環境保全に取り組んでいる。 (3) 協働の基盤として、市民・事業者・滞在者・行政で、様々な環境情報が共有されている。
基本施策	(1) 市民参画の促進 (2) 環境保全団体などの活動支援 (3) 情報提供・共有の推進

第４章　環境施策と環境行動指針

第 4 章 環境施策と環境行動指針

第 1 節 脱炭素社会の実現

第 1 項 淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1.現在の取り組みと課題

・本市における温室効果ガス排出量は、現況年度である 2021 年度では 215.9 千 t-CO_2 で、2013 年度比では 25.7%の減少となっており、減少傾向で推移しています。

・部門別に見ると、産業部門のうち、農林水産業、建設業・鉱業での増加はあるものの、全ての部門において 2013 年度比で減少しています。

表 4-1-1 淡路市域における温室効果ガス排出量の推移

（千t-CO_2）

区分	2013（基準年度）	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
エネルギー起源CO_2	285.3	279.5	266.3	262.2	237.9	225.2	214.1	212.0	210.9
産業部門	69.4	67.0	64.7	71.2	58.2	56.0	51.9	57.3	58.2
製造業	43.0	36.8	31.1	37.5	33.5	31.4	29.3	30.9	30.5
農林水産業	24.5	28.2	32.3	31.9	23.7	23.7	21.1	25.1	25.0
建設業・鉱業	1.8	2.1	1.4	1.8	1.0	0.9	1.4	1.3	2.7
業務部門	64.5	69.8	64.0	60.2	52.2	44.3	43.3	43.4	41.6
家庭部門	68.0	59.6	53.7	49.1	47.6	41.5	41.2	40.7	40.1
運輸部門	83.5	83.1	83.8	81.6	79.9	83.3	77.7	70.6	70.9
非エネルギー起源CO_2	5.2	5.7	5.3	3.9	5.8	7.2	5.5	7.9	5.0
廃棄物部門	5.2	5.7	5.3	3.9	5.8	7.2	5.5	7.9	5.0
合計	290.5	285.2	271.5	266.1	243.7	232.4	219.6	219.9	215.9

注）端数処理により、合計値が合わない場合があります。

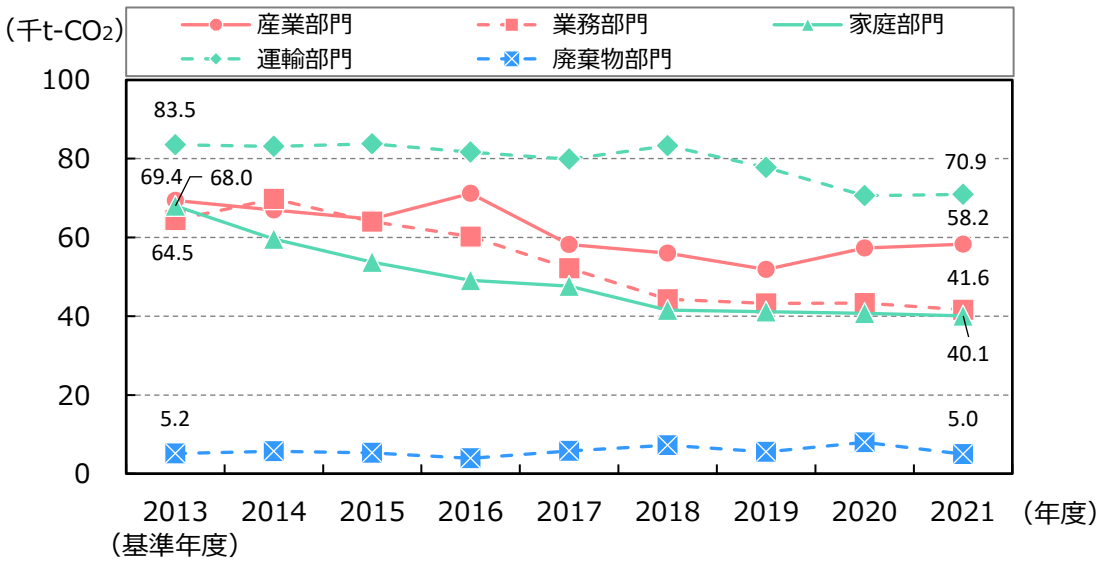

図 4-1-1 温室効果ガス排出量の推移

・部門別の構成比を見ると、運輸部門が最も多く、温室効果ガス排出量の32.9%を占めており、次いで産業部門が 27.0%、業務部門が 19.3%、家庭部門が 18.6%、廃棄物部門が 2.3%となっています。

・今後追加的な対策を実施しなかった場合（現状すう勢ケース）として将来推計を行った結果、目標年度とする2030年度における温室効果ガス排出量は217.1千 t-CO_2となり、2021年度比では0.6%の増加となる見込みであるため、さらなる削減に向け、取り組みの強化が必要です。

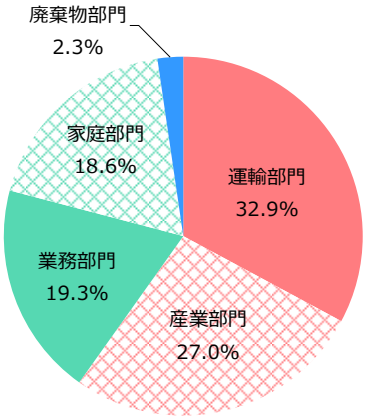

図 4-1-2 部門別構成比（2021 年度）

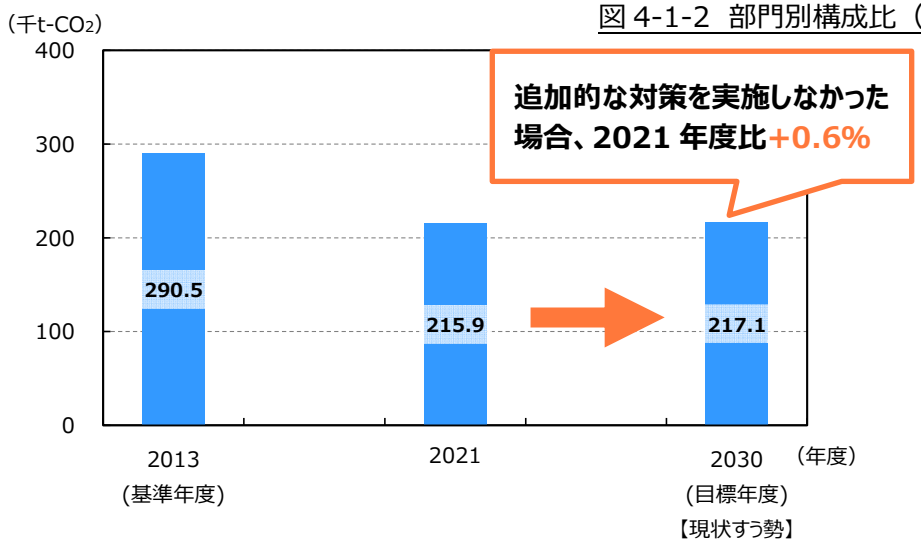

図 4-1-3 将来推計結果（現状すう勢ケース）

・温室効果ガス排出量の削減については、2050年における温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す、2050年ゼロカーボンシティに挑戦することを2021年1月に表明し、実現に向け、再生可能エネルギーの創出やエネルギーの地産地消、地域レジリエンスの強化等を掲げています。

・2022年4月には夢舞台サスティナブル・パーク内の民間施設、隣接する国営明石海峡公園、市営南鵜崎団地等が脱炭素先行地域に選定され、それらの施設に加えて市内の休耕地、ため池、住宅屋根等へ太陽光発電を導入し、再エネ電力を供給することで脱炭素化を図っていくこととしています。

・2023年6月には環境保全と再生可能エネルギーの導入促進の両立を目的として「再生可能エネルギー導入促進に関するゾーニング報告書」を作成し、本市全域を対象とした促進区域※（市として積極的に導入を進めたいと考えている区域）、調整区域（導入にあたって社会環境等への配慮が必要な区域）、抑制区域（法令上導入が規制されている区域）の3つの区域を設定しました。（各区域のマップについては図4-1-4以降を参照）

※再生可能エネルギーの導入に関して本市が独自に定義したものであり、「温対法」で定義される「促進区域」とは異なります。

・公共交通について、淡路市生活観光バス路線（あわ神・あわ姫バス）を運行しており、新規路線の運航開始や無料運行デーの実施など、公共交通の利用促進を図っています。

・本市の温室効果ガス排出量の 32.9%を運輸部門が占めていることから、さらなる削減に向け、公共交通の利用促進の強化が必要です。さらに、鉄道がないという特性上、バス以外での遠距離移動において自動車の使用は不可欠であるため、電気自動車の導入促進に向けた充電設備の設置拡大や、エコドライブの普及に向けた情報発信等を行っていく必要があります。

注）区域が重複している場合があります。　　出典：「再生可能エネルギー導入促進に関するゾーニング報告書」

図 4-1-4 本市における促進区域マップ

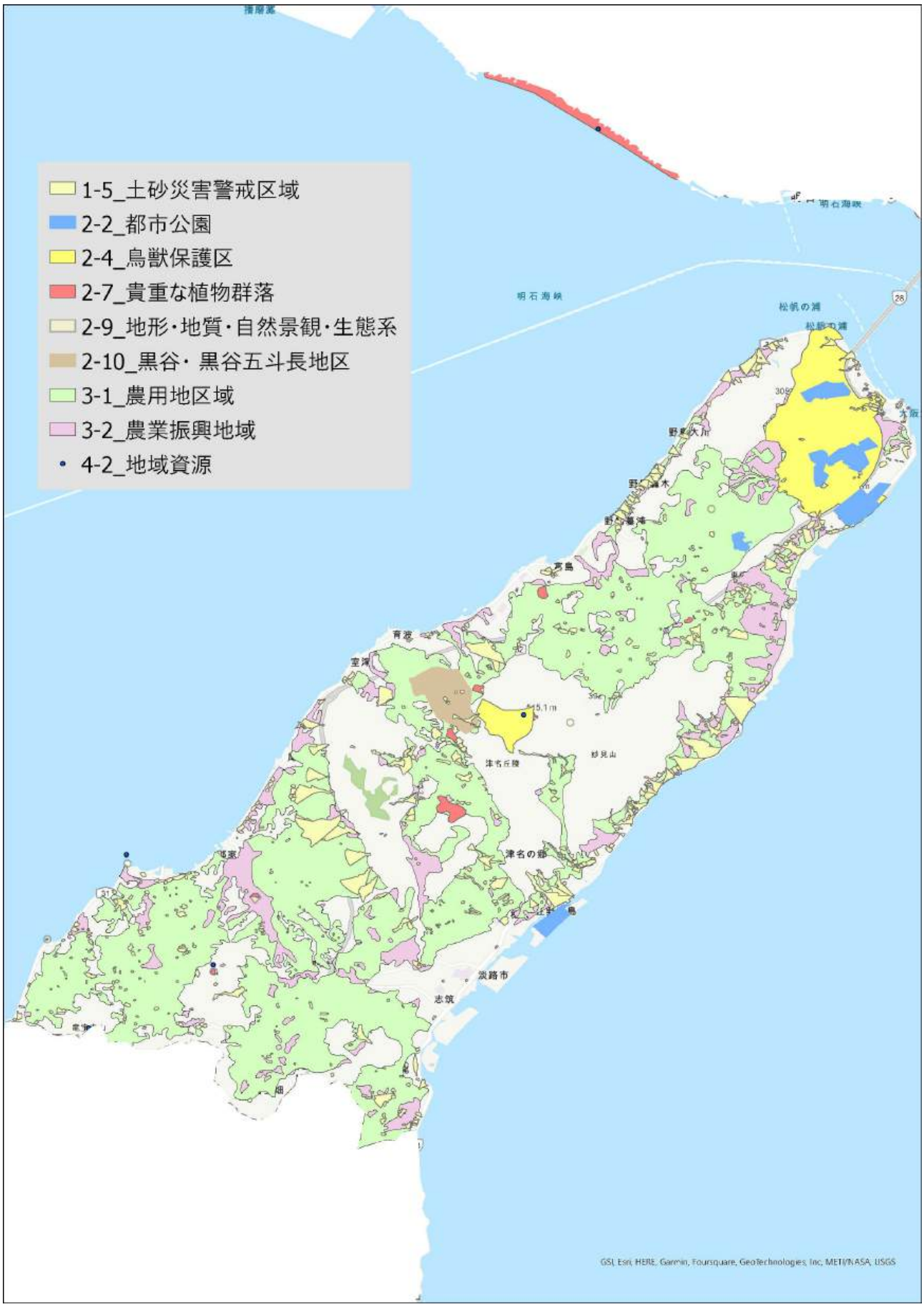

注）区域が重複している場合があります。（例：松帆の浦）　　出典：「再生可能エネルギー導入促進に関するゾーニング報告書」

図 4-1-5 本市における調整区域マップ（1）

注）区域が重複している場合があります。　　出典：「再生可能エネルギー導入促進に関するゾーニング報告書」

図 4-1-6 本市における調整区域マップ（2）

注）区域が重複している場合があります。　　出典：「再生可能エネルギー導入促進に関するゾーニング報告書」

図 4-1-7 本市における抑制区域マップ

2.削減目標

・本市の 2021 年度における温室効果ガス排出量は、2013 年度比で 25.7%の削減となっており、減少傾向にありますが、今後追加的な対策を実施しなかった場合、2021 年度比では 0.6%の増加となることから、取り組みの強化が必要となります。

・国は、「地球温暖化対策計画」において、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしており、目標の達成に向け、再生可能エネルギーの導入拡大、住宅や建築物における省エネルギー基準への適合の義務付け拡大、産業や運輸部門等における 2050 年に向けたイノベーション支援、脱炭素先行地域の拡大等を推進することとしています。

・県は、2022 年 3 月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を改定し、2050 年カーボンニュートラルをゴールとして 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 48%削減することを目標として掲げており、目標の達成に向け、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー対策や 3R の徹底、森林吸収源対策等を推進することとしています。

・本市においては、市民・事業者・滞在者・行政の各主体が一体となり、各部門による省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入拡大、電気事業者の取り組みによる排出係数の低減、森林吸収源対策により、さらなる温室効果ガス排出量の削減を推進していくこととし、それらの削減見込量を基に、県の目標を踏まえて設定します。

温室効果ガス排出量削減目標

2030 年度の温室効果ガス排出量を **2013 年度比 48%削減**

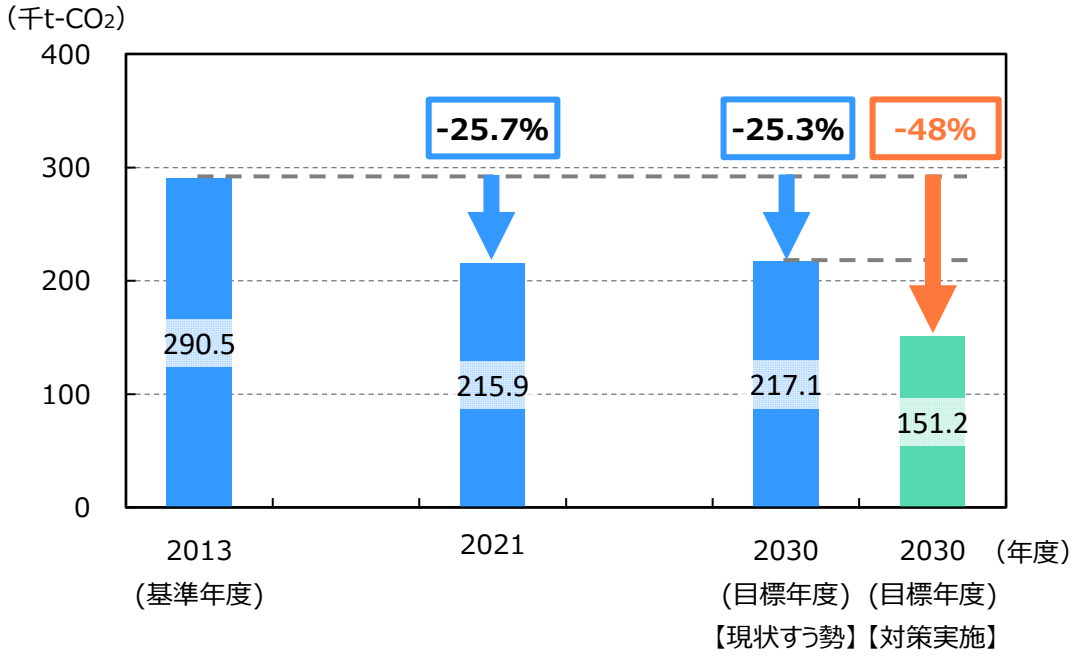

図 4-1-8 削減目標

・現状すう勢ケースにおける 2030 年度の温室効果ガス排出量から、対策による削減見込量を差し引くことで、削減目標の達成を目指します。

表 4-1-2 将来推計結果

（千 t-CO_2）

区分		2013 年度	2030 年度（現状すう勢）	2030 年度（対策実施）		
		排出量	排出量	削減見込量	排出量	削減率（2013 年度比）
省エネルギー対策等	産業部門	69.4	58.1	2.7	55.4	-20%
	業務部門	64.5	42.9	7.6	35.2	-45%
	家庭部門	68.0	40.1	6.2	33.9	-50%
	運輸部門	83.5	71.0	12.1	58.9	-30%
	廃棄物部門	5.2	5.0	1.9	3.1	-40%
再生可能エネルギーの導入		—	—	6.9	-6.9	—
排出係数の低減		—	—	13.1	-13.1	—
森林吸収源対策		—	—	15.5	-15.5	—
合計		290.5	217.1	65.9	151.2	-48%

注）端数処理により、合計値が合わない場合があります。

・廃棄物部門、再生可能エネルギーの導入における削減見込量については、本市の関連計画等における目標値を基に推計しました。その他については、本市においても国と同等の水準で温室効果ガス排出量の削減に取り組むことを前提に、国の「地球温暖化対策計画」に示されている対策のうち、本市で実施可能な対策による 2030 年度における国全体の削減見込量を、国と本市の活動量等の比率で按分することにより推計しました。

表 4-1-3 削減見込量の推計結果（1）

区分		推計手法	対策	削減見込量（千 t-CO_2）
省エネルギー対策等				
	産業部門	国の「地球温暖化対策計画」で示されている 2030 年度における上記の対策による削減見込量を国と本市の製造品出荷額等の比率で按分することにより推計	高効率空調や高性能ボイラーなどの省エネルギー性能の高い設備機器等の導入促進	2.5
			FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.2
		合計		2.7
	業務部門	国の「地球温暖化対策計画」で示されている 2030 年度における上記の対策による削減見込量を国と本市の事業所数の比率で按分することにより推計	建築物の省エネルギー化	2.8
			業務用給湯器、高効率照明といった高効率な省エネルギー機器の普及	1.6
			トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	1.9

表 4-1-4 削減見込量の推計結果（2）

区分		推計手法	対策	削減見込量（千 t-CO_2）
省エネルギー対策等				
	業務部門	国の「地球温暖化対策計画」で示されている 2030 年度における上記の対策による削減見込量を国と本市の事業所数の比率で按分することにより推計	BEMS の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	1.3
			クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進といった脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.03
		合計		7.6
	家庭部門	国の「地球温暖化対策計画」で示されている 2030 年度での上記の対策による削減見込量を国と本市の世帯数の比率で按分することにより推計	住宅の省エネルギー化	1.5
			高効率給湯器、高効率照明といった高効率な省エネルギー機器の普及	2.8
			トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	0.9
			HEMS スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	1.0
			クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進、家庭エコ診断といった脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.1
		合計		6.2
	運輸部門	国の「地球温暖化対策計画」に示されている 2030 年度における上記の対策による削減見込量を国と本市の自動車保有台数（乗用車、軽自動車）の比率で按分することにより推計	次世代自動車の普及、燃費改善	5.6
			公共交通機関及び自転車の利用促進	0.4
			環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送業等のグリーン化	0.3
			トラック輸送の効率化	3.9
			エコドライブやカーシェアリングといった脱炭素ライフスタイルへの転換	1.8
		合計		12.1
	廃棄物部門	「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（第 4 章第 1 節第 2 項参照）の可燃ごみ処理量、水分含有率、廃プラスチック比率の目標を基に推計	廃プラスチック焼却量の減量	1.9

表 4-1-5 削減見込量の推計結果（3）

区分	推計手法	対策	削減見込量（千 t-CO_2）
再生可能エネルギーの導入	「令和 4 年度淡路市再生可能エネルギー導入促進検討業務 業務成果報告書」の 2030 年度における太陽光発電の導入目標である 22MW（住宅用太陽光【10kW 未満】：12MW、その他太陽光【10kW】：10MW）を達成した場合の削減見込量を推計	太陽光発電の導入拡大	6.9
電気の排出数の低減	2021 年度の排出係数（関西電力：0.299kg-CO_2/kWh）が、国の「地球温暖化対策計画」で示されている目標値（0.250kg-CO_2/kWh）まで低減した場合の削減見込量を推計	電気事業者の取り組みによる排出係数の低減	13.1
森林吸収源対策	国の森林吸収量を国と本市の森林面積の比率で按分して求めた 2021 年度の森林吸収量（15.5 千 t-CO_2）を維持した場合	森林吸収源対策	15.5

3.環境施策・環境行動指針

「脱炭素社会の実現」は、「再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化が進んだ、地球温暖化防止に取り組むまち」を目指すものであり、基本施策、環境施策と環境行動指針は以下のとおりとします。

基本目標	基本施策	環境施策・環境行動指針			
		行 政	市 民	事業者	滞在者
目標 1 脱炭素社会の実現	(1)脱炭素なライフスタイルへの転換	1)情報発信・啓発の推進	1)脱炭素なライフスタイルへの転換	1)脱炭素なビジネススタイルへの転換	—
		2)省エネルギー化の促進	2)省エネルギー行動の実践 3)家庭の省エネルギー化の実践	2)省エネルギー行動の実践 3)事業所の省エネルギー化の実践	1)省エネルギー行動の実践
		3)グリーン購入の促進	4)グリーン購入の実践	4)グリーン購入の実践	2)グリーン購入の実践
		4)地産地消の促進	5)地産地消の実践	5)地産地消の実践	3)地産地消の取り組みへの理解・協力
		5)気候変動適応策の推進	6)気候変動適応行動の実践	6)気候変動適応行動の実践	4)気候変動適応行動の実践
	(2)安心安全な再生可能エネルギー活用の推進	1)情報発信の推進	1)再生可能エネルギーの導入拡大への理解・協力	1)再生可能エネルギーの導入拡大への理解・協力	—
		2)再生可能エネルギーの導入拡大の促進	2)再生可能エネルギーの導入の検討	2)再生可能エネルギーの導入の検討	—
		3)災害レジリエンスの強化促進	3)災害レジリエンスの強化	3)災害レジリエンスの強化	—
		4)再エネ電力調達の促進	4)再エネ電力調達の検討	4)再エネ電力調達の検討	—
	(3)環境に配慮した交通の推進	1)地域の特徴を踏まえた効率的な交通手段の導入	1)公共交通機関の利用	1)公共交通機関の利用	1)公共交通機関の利用
		2)次世代自動車の導入促進	2)次世代自動車の利用の検討	2)次世代自動車の利用の検討	2)次世代自動車の利用の検討
		3)エコドライブの促進	3)エコドライブの実践	3)エコドライブの実践	3)エコドライブの実践
	(4)資源循環の推進	1)情報発信・啓発の推進	1)4R の実践 2)プラスチックの使用削減 3)食品ロスの削減	1)4R の実践 2)プラスチックの使用削減 3)食品ロスの削減	1)4R の実践 2)プラスチックの使用削減 3)食品ロスの削減
		2)資源ごみ受け入れの推進	4)集団回収の実践	—	—
		3)効率的なごみ収集の推進	5)効率的なごみ収集への協力	—	—
	(5)森林吸収源対策の推進	1)森林の健全な保全・再生	1)森林保全活動への参加・協力	1)森林保全活動への参加・協力 2)開発における森林保全の配慮	1)森林保全活動への協力
		2)木材利用の促進	2)木材利用の検討	3)木材利用の検討	—

4.脱炭素社会の実現に向けた取り組み

「脱炭素社会の実現」に向けて、市民・事業者・滞在者・行政が中長期的に取り組むべき環境施策と環境行動指針は、以下のとおりとします。

■環境施策【行政】-1

基本施策	環境施策	環境施策の内容
(1)脱炭素なライフスタイルへの転換	1)情報発信・啓発の推進	省エネルギー行動や建物の省エネルギー化について、広報誌や本市ホームページ等により情報発信を行い、2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素なライフスタイルへの転換を呼びかける。
	2)省エネルギー化の促進	脱炭素先行地域を始めとした機器や施設の省エネルギー化を筆頭に、市域全体での省エネルギー化を促進する。
	3)グリーン購入の促進	環境への負荷が少ない製品・商品・サービスを選んで購入するグリーン購入を促進するため、普及啓発を行う。
	4)地産地消の促進	農漁業の振興及び六次産業化による地域経済の活性化、農水産物輸送エネルギー（フードマイレージ）の削減を促進するため、地産地消の取り組みについて普及啓発を行う。
	5)気候変動適応策の推進	気候変動に伴い発生の増加が懸念される豪雨や土砂災害の対策として、本市ホームページや広報誌、「ひょうご防災ネット（淡路市）」を通じた情報発信や「淡路市防災ガイド」の活用、防災研修講座の実施により防災意識の向上を図るとともに、熱中症増加対策として注意喚起を行い、公共施設等をクーリングシェルター（気候変動による暑さを凌ぐ施設）として活用する。
(2)安心安全な再生可能エネルギー活用の推進	1)情報発信の推進	再生可能エネルギー導入の補助・助成に関する情報を提供し、市民・事業者への再生可能エネルギーの導入促進を図る。
	2)再生可能エネルギーの導入拡大の促進	脱炭素先行地域を始めとした太陽光発電の導入を筆頭に、「再生可能エネルギー導入促進に関するゾーニング報告書」に基づき、周囲の環境に配慮した再生可能エネルギーの導入拡大を促進する。
	3)災害レジリエンスの強化促進	太陽光発電の導入と併せた蓄電池の導入について支援を検討し、災害時における非常用電源の確保に努める。
	4)再エネ電力調達の促進	電力契約について、より排出係数が低い再生可能エネルギー由来の電力への切り替えに関する普及啓発を行う。
(3)環境に配慮した交通の推進	1)地域の特徴を踏まえた効率的な交通手段の導入	「淡路島地域公共交通計画」に基づき、公共交通ネットワークの形成など、持続可能な地域公共交通の実現に向けた取り組みを進める。
	2)次世代自動車の導入促進	市内への電気自動車用の充電設備の設置拡大や、家庭及び事業所への電気自動車用の充電設備の設置に向けた支援について検討するとともに、次世代自動車の普及に向けた情報発信を行う。
	3)エコドライブの促進	「エコドライブ 10 のすすめ」について情報発信を行う。

■環境施策【行政】-2

基本施策	環境施策	環境施策の内容
(4) 資源循環の推進	1)情報発信・啓発の推進※	※第 4 章第 3 節（P63）に記載のため、省略。
	2)資源ごみ受け入れの推進※	
	3)効率的なごみ収集の推進※	
(5) 森林吸収源対策の推進	1)森林の健全な保全・再生※	※第 4 章第 2 節（P57）に記載のため、省略。
	2)木材利用の促進※	

■環境行動指針【市民】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1)脱炭素なライフスタイルへの転換	1)脱炭素なライフスタイルへの転換	2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素なライフスタイルへの転換に努める。
	2)省エネルギー行動の実践	省エネルギーな取り組みについて積極的に情報収集し、身近な省エネルギー行動を実践する。
	3)家庭の省エネルギー化の実践	省エネルギー機器への買い替え、断熱改修、エネルギー管理システム（HEMS）の導入について検討し、住宅のゼロエネルギー化（ZEH）に資する取り組みを実践する。
	4)グリーン購入の実践	環境への負荷が少ない製品・商品・サービスを選んで購入する。
	5)地産地消の実践	地元の農水産物を積極的に利用し、地産地消を実践する。
	6)気候変動適応行動の実践	地域における防災情報の確認、節水の実践、熱中症予防の徹底等、気候変動適応行動に取り組む。
(2)安心安全な再生可能エネルギー活用の推進	1)再生可能エネルギーの導入拡大への理解・協力	再生可能エネルギーの導入拡大に関する取り組みの趣旨を理解し、協力する。
	2)再生可能エネルギーの導入の検討	太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入について積極的に情報収集し、導入を検討する。
	3)災害レジリエンスの強化	太陽光発電の導入と併せた蓄電池の導入について検討し、災害時における非常用電源の確保に努める。
	4)再エネ電力調達の検討	電力契約について、より排出係数が低い再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを検討する。
(3)環境に配慮した交通の推進	1)公共交通機関の利用	移動の際は、できるだけ公共交通機関を利用し、持続性のある交通体系の維持に協力する。
	2)次世代自動車の利用の検討	走行中に温室効果ガスを排出しない電気自動車などの環境にやさしい次世代自動車の利用を心掛ける。
	3)エコドライブの実践	エコドライブを実践する。
(4)資源循環の推進	1)4R の実践※	※第 4 章第 3 節（P64）に記載のため、省略。
	2)プラスチックの使用削減※	
	3)食品ロスの削減※	
	4)集団回収の実践※	
	5)効率的なごみ収集への協力※	
(5)森林吸収源対策の推進	1)森林の保全活動への参加・協力※	※第 4 章第 2 節（P58）に記載のため、省略。
	2)木材利用の検討※	

■環境行動指針【事業者】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1)脱炭素なライフスタイルへの転換	1)脱炭素なビジネススタイルへの転換	2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素なビジネススタイルへの転換に努める。
	2)省エネルギー行動の実践	省エネルギーな取り組みについて積極的に情報収集し、身近な省エネルギー行動を実践する。
	3)事業所の省エネルギー化の実践	省エネルギー機器への買い替えや断熱改修、エネルギー管理システム（BEMS・FEMS）の導入について検討し、事業所のゼロエネルギー化（ZEB）に資する取り組みを推進する。
	4)グリーン購入の実践	環境への負荷が少ない製品・商品・サービスの購入・提供を実践する。
	5)地産地消の実践	地元の農水産物を積極的に利用し、地産地消を実践する。
	6)気候変動適応行動の実践	事業活動の内容に即した気候変動への適応を推進するよう努める。
(2)安心安全な再生可能エネルギー活用の推進	1)再生可能エネルギーの導入拡大への理解・協力	再生可能エネルギーの導入拡大に関する取り組みの趣旨を理解し、協力する。
	2)再生可能エネルギーの導入の検討	太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入について積極的に情報収集し、導入を検討する。
	3)災害レジリエンスの強化	太陽光発電の導入と併せた蓄電池の導入について検討し、災害時における非常用電源の確保に努める。
	4)再エネ電力調達の検討	電力契約について、より排出係数が低い再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを検討する。
(3)環境に配慮した交通の推進	1)公共交通機関の利用	移動の際は、できるだけ公共交通機関を利用し、持続性のある交通体系の維持に協力する。
	2)次世代自動車の利用の検討	走行中に温室効果ガスを排出しない電気自動車などの環境にやさしい次世代自動車の利用を心掛ける。
	3)エコドライブの実践	エコドライブを実践する。
(4)資源循環の推進	1)4R の実践※	※第 4 章第 3 節（P65）に記載のため、省略。
	2)プラスチックの使用削減※	
	3)食品ロスの削減※	
(5)森林吸収源対策の推進	1)森林保全活動への参加・協力※	※第 4 章第 2 節（P59）に記載のため、省略。
	2)開発における森林保全の配慮※	
	3)木材利用の検討※	

■環境行動指針【滞在者】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1)脱炭素なライフスタイルへの転換	1)省エネルギー行動の実践	滞在先の施設における節電など、身近な省エネルギー行動を実践する。
	2)グリーン購入の実践	環境への負荷が少ない製品・商品・サービスを選んで購入する。
	3)地産地消の取り組みへの理解・協力	地元の農水産物を積極的に利用し、地産地消に協力する。
	4)気候変動適応行動の実践	地方公共団体が提供する情報を活用し、気候変動適応行動に心掛ける。
(3)環境に配慮した交通の推進	1)公共交通機関の利用	移動の際は、できるだけ公共交通機関を利用し、持続性のある交通体系の維持に協力する。
	2)次世代自動車の利用の検討	走行中に温室効果ガスを排出しない電気自動車などの環境にやさしい次世代自動車の利用を心掛ける。
	3)エコドライブの実践	エコドライブを実践する。
(4)資源循環の推進	1)4R の実践※	※第 4 章第 3 節（P66）に記載のため、省略。
	2)プラスチックの使用削減※	
	3)食品ロスの削減※	
(5)森林吸収源対策の推進	1)森林保全活動への協力※	※第 4 章第 2 節（P60）に記載のため、省略。

第 2 項 第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

1.現在の取り組みと課題

・温室効果ガス排出量の削減については、2019 年 3 月に「淡路市第 3 次地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務事業において発生する温室効果ガス排出量を 2023 年度までに 18.9%削減（2013 年度比）することを目標として達成に向けて取り組みを進めています。しかしながら、2023 年度の温室効果ガス排出量は 15,634t-CO_2 となっており、2013 年度比で 0.4%の増加となっているため、目標の達成には至っていない状況です。

表 4-1-6 事務事業における温室効果ガス排出量の推移

（単位：t-CO_2）

項目		2013年度（基準年度）	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度			2023年度での増減状況
		排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	基準年度比 増減量	基準年度比 増減率	
燃料	ガソリン	229	186	192	182	200	**188**	**-42**	**-18.2%**	**減少**
	軽油	173	2,803	2,740	2,815	2,369	**2,672**	**2,500**	**1446.9%**	**増加**
	灯油	538	518	450	413	388	**363**	**-175**	**-32.6%**	**減少**
	A重油	1,282	1,245	1,078	1,120	1,192	**1,256**	**-25**	**-2.0%**	**減少**
	LPG	268	208	396	453	495	**511**	**244**	**91.1%**	**増加**
電気		7,919	5,297	4,865	5,222	4,435	**5,162**	**-2,757**	**-34.8%**	**減少**
廃プラスチック焼却		5,160	5,537	7,933	4,983	5,949	**5,481**	**321**	**6.2%**	**増加**
合計		15,569	15,795	17,654	15,187	15,028	**15,634**	**66**	**0.4%**	**増加**

注）端数処理により、合計値が合わない場合があります。

・排出源構成を見ると、廃プラスチック焼却に伴う排出量が最も多く、35.1%を占めており、2013 年度比で 6.2%の増加となっていることから、廃プラスチック焼却量の更なる削減が必要です。

・2022 年度から市内 5 か所のエコプラザにおいて、従来焼却していたプラスチックごみを無料で回収し、固形燃料として資源化しており、２０２４年度からは本庁及び各事務所においても回収を進めています。更なる廃プラスチック焼却量の削減に向け、このような取り組みを推進していく必要があります。

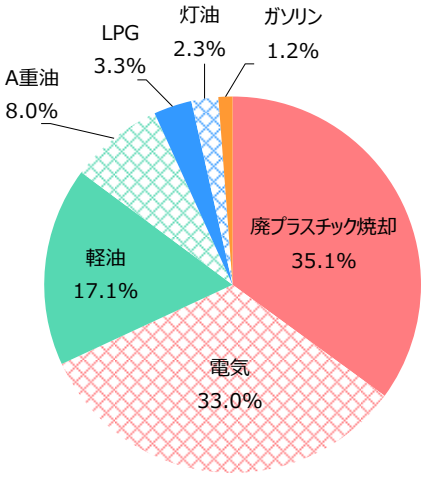

図 4-1-9 2023 年度における排出源構成

表 4-1-7 廃プラスチック焼却量の推移

年度	一般廃棄物焼却量（湿重量）（t）	焼却ごみの水分含有率（%）	廃プラスチック比率（乾ベース）（%）	廃プラスチック焼却量（t）
2013	16,493	46.5%	21.1%	1,866
2019	16,613	45.7%	22.2%	2,003
2020	15,920	41.5%	30.8%	2,869
2021	16,015	52.6%	23.7%	1,802
2022	16,000	46.9%	25.3%	2,152
2023	13,706	48.8%	28.3%	1,982

・廃プラスチック焼却に伴う排出量に次いで、電気の使用に伴う排出量が33.0%を占めています。電気を含むエネルギー使用量の削減に向けて、施設ごとに削減に向けた目標を設定することで職員の意識向上を図り、自己評価を行いながら省エネに取り組んでいます。電気の使用に伴う排出量は 2013 年度比で 34.8%の減少となっていますが、実質の電気使用量は 6.9%の減少となっているため、電気使用量の更なる削減が必要です。

表 4-1-8 燃料・電気使用量及び廃プラスチック焼却量の推移

項目			2013年度(基準年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度		
			使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	2013年度比	
									増減量	増減率
燃料	ガソリン	L	98,902	80,378	82,886	78,489	86,066	**80,945**	**-17,958**	**-18.2%**
	軽油	L	66,961	1,086,391	1,061,860	1,090,988	918,365	**1,035,844**	**968,883**	**1446.9%**
	灯油	L	216,115	207,927	180,874	165,993	155,986	**145,763**	**-70,352**	**-32.6%**
	A重油	L	472,912	459,589	397,652	413,202	439,870	**463,635**	**-9,277**	**-2.0%**
	LPG	m^3	44,820	34,812	66,407	75,805	82,898	**85,652**	**40,832**	**91.1%**
電気		kWh	15,406,651	15,048,471	14,307,392	14,424,992	14,832,488	**14,338,934**	**-1,067,717**	**-6.9%**
廃プラスチック焼却量		t	1,866	2,003	2,869	1,802	2,152	**1,982**	**116**	**6.2%**

注）端数処理により、合計値が合わない場合があります。

・電気の使用に伴う排出量に次いで、軽油の使用に伴う排出量が 17.1%を占めており、その多くは明石海峡航路旅客船兼自動車渡船からの排出によるものです。

・明石海峡航路旅客船兼自動車渡船（13.9%）の排出量は夕陽が丘クリーンセンター（40.2%）に次いで 2 番目に多く、廃プラスチック焼却を除いた場合は、21.5%と最も多くなっています。

・その他、浄化センター、温浴施設、観光バス等が続いており、これらの施設は施設の利用状況に大きく左右されるため、職員による省エネの徹底はもちろん、利用者への啓発が必要です。

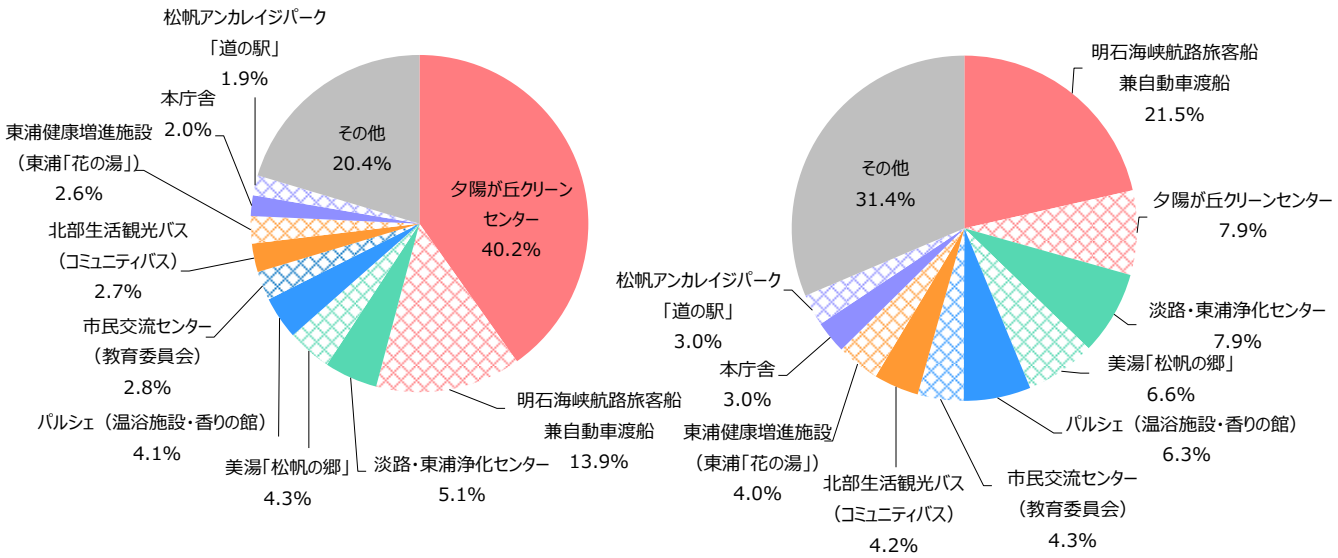

図 4-1-10 2023 年度における施設別排出構成（上位 10 施設）
（左：廃プラスチック焼却を含む場合、右：廃プラスチック焼却を除く場合）

・新設により基準年度にはなかった施設として、明石海峡航路旅客船兼自動車渡船、津名ふれあいセンター、岩屋海水浴場が該当します。これらの施設を除いた場合、2023 年度の温室効果ガス排出量は 2013 年度比で 13.7%の減少となります。

表 4-1-6 事務事業における温室効果ガス排出量の推移（再掲）

（単位：t-CO_2）

項目		2013年度(基準年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度			2023年度での増減状況
		排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	基準年度比		
								増減量	増減率	
燃料	ガソリン	229	186	192	182	200	**188**	**-42**	**-18.2%**	**減少**
	軽油	173	2,803	2,740	2,815	2,369	**2,672**	**2,500**	**1446.9%**	**増加**
	灯油	538	518	450	413	388	**363**	**-175**	**-32.6%**	**減少**
	A重油	1,282	1,245	1,078	1,120	1,192	**1,256**	**-25**	**-2.0%**	**減少**
	LPG	268	208	396	453	495	**511**	**244**	**91.1%**	**増加**
電気		7,919	5,297	4,865	5,222	4,435	**5,162**	**-2,757**	**-34.8%**	**減少**
廃プラスチック焼却		5,160	5,537	7,933	4,983	5,949	**5,481**	**321**	**6.2%**	**増加**
合計		15,569	15,795	17,654	15,187	15,028	**15,634**	**66**	**0.4%**	**増加**

注）端数処理により、合計値が合わない場合があります。

表 4-1-9 事務事業における温室効果ガス排出量の推移（2014 年度以降新設の施設を除いた場合）

（単位：t-CO_2）

項目		2013年度(基準年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度			2023年度での増減状況
		排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	基準年度比		
								増減量	増減率	
燃料	ガソリン	229	186	192	182	200	**188**	**-42**	**-18.2%**	**減少**
	軽油	173	379	545	529	539	**494**	**321**	**186.0%**	**増加**
	灯油	538	518	450	413	388	**363**	**-175**	**-32.6%**	**減少**
	A重油	1,282	1,245	1,078	1,120	1,192	**1,256**	**-25**	**-2.0%**	**減少**
	LPG	268	208	396	453	495	**511**	**243**	**91.0%**	**増加**
電気		7,919	5,297	4,848	5,203	4,417	**5,141**	**-2,778**	**-35.1%**	**減少**
廃プラスチック焼却		5,160	5,537	7,933	4,983	5,949	**5,481**	**321**	**6.2%**	**増加**
合計		15,569	13,371	15,442	12,882	13,180	**13,435**	**-2,134**	**-13.7%**	**減少**

注）端数処理により、合計値が合わない場合があります。

2.削減目標

・2014 年度以降に新設された明石海峡航路旅客船兼自動車渡船等が加わり、基準年度と比較した際、対象施設に不整合が生じていることから、「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」では、これらの施設を削減目標の設定から除きます。なお、エネルギー使用量については引き続き把握することとします。

・国は、「政府実行計画」において、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 50%削減、県については、「環境率先行動計画」において 51%の削減を目標として掲げており、目標の達成に向け、太陽光発電の最大限導入、省エネルギー化の推進、積極的な再エネ電力調達等について率先実行していくこととしています。

・本市においては、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー化の徹底、廃プラスチック焼却量の減量、電気事業者の取り組みによる排出係数の低減により、さらなる温室効果ガス排出量の削減を推進していくこととし、2050 年ゼロカーボンシティの実現に向け、県の目標を踏まえて設定します。

温室効果ガス排出量削減目標

2030 年度の温室効果ガス排出量を **2013 年度比 51%削減**

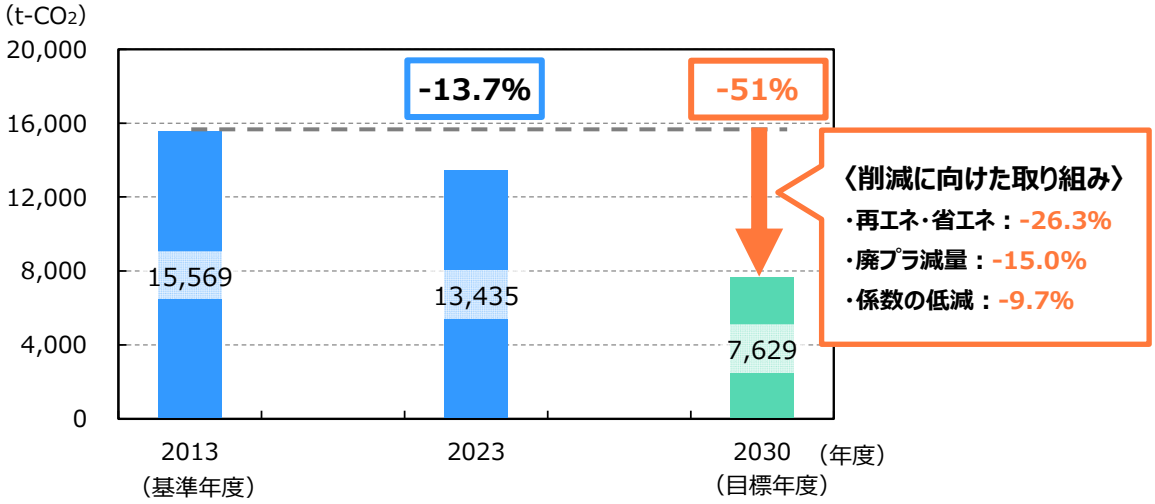

図 4-1-11 削減目標

表 4-1-10 対策の内訳

削減に向けた対策	削減率	推計方法
再生可能エネルギーの導入拡大及び省エネルギー化の徹底	26.3%	・国の「政府実行計画」の取り組みを踏まえた、施設における LED 化、再エネ電力の調達、設置可能な施設における自家消費型の太陽光発電の導入、電気自動車の導入を実施した場合として推計。 ・「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」において、年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減が義務付けられていることを踏まえ、年 1%省エネを行った場合として推計。 ・脱炭素先行地域における取り組み方針を踏まえ、熱供給用ボイラーの燃料をバイオマス燃料に転換した場合として推計。
廃プラスチック焼却量の減量	15.0%	・「一般廃棄物処理基本計画」の可燃ごみ処理量の目標（2029 年度の処理量を 2019 年度比 15%削減）を年数按分し、2030 年度における削減率を推計。（2030 年度の処理量を 2013 年度比 26.4%削減）さらに、3.6%上乗せし、30%削減した場合として推計。 ・水分含有率が 2013 年度実績（46.5%）まで低減した場合として推計。 ・上記の一般廃棄物焼却量の減量及び水分含有率の低減を踏まえ、廃プラスチック焼却量の減量による排出量を 15%削減するためには廃プラスチック比率を 18%まで低減する必要があるため、18%まで低減した場合として推計。
排出係数の低減	9.7%	・電気事業の排出係数が国の「地球温暖化対策計画」で示されている目標値（0.250kg-CO_2/kWh）まで低減した場合として推計。

3.環境施策・環境行動指針

「脱炭素社会の実現」は、「再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化が進んだ、地球温暖化防止に取り組むまち」を目指すものであり、基本施策、環境施策と環境行動指針は以下のとおりとします。

基本目標	基本施策	環境行動指針 行 政
目標 1 脱炭素社会の実現	(1)省エネルギー化の推進	1)職員における省エネルギー行動の徹底
		2)施設の省エネルギー化の推進
		3)グリーン購入の推進
	(2)再生可能エネルギーの導入拡大	1)太陽光発電の導入拡大
		2)災害レジリエンスの強化
		3)再エネ電力調達の推進
	(3)環境に配慮した交通の推進	1)公共交通機関の利用推進
		2)次世代自動車の導入推進
		3)エコドライブの推進
	(4)資源循環の推進	1)4R の推進
		2)プラスチックの使用削減
		3)食品ロス削減の推進
	(5)職員の環境意識の向上	1)研修会等の実施
		2)取り組みに関する自己評価の実施

4.脱炭素社会の実現に向けた取り組み

「脱炭素社会の実現」に向けて、行政が事務事業において中長期的に取り組むべき環境行動指針は、以下のとおりとします。

■環境行動指針【行政】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1)省エネルギー化の推進	1)職員における省エネルギー行動の徹底	エアコン設定温度の 1℃緩和やこまめな消灯など、省エネルギー行動を徹底する。
	2)施設の省エネルギー化の推進	新築、改修の際は、「第 2 次淡路市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の方針や耐用年数、費用対効果等を考慮したうえで省エネルギー機器への買い替えや断熱改修、エネルギー管理システム（BEMS）の導入を検討し、施設のゼロエネルギー化（ZEB）に資する取り組みを推進する。
	3)グリーン購入の推進	「グリーン購入法」に適合する環境への負荷が少ない製品・商品・サービスの購入を推進する。
(2)再生可能エネルギーの導入拡大	1)太陽光発電の導入拡大	「第 2 次淡路市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の方針や耐用年数、費用対効果等を考慮したうえで太陽光発電設備の導入を検討する。
	2)災害レジリエンスの強化	避難所となる施設に太陽光発電設備と併せて蓄電池の導入を検討し、災害時における非常用電源の確保に努める。
	3)再エネ電力調達の推進	電力契約について、より排出係数が低い再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを検討する。
(3)環境に配慮した交通の推進	1)公共交通機関の利用推進	移動の際は、できるだけ公共交通機関や自転車を利用する。
	2)次世代自動車の導入推進	公用車の買い替えの際は、電気自動車の導入を検討する。
	3)エコドライブの推進	エコドライブを実践する。
(4)資源循環の推進	1)4R の推進	リフューズ（発生回避）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 4R の取り組みを推進する。
	2)プラスチックの使用削減	ワンウェイプラスチックの使用削減や、紙製・木製の製品への代替に努める。
	3)食品ロス削減	昼食等の食べ切りに努める。また、更新時期を迎えた災害時用食料のフードバンク等への寄付を検討する。
(5)職員の環境意識の向上	1)研修会等の実施	職員に対し地球温暖化の動向や本市における取り組み状況に関する研修会等を実施する。
	2)取り組みに関する自己評価の実施	各施設においてエネルギー使用量等における目標を設定し、実施した取り組みとその達成状況についての自己評価を継続的に行う。

第 2 節 自然共生社会の実現

1.現在の取り組みと課題

・本市には豊かで多様な自然が残されており、市民アンケート調査でも市民の自然環境への満足度は高い結果となっています。一方、ナルトサワギクやオオキンケイギク等の地域の生態系に影響を及ぼす「特定外来生物」が繁茂拡大しており、生物多様性の保全が大きな課題となっています。

・有害鳥獣については、電気柵などの資材費用の補助や、捕獲の際のオリの貸し出し・管理費、捕獲報償費、処分費等の補助を行っています。市民アンケート調査において、環境を良くするために、本市が取り組むべき事項として「有害鳥獣による農業被害対策」が 3 番目に多くなっていることから、引き続き野生鳥獣の適正管理の推進が必要となっています。

・農地の有効利用や耕作放棄地対策として、採食による草刈を目的とした放牧牛の貸し出しや、耕作放棄地への農業参入事業者の公募、その周知に向けた情報発信を行っています。

・里山里海保全活動としては、市・県それぞれでかいぼり活動への支援を行っており、補助申請件数は、2021 年度 2 件、2022 年度 0 件、2023 年度は 2 件となっています。活動については農業者と漁業者が協働で取り組んでいますが、両者にとってメリットのあるため池の選定が課題となっています。

・グリーンツーリズム・ブルーツーリズムとしては、市では花と自転車を観光のメインとし、パルシェ香りの館を運営しているほか、観光施設やイベント等の情報提供を行っています。

・2019 年に兵庫県が「淡路地域モデルルート推進協議会」を設立し、「淡路地域サイクルツーリズム推進方策～アワイチ推進プログラム 50～」を策定しました。本市ではこの方策に基づき、サイクリング環境の整備に取り組んでいます。

・2023 年 3 月にあわじ石の寝屋緑地が自然共生サイト（民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域）に認定されました。2025 年 4 月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行予定となっており、今後は自然共生サイトをはじめとした生物多様性が豊かな場所を維持する活動はもちろん、管理放棄地などにおける生物多様性の回復や、開発跡地における生物多様性の創出といった活動の推進が必要です。事業者による活動の促進を図るため、活動の認定に向けた支援や認定によるメリット等について情報発信を行う必要があります。

2.環境施策・環境行動指針

「自然共生社会の実現」は、「多様な自然が適切に保全・活用された、自然と共生するまち」を目指すものであり、基本施策、環境施策と環境行動指針は以下のとおりとします。

基本目標	基本施策	環境施策・環境行動指針			
		行 政	市 民	事業者	滞在者
目標 2 自然共生社会の実現	(1) 生物多様性の保全の推進	1)情報提供・啓発の推進	1)自然環境・生物多様性への理解	1)自然環境・生物多様性への理解	1)自然環境・生物多様性への理解
		2)都市計画マスタープランの推進	2)都市計画マスタープランに基づくまちづくりへの協力	2)都市計画マスタープランに基づくまちづくりへの協力	2)都市計画マスタープランに基づくまちづくりへの理解
		3)公共事業における環境配慮の推進	3)自然環境への配慮	3)事業活動における自然環境への配慮	3)自然環境への配慮
		4)外来生物対策の推進	4)外来生物拡大防止への参加・協力	4)外来生物拡大防止への参加・協力	4)外来生物拡大防止への理解・協力
		5)自然共生サイトの拡大に向けた情報発信の推進	5)自然環境保全活動への参加・協力	5)自然共生サイトの拡大に向けた活動の実践	5)自然環境保全活動への理解・協力
	(2) 鳥獣被害の防止と適正管理の推進	1)有害鳥獣被害防止対策の推進	1)有害鳥獣被害防止対策への協力	1)有害鳥獣被害防止対策への協力	1)ジビエを利活用した製品や料理の選択
		2)野生鳥獣の適正管理の推進	2)野生鳥獣の適正管理への協力	2)野生鳥獣の適正管理への協力	—
	(3) 里山里海、森林の保全の推進	1)里山の荒廃対策（竹林拡大防止等）	1)里山の荒廃対策（竹林拡大防止等）への協力	1)里山の荒廃対策（竹林拡大防止等）への参加・理解	—
		2)地産地消の促進	2)地産地消の実践	2)地産地消の実践	1)地産地消の取り組みへの理解・協力
		3)耕作放棄地対策の推進	3)農地や農業施設の保全・管理	3)農地や農業施設の保全・管理	—
		4)里山里海保全活動の推進・支援	4)里山里海保全活動への参加・協力	4)里山里海保全活動への参加・協力	2)里山里海保全活動への参加・協力
		5)豊かな里海の再生	5)里海再生や海岸の自然環境・景観保全への協力	5)里海再生や海岸の自然環境・景観保全への協力	3)里海再生や海岸の自然環境・景観保全への協力
		6)森林の健全な保全・再生	6)森林保全活動への参加・協力	6)森林保全活動への参加・協力 7)開発における森林保全の配慮	4)森林保全活動への参加
		7)木材利用の促進	7)木材利用の検討	8)木材利用の検討	—

基本目標	基本施策	環境施策・環境行動指針			
		行 政	市 民	事業者	滞在者
目標２ 自然共生社会の実現	(4) 環境学習と自然とのふれあい活動の推進	1)環境学習の機会や活動の場の拡大	1) 環境学習や環境保全活動への参加と意識向上	1) 環境学習や環境保全活動への参加・協力	1) 環境学習や環境保全活動への参加と意識向上
		2)グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進	2) 都市農山漁村交流活動への参加・協力	2) 都市農山漁村交流活動への参加・協力	2) 都市農山漁村交流活動への参加
		3)公園・緑地の充実と緑化の推進	3)公園・緑地の維持管理と緑化への協力	3)公園・緑地の維持管理と緑化への協力	3)公園・緑地の適切な利用

3.自然共生社会の実現に向けた行政の取り組み

「自然共生社会の実現」に向けて、市民・事業者・滞在者・行政が中長期的に取り組むべき環境施策と環境行動指針は、以下のとおりとします。

■環境施策【行政】-1

基本施策	環境施策	環境施策の内容
(1)生物多様性の保全の推進	1)情報提供・啓発の推進	広報誌や本市ホームページ等の媒体による情報提供、環境保全団体、大学との連携などにより、市民・事業者・滞在者の生物多様性保全に関する意識向上を図る。
	2)都市計画マスタープランの推進	「淡路市都市計画マスタープラン」に基づき、適正な土地利用の規制・誘導を図るとともに、生物多様性の観点を重視した自然環境の保全や、自然とのふれあいを重視した環境整備を推進する。
	3)公共事業における環境配慮の推進	河川改修や土地改良事業等の自然環境の改変を伴う公共事業にあたっては、生物の生息環境などに配慮した整備に努める。
	4)外来生物対策の推進	今後も増加すると想定される特定外来生物（ナルトサワギク、オオキンケイギク、ヒアリ等）についての周知や関係機関と連携した駆除などに迅速に対応し、拡大防止に努める。
	5)自然共生サイトの拡大に向けた情報発信の推進	事業者による自然共生サイトの拡大に向けた活動の促進を図るため、活動の認定によるメリットや支援等について情報発信を行う。
(2)鳥獣被害の防止と適正管理の推進	1)有害鳥獣被害防止対策の推進	「鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画」などに基づき、有害鳥獣被害防止対策を推進するほか、捕獲対策などの強化を図り、積極的な有害鳥獣対策を推進する。
	2)野生鳥獣の適正管理の推進	「鳥獣保護管理法」に基づき、県などと連携し、鳥獣の保護、狩猟の適正化、鳥獣の管理を推進する。
(3)里山里海、森林の保全の推進	1)里山の荒廃対策（竹林拡大防止等）	竹林拡大による里山荒廃を防ぐため、適正管理を行う。さらに、竹を利用したバイオマス事業を推進するなど、関係機関と連携し、取り組みを推進する。
	2)地産地消の促進	農漁業の振興及び六次産業化による地域経済の活性化を促進するため、地産地消の取り組みについて普及啓発を行う。
	3)耕作放棄地対策の推進	新規就農者などの受け入れ及び事業者などの農業参入を推進し、生産性の向上、有害鳥獣被害防止等の取り組みを推進する。
	4)里山里海保全活動の推進・支援	淡路島ため池保全サポートセンター及び農業者、漁業者と連携し、ため池に蓄積された栄養豊富な成分を海に流すことで、ため池の貯水機能や適正な水質の維持のほか、里山保全、豊かな里海の再生などに寄与する、「かいぼり」の取り組みを支援する。

■環境施策【行政】-2

基本施策	環境施策	環境施策の内容
(3)里山里海、森林の保全の推進	5)豊かな里海の再生	海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）や、近年問題となっている海洋プラスチック問題については、県や周辺市町と連携し、発生抑制や回収・処理等の対策を推進する。 海岸環境については、県などと連携し、海岸環境整備事業の円滑な推進及び自然環境との調和を図る。
	6)森林の健全な保全・再生	県などとの連携の下、森林環境譲与税の活用などにより、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させていくため、間伐の促進や人材育成・担い手の確保等の森林の健全な保全・管理を図る。
	7)木材利用の促進	木材の利用の促進に向けた普及啓発を行う。
(4)環境学習と自然とのふれあい活動の推進	1)環境学習の機会や活動の場の拡大	県や大学、漁業協同組合・農業協同組合等と連携し、環境学習の機会や活動の場の拡大に取り組む。
	2)グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進	ファーマーズマーケットや体験型農業、観光農園、農家レストラン、漁業体験等、多彩なグリーンツーリズム・ブルーツーリズムを通して、都市と農山漁村の交流活動を促進し、地域活性化につなげる。
	3)公園・緑地の充実と緑化の推進	「淡路市都市計画マスタープラン」に基づき、周辺の自然環境と調和した公園・緑地の環境整備を推進するとともに、地域住民が主体となった、公園や緑地の維持管理を支援する。

■環境行動指針【市民】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1)生物多様性の保全の推進	1)自然環境・生物多様性への理解	自然環境や農業の多面的機能についての理解を深め、生物多様性の保全への意識を高める。
	2)都市計画マスタープランに基づくまちづくりへの協力	「淡路市都市計画マスタープラン」に基づくまちづくりの取り組みに協力するとともに、市民主体のまちづくりへ参加する。
	3)自然環境への配慮	日常生活や野外活動において、自然環境や生物多様性への理解を深め、保全に配慮する。
	4)外来生物拡大防止への参加・協力	外来生物の拡大について問題意識をもち、駆除や拡大防止に協力する。また、他地域の動植物を安易に持ち込まない。
	5)自然環境保全活動への参加・協力	自然環境保全の重要性を理解し、身近な環境保全活動に参加する。
(2)鳥獣被害の防止と適正管理の推進	1)有害鳥獣被害防止対策への協力	防護柵や電気柵を設置し、農作物への有害鳥獣被害の防止に努める。また、捕獲した有害鳥獣を食肉として利活用した製品や料理の選択を検討し、有害鳥獣対策に協力する。
	2)野生鳥獣の適正管理への協力	有害鳥獣被害防止対策に協力するとともに、野生動物の生息地管理や保護に協力する。
(3)里山里海、森林の保全の推進	1)里山の荒廃対策（竹林拡大防止）への協力	竹林の適正管理や、地域の竹を活用した製品の選択などにより竹林拡大防止に協力する。
	2)地産地消の実践	地元の農水産物を積極的に利用し、地産地消を実践する。
	3)農地や農業施設の保全・管理	農地や施設（農道・水路・ため池等）の適切な保全・管理に努める。
	4)里山里海保全活動への参加・協力	里山里海、森林の保全活動に参加・協力する。
	5)里海再生や海岸の自然環境・景観保全への協力	ごみの分別や持ち帰りの徹底、清掃や保全活動への参加など、里海・海岸の自然環境と景観の保全に協力する。
	6)森林保全活動への参加・協力	森林保全活動に参加するなど、森林の健全な保全・管理の取り組みに参加・協力する。
	7)木材利用の検討	木材を利用した製品の選択や住宅への利用を検討する。
(4)環境学習と自然とのふれあい活動の推進	1)環境学習や環境保全活動への参加と意識向上	身近な地域や自然環境に関心を持ち、環境保全活動や環境学習に参加し、環境に関する意識を向上させる。
	2)都市農山漁村交流活動への参加・協力	都市と農山漁村の交流活動に参加・協力する。
	3)公園・緑地の維持管理と緑化への協力	地域の公園・緑地の維持管理に協力する。また、草木を育てるなど、家庭内の緑化を心掛ける。

■環境行動指針【事業者】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1)生物多様性の保全の推進	1)自然環境・生物多様性への理解	自然環境についての理解を深め、社員教育などにより生物多様性の保全への意識を高める。
	2)都市計画マスタープランに基づくまちづくりへの協力	「淡路市都市計画マスタープラン」に基づくまちづくりの取り組みに協力するとともに、地域のまちづくりへ参加する。
	3)事業活動における自然環境への配慮	開発行為を実施する際、自然環境や生物多様性の保全に配慮する。
	4)外来生物拡大防止への参加・協力	事業所などにおいて外来生物の駆除・拡大防止を図るなど、外来生物拡大防止に協力する。
	5)自然共生サイトの拡大に向けた活動の実践	生物多様性の維持・回復・創出に資する活動に努める。
(2)鳥獣被害の防止と適正管理の推進	1)有害鳥獣被害防止対策への協力	防護柵や電気柵を設置し、農作物への有害鳥獣被害の防止に努める。また、捕獲した有害鳥獣を食肉として利活用した製品や料理を提供し、有害鳥獣対策に協力する。
	2)野生鳥獣の適正管理への協力	有害鳥獣被害防止対策に協力するとともに、野生動物の生息地管理や保護に協力する。
(3)里山里海、森林の保全の推進	1)里山の荒廃対策（竹林拡大防止）への参加・理解	竹林拡大防止事業への参加・理解に努める。また、地域の竹を活用した製品の提供を検討する。
	2)地産地消の実践	地元の農水産物を積極的に利用し、地産地消を実践する。
	3)農地や農業施設の保全・管理	農地や施設（農道・水路・ため池等）の適切な保全・管理を実践する。
	4)里山里海保全活動への参加・協力	里山里海、森林の保全活動に参加・協力する。
	5)里海再生や海岸の自然環境・景観保全への協力	事業活動でのごみの減量や分別の徹底、清掃や保全活動への参加など、里海・海岸の自然環境と景観の保全に協力する。
	6)森林保全活動への参加・協力	森林保全活動に参加するなど、森林の健全な保全・管理の取り組みに参加・協力する。
	7)開発における森林保全の配慮	市内で開発行為を実施する際は、森林保全に配慮する。
	8)木材利用の検討	木材を利用した製品の提供や事業所への利用を検討する。
(4)環境学習と自然とのふれあい活動の推進	1)環境学習や環境保全活動への参加・協力	身近な地域や自然環境に関心を持ち、環境保全活動や環境学習に参加・協力する。
	2)都市農山漁村交流活動への参加・協力	都市と農山漁村の交流活動に参加・協力する。
	3)公園・緑地の維持管理と緑化への協力	地域の公園・緑地の維持管理に協力する。また、屋上緑化など、敷地内の緑化を心掛ける。

■環境行動指針【滞在者】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1)生物多様性の保全の推進	1)自然環境・生物多様性への理解	本市の生物多様性に配慮し、他地域の動植物を安易に持ち込まない。
	2)都市計画マスタープランに基づくまちづくりへの理解	「淡路市都市計画マスタープラン」に基づくまちづくりの取り組みに協力する。
	3)自然環境への配慮	日常生活や野外活動において、自然環境や生物多様性への理解を深め、保全に配慮する。
	4)外来生物拡大防止への理解・協力	外来生物の問題について理解を深め、外来生物拡大防止に協力する。また、他地域の動植物を安易に持ち込まない。
	5)自然環境保全活動への理解・協力	自然環境保全の重要性の理解を深め、自然環境保全活動に協力する。
(2)鳥獣被害の防止と適正管理の推進	1)ジビエを利活用した製品や料理の選択	捕獲した有害鳥獣を食肉として利活用した製品や料理の選択を検討し、有害鳥獣対策に協力する。
(3)里山里海、森林の保全の推進	1)地産地消の取り組みへの理解・協力	地元の農水産物を積極的に利用し、地産地消に協力する。
	2)里山里海保全活動への参加・協力	里山里海、森林の保全活動に参加・協力する。
	3)里海再生や海岸の自然環境・景観保全への協力	ごみの分別や持ち帰りの徹底、清掃や保全活動への参加など、里海・海岸の自然環境と景観の保全に協力する。
	4)森林保全活動への参加	森林保全活動に参加するなど、森林の健全な保全・管理の取り組みに参加する。
(4)環境学習と自然とのふれあい活動の推進	1)環境学習や環境保全活動への参加と意識向上	本市での環境体験を通して、身近な地域や自然環境に関心を持ち、環境に関する意識を向上させる。
	2)都市農山漁村交流活動への参加	環境学習や自然とのふれあい活動の一環として都市と農山漁村の交流活動に参加する。
	3)公園・緑地の適切な利用	本市の公園・緑地を自然のふれあい活動の場として、適切に活用する。

第 3 節 循環型社会の実現

1.現在の取り組みと課題

・2022 年 11 月に「淡路市分別収集計画（第 10 期）」を策定し、容器包装廃棄物の分別収集と減量化を推進しています。

・従来焼却していた草木ごみの堆肥化を 2023 年から開始したことにより、2023 年度におけるリサイクル率は 21.9%となり、目標指標である 16.4%を達成しました。2024 年度にはベビー用品のリユース事業等の実施により、さらなるリサイクル率の向上を目指しています。

・「一般廃棄物処理基本計画」において、2029 年度における可燃ごみ処理量を 2019 年度比で約 15%削減する目標を掲げており、達成に向け、資源ごみ集団回収の促進や生ごみ減量化機器の設置補助、広報誌や本市ホームページ、本市公式 LINE アプリを通じ、ごみカレンダーやエコプラザ（資源ごみ回収施設）について情報発信を行っています。

・不法投棄対策については、公共的な場所への不法投棄防止の看板を設置するとともに、町内会への配布を行っています。また、市内の海水浴場を定期的に巡回し、ごみが多い海水浴場については現場関係者に声掛けをするとともに、清掃活動をともに行うことにより、ビーチクリーン文化の醸成を図っています。

・市民アンケート調査では、「ごみの不法投棄の防止への取り組み」が環境を良くするために本市が取り組むべき事項で 2 番目に多くなっており、不法投棄の防止対策の一層の強化が求められています。

・2002 年度に島内 3 市において「あわじ菜の花エコプロジェクト推進会議」を設立し、2009 年度からは「『環境立島淡路』島民会議」の活動に「あわじ菜の花プロジェクト推進部会」として組み入れ、廃食用油の回収を行っており、回収された油は再利用されています。

・兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市が協働して進める「あわじ環境未来島構想」では、2050 年には島内エネルギー自給率を 100%とする目標を設定しており、地域での資源循環の取り組みを進めています。

2.環境施策・環境行動指針

「循環型社会の実現」は、「循環資源の活用が進んだ、環境負荷が少ない循環型のまち」を目指すものであり、基本施策、環境施策と環境行動指針は以下のとおりとします。

基本目標	基本施策	環境施策・環境行動指針			
		行 政	市 民	事業者	滞在者
目標 3 循環型社会の実現	(1) 資源循環の推進	1)情報提供・啓発の推進	1)4R の実践 2)プラスチックの使用削減 3)食品ロスの削減	1)4R の実践 2)プラスチックの使用削減 3)食品ロスの削減	1)4R の実践 2)プラスチックの使用削減 3)食品ロスの削減
		2)資源ごみ受け入れの推進	4)集団回収の実践	—	—
		3)効率的なごみ収集の推進	5)効率的なごみ収集への協力	—	—
	(2) 廃棄物の適正処理の実施	1)一般廃棄物の適正処理の推進	1)ごみの分別・減量化への協力	1)ごみの分別・減量化と適正な廃棄物処理の実施	1)ごみの分別・減量化への協力
		2)不法投棄の防止	2)不法投棄防止への協力	2)不法投棄防止への協力	2)不法投棄防止への協力
		3)ごみ持ち帰り行動の推進	3)ごみ持ち帰り行動の実践	3)ごみ持ち帰り行動の実践	3)ごみ持ち帰り行動の実践
	(3) 地域の循環圏の構築推進	1)地域での資源循環の取り組み推進	1)地域での資源循環の取り組みの実践	1)地域での資源循環の取り組みの実践	1)地域での資源循環の取り組みへの協力
		2)バイオマス利活用の推進	2)バイオマス利活用への協力	2)バイオマス利活用への協力	2)バイオマス利活用への協力
		3)地産地消の推進	3)地産地消の実践	3)地産地消の実践	3)地産地消の取り組みへの理解・協力

3.循環型社会の実現に向けた行政の取り組み

「循環型社会の実現」に向けて、市民・事業者・滞在者・行政が中長期的に取り組むべき環境施策と環境行動指針は、以下のとおりとします。

■環境施策【行政】

基本施策	環境施策	環境施策の内容
(1)資源循環の推進	1)情報提供・啓発の推進	広報誌や本市ホームページ等の媒体を活用し、ごみ減量化や4R の取り組みの紹介や呼び掛けなどを行うとともに、県や周辺市町との連携も図りながら、循環型社会の実現に向けて環境意識の向上を図る。 また、食品ロスの削減に向けて、市民・事業者・滞在者に情報提供などを行い、意識啓発を図る。
	2)資源ごみ受け入れの推進	エコプラザで家庭から排出される資源ごみの受け入れを行い、ごみの減量化や再使用・再生利用を推進する。
	3)効率的なごみ収集の推進	「淡路市分別収集計画」や「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、4R の推進や減量化を図るとともに、可燃ごみステーションの設置の支援など、収集効率を考慮した収集体制の構築を図る。
(2)廃棄物の適正処理の実施	1)一般廃棄物の適正処理の推進	「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、適切な収集運搬と、設備の維持管理を図る。 また、収集効率を考慮した適切な分別区分の検討・実施を図る。
	2)不法投棄の防止	警察や市民等と連携し、看板による警告や周知、巡回監視により、不法投棄の防止に努める。
	3)ごみ持ち帰り行動の推進	観光地や公園等においてごみを捨てずに持ち帰るよう、ごみ持ち帰り行動の呼び掛けなどの啓発活動を推進するとともに、ボランティア活動を支援する。
(3)地域の循環圏の構築推進	1)地域での資源循環の取り組み推進	大学などと連携し、農漁業由来のバイオマス資源の循環活用や地産地消の推進など、地域での資源循環の取り組みを通して雇用や産業を創出し、地域活性化に努める。
	2)バイオマス利活用の推進	本市において豊富な地域資源である竹のバイオマス利活用を推進する。
	3)地産地消の推進	農水産物の地産地消と農漁業由来のバイオマス利用による、地域での資源循環を推進する。

■環境行動指針【市民】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1) 資源循環の推進	1)4R の実践	4R についての理解を深め、実践する。
	2)プラスチックの使用削減	ワンウェイプラスチックの使用削減や、紙製・木製の製品への代替に努める。
	3)食品ロスの削減	本市ホームページ等で積極的に情報収集し、食材を使い切る工夫や、食べ切りに努める。
	4)集団回収の実践	町内会などを中心とする資源ごみの集団回収を実践する。
	5)効率的なごみ収集への協力	必要に応じて可燃ごみステーションの設置を検討し、効率的なごみ収集に協力する。
(2) 廃棄物の適正処理の実施	1)ごみの分別・減量化への協力	ごみの減量化と徹底した分別に努め、廃棄物の適正処理に協力する。
	2)不法投棄防止への協力	不法投棄防止に関する情報提供や不法投棄が起こりにくい環境づくりを実践する。
	3)ごみ持ち帰り行動の実践	観光地や公園等においてごみを捨てずに持ち帰るよう、ごみ持ち帰り行動などを実践する。
(3) 地域の循環圏の構築推進	1)地域での資源循環の取り組みの実践	生物由来の廃棄物の堆肥化やバイオマス利用など、資源の循環利用を心掛ける。
	2)バイオマス利活用への協力	竹チップの利活用など、バイオマスの利活用に協力する。
	3)地産地消の実践	地元の農水産物を積極的に利用し、地産地消を実践する。

■環境行動指針【事業者】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1) 資源循環の推進	1)4R の実践	事業活動において、簡易包装の実施や生産量の調整などにより、4R を実践する。
	2)プラスチックの使用削減	ワンウェイプラスチックの使用削減や、紙製・木製の製品への代替に努める。
	3)食品ロスの削減	本市ホームページ等で積極的に情報収集し、食材を使い切るよう工夫する。
(2) 廃棄物の適正処理の実施	1)ごみの分別・減量化と適正な廃棄物処理の実施	ごみの分別と減量化を徹底し、廃棄物を適正に処理する。
	2)不法投棄防止への協力	不法投棄防止に関する情報提供や不法投棄が起こりにくい環境づくりを実践する。
	3)ごみ持ち帰り行動の実践	社員へごみ持ち帰り行動の啓発を行うなど、廃棄物処理の意識を向上させ、実践する。
(3) 地域の循環圏の構築推進	1)地域での資源循環の取り組みの実践	生物由来の廃棄物のバイオマス利用など、資源の循環利用を心掛ける。
	2)バイオマス利活用への協力	地域資源や廃棄物系バイオマスの利活用を検討する。
	3)地産地消の実践	地元の農水産物を積極的に利用し、地産地消を実践する。

■環境行動指針【滞在者】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1) 資源循環の推進	1)4R の実践	4R についての理解を深め、実践する。
	2)プラスチックの使用削減	ワンウェイプラスチックの使用削減や、紙製・木製の製品への代替に努める。
	3)食品ロスの削減	本市ホームページ等で積極的に情報収集し、食材を使い切る工夫や、食べ切りに努める。
(2) 廃棄物の適正処理の実施	1)ごみの分別・減量化への協力	ごみの減量化と徹底した分別に努め、廃棄物の適正処理に協力する。
	2)不法投棄防止への協力	不法投棄防止に関する情報提供や不法投棄が起こりにくい環境づくりに協力する。
	3)ごみ持ち帰り行動の実践	観光地や公園等においてごみを捨てずに持ち帰るよう、ごみ持ち帰り行動などを実践する。
(3) 地域の循環圏の構築推進	1)地域の資源循環の取り組みへの協力	資源の循環利用の取り組みについて理解を深め、協力する。
	2)バイオマス利活用への協力	地域資源を利用した製品の購入など、バイオマスの利活用に協力する。
	3)地産地消の取り組みへの理解・協力	地元の農水産物を積極的に利用し、地産地消に協力する。

第 4 節 安全・快適社会の実現

1.現在の取り組みと課題

・近年、PM2.5（微小粒子状物質）が問題視されており、本市ホームページにおいて、県内のリアルタイムの測定値や PM2.5 注意喚起の状況などのサイトとリンクし、閲覧できるようにしています。

・アンケートにおいては、「空気のきれいさ」は満足度・重要度ともに高くなっているため、今後も大気汚染の要因となる自動車の排気ガスの排出抑制に向けた取り組みの推進や、PM2.5 等の大気汚染物質の監視を継続して実施するとともに、注意喚起及び正確な情報を迅速に提供していく必要があります。

・水質については、河川及び海域のいずれも環境基準を達成していますが、引き続き県との協力のもと監視・指導を行う必要があります。

・2022 年度の下水道普及率は、県全体の 94.0%に対し、本市は 61.1%で、県全体を大きく下回っており、下水道の早期整備が望まれることから、下水道接続や合併浄化槽設置等に対して、奨励金の交付や補助金の交付などの支援を行っています。

・環境マナーについては、広報誌や本市のホームページ等を活用した啓発や、看板の設置などを行っていますが、市民アンケート調査において、「市民の環境に関する意識やマナー」は、満足度が 2 番目に低いことから、環境マナーの周知・啓発の強化が必要です。

・老朽空き家対策については、2019 年 6 月に「淡路市空家等の適切な管理に関する条例」を制定するとともに、「淡路市空家等対策計画」に基づき、空き家等への対応を行っています。

・高齢化や人口減少が進行し、成熟社会を迎えている中で、人口増の受け皿としてのまちを「つくること」から、まちを「育てること」が必要とされており、行政主導から住民・事業者等の主体的な地域づくりを進めることが求められています。

2.環境施策・環境行動指針

「安全・快適社会の実現」は、「良好な大気質・水質・住環境が確保された、安全・快適で住みやすいまち」を目指すものであり、基本施策、環境施策と環境行動指針は以下のとおりとします。

基本目標	基本施策	環境施策・環境行動指針			
		行 政	市 民	事業者	滞在者
目標４ 安全・快適社会の実現	(1) 良好な大気環境の保全	1)情報提供・啓発の推進	1)大気環境の保全への理解・協力	1)大気汚染防止法の遵守	1)大気環境の保全への理解・協力
		2)公共交通機関の利用促進	2)公共交通機関の利用	2)公共交通機関の利用	2)公共交通機関の利用
		3)次世代自動車の導入促進	3)次世代自動車の利用の検討	3)次世代自動車の利用の検討	3)次世代自動車の利用の検討
		4)エコドライブの促進	4)エコドライブの実践	4)エコドライブの実践	4)エコドライブの実践
		5)県との協力による調査・監視・指導	―	―	―
	(2) 良好な水環境の保全	1)情報提供・啓発の推進	1)水環境への理解と配慮	1)水環境への理解と配慮	1)水環境への理解と配慮
		2)計画的な下水道整備と普及率の向上	2)下水道整備への理解と下水道への早期接続	2)下水道整備への理解と下水道への早期接続	―
		3)合併浄化槽の普及促進	3)単独浄化槽から合併浄化槽への転換	3)単独浄化槽から合併浄化槽への転換	―
		4)浄化槽の維持管理の促進	4)浄化槽の維持管理の実施	4)浄化槽・排水処理装置の維持管理の実施	―
		5)県との協力による調査・監視・指導	5)水環境の保全への協力	5)水質汚濁防止法の遵守	2)水環境の保全への理解・協力
	(3)騒音・振動・悪臭の防止	1)エコドライブの促進	1)エコドライブの実践	1)エコドライブの実践	1)エコドライブの実践
		2)道路の計画的な改良整備	2)道路整備への理解・協力	2)道路整備への理解・協力	―
		3)県との協力による調査・監視・指導	3)住環境の保全への協力	3)騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の遵守	2)住環境の保全への理解・協力
	(4) 近隣公害の防止と快適な住環境の形成	1)環境マナーの周知・啓発	1)近隣騒音・迷惑防止の配慮 2)適切なペットの飼育管理 3)ごみ持ち帰り行動の実践	1)近隣騒音・迷惑防止の配慮 2)ごみ持ち帰り行動の実践	1)近隣騒音・迷惑防止の配慮 2)ごみ持ち帰り行動の実践
		2)清掃活動の取り組みの推進	4)清掃活動への参加	3)清掃活動への参加	3)清掃活動への理解
		3)空き家対策の推進	5)空き家対策への協力	4)空き家対策への協力	4)空き家対策への協力
		4)地域マネジメントの推進	6)地域の価値の維持・向上	5)地域の価値の維持・向上	5)地域マネジメントへの理解

3.安全・快適社会の実現に向けた行政の取り組み

「安全・快適社会の実現」に向けて、市民・事業者・滞在者・行政が中長期的に取り組むべき環境施策と環境行動指針は、以下のとおりとします。

■環境施策【行政】-1

基本施策	環境施策	環境施策の内容
(1) 良好な大気環境の保全	1)情報提供・啓発の推進	PM2.5 等の大気汚染物質について、関係機関と連携するとともに、広報誌や本市ホームページ等の媒体で情報提供を行うなど、注意喚起や情報の周知に努める。
	2)公共交通機関の利用促進	「淡路島地域公共交通計画」に基づき、公共交通ネットワークの形成を推進するとともに、公共交通機関の利用促進に向けた普及啓発を行う。
	3)次世代自動車の導入促進	市内への電気自動車用の充電設備の設置拡大や、家庭及び事業所への電気自動車用充電設備の設置に向けた支援について検討するとともに、次世代自動車の普及に向けた情報発信を行う。
	4)エコドライブの促進	「エコドライブ 10 のすすめ」について情報発信を行う。
	5)県との協力による調査・監視・指導	県との協力による調査・監視・指導により、大気汚染の公害防止を図る。
(2) 良好な水環境の保全	1)情報提供・啓発の推進	関係機関と連携して、志筑川などの市内河川の水質状況を周知するとともに、下水道への接続又は合併浄化槽への転換などの呼び掛けを行う。
	2)計画的な下水道整備と普及率の向上	「淡路市公共下水道事業計画」に基づき、効果の上がる計画的な整備を進める。また、下水道早期加入者への使用料等負担軽減措置などにより、下水道への早期接続を促進し、普及率向上を図る。
	3)合併浄化槽の普及促進	下水道の事業計画区域外において、合併浄化槽設置の啓発や補助金の交付などにより合併浄化槽の普及を促進し、生活排水処理の向上に努める。
	4)浄化槽の維持管理の促進	浄化槽の清掃及び保守点検、法定点検を適切に実施するよう、普及啓発を行う。
	5)県との協力による調査・監視・指導	県との協力による調査・監視・指導により、水質汚濁の防止を図る。

■環境施策【行政】-2

基本施策	環境施策	環境施策の内容
(3) 騒音・振動・悪臭の防止	1)エコドライブの促進	「エコドライブ 10 のすすめ」について情報発信を行う。
	2)道路の計画的な改良整備	道路管理者と連携し、生活道路の安全性や利便性、快適性を高めるため、地域住民の理解・協力を得ながら、適切な維持・管理と計画的な改良整備に努める。
	3)県との協力による調査・監視・指導	県との協力による調査・監視・指導により、騒音・振動・悪臭の公害防止を図る。
(4) 近隣公害の防止と快適な住環境の形成	1)環境マナーの周知・啓発	ごみの持ち帰りの推進や、ごみのポイ捨て、犬・猫の糞の放置、近隣騒音等、環境マナーに起因する問題について、広報誌や本市ホームページ、看板等を通じて環境マナーの徹底を呼び掛ける。
	2)清掃活動の取り組みの推進	保健衛生及び公衆衛生の向上を促進するため、全島一斉清掃などの市民の自主的な組織活動による地区衛生事業活動を推進する。
	3)空き家対策の推進	「淡路市空家等対策計画」に基づき、関係機関と連携し、老朽空き家対策を推進する。
	4)地域マネジメントの推進	市民などが主体となった地区の清掃活動や公共空間の維持管理、ルールづくり等を支援し、コミュニティの維持・形成を図る。

■環境行動指針【市民】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1) 良好な大気環境の保全	1)大気環境の保全への理解・協力	大気環境に関心を持ち、良好な環境の保全に協力する。
	2)公共交通機関の利用	移動の際は、できるだけ公共交通機関を利用し、大気汚染の原因となる物質の排出削減に協力する。
	3)次世代自動車の利用の検討	環境にやさしい次世代自動車の利用を心掛ける。
	4)エコドライブの実践	エコドライブを実践する。
(2) 良好な水環境の保全	1)水環境への理解と配慮	水環境に関心を持ち、水の大切さを理解する。また、環境にやさしい洗剤を使用するなど、良好な水環境の保全に配慮した行動を実践する。
	2)下水道整備への理解と下水道への早期接続	良好な水環境の保全を図るため、下水道整備への理解を深めるとともに、公共下水道整備区域においては、早期に下水道に接続する。
	3)単独浄化槽から合併浄化槽への転換	公共下水道事業計画区域外においては、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する。
	4)浄化槽の維持管理の実施	浄化槽の清掃及び保守点検、法定点検を適切に実施する。
	5)水環境の保全への協力	水環境に関心を持ち、良好な環境の保全に協力する。
(3) 騒音・振動・悪臭の防止	1)エコドライブの実践	エコドライブを実践する。
	2)道路整備への理解・協力	計画的な道路の改良整備に協力する。
	3)住環境の保全への協力	騒音・振動・悪臭の問題に関心を持ち、快適な住環境の保全に協力する。
(4) 近隣公害の防止と快適な住環境の形成	1)近隣騒音・迷惑防止の配慮	近隣の迷惑となる騒音や活動を控え、快適な住環境の形成に協力する。
	2)適切なペットの飼育管理	責任をもってペットを飼育するとともに、散歩時の糞処理を徹底する。また、むやみに野良猫などにエサを与えないようにする。
	3)ごみ持ち帰り行動の実践	観光地や公園等においてごみを捨てずに持ち帰るよう、ごみの持ち帰り行動を実践する。
	4)清掃活動への参加	全島一斉清掃などの清掃活動に参加する。
	5)空き家対策への協力	空き家情報の提供や空き家の利活用など、本市の空き家対策の取り組みに協力する。
	6)地域の価値の維持・向上	地域のルールづくりや美化活動、地域内の巡回パトロールなどの地域環境の向上を図るための活動に参加する。

■環境行動指針【事業者】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1) 良好な大気環境の保全	1)大気汚染防止法の遵守	事業の環境影響を認識し、「大気汚染防止法」を遵守する。
	2)公共交通機関の利用	移動の際は、できるだけ公共交通機関を利用し、大気汚染の原因となる物質の排出削減に協力する。
	3)次世代自動車の利用の検討	環境にやさしい次世代自動車の利用を心掛ける。
	4)エコドライブの実践	エコドライブを実践する。
(2) 良好な水環境の保全	1)水環境への理解と配慮	社員へ水環境への配慮を啓発し、良好な水環境の保全に配慮した行動を促進する。また、放流先の環境保全に配慮し、適切な排水処理対策を実施する。
	2)下水道整備への理解と下水道への早期接続	良好な水環境の保全を図るため、下水道整備への理解を深めるとともに、公共下水道整備区域においては、早期に下水道に接続する。
	3)単独浄化槽から合併浄化槽への転換	公共下水道事業計画区域外においては、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する。
	4)浄化槽・排水処理装置の維持管理の実施	事業所内の浄化槽、排水処理装置の維持管理を適切に実施する。
	5)水質汚濁防止法の遵守	事業の環境影響を認識し、「水質汚濁防止法」を遵守する。
(3) 騒音・振動・悪臭の防止	1)エコドライブの実践	エコドライブを実践する。
	2)道路整備への理解・協力	計画的な道路の改良整備に協力する。
	3)騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の遵守	事業の環境影響を認識し、「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」を遵守する。
(4) 近隣公害の防止と快適な住環境の形成	1)近隣騒音・迷惑防止の配慮	近隣の迷惑となる騒音や活動を控え、快適な住環境の形成に協力する。
	2)ごみ持ち帰り行動の実践	社員へごみ持ち帰り行動の啓発を行うなど、廃棄物処理の意識向上に協力する。
	3)清掃活動への参加	事業所周辺の清掃や地域の清掃活動に協力する。
	4)空き家対策への協力	空き家情報の提供や空き家の利活用など、本市の空き家対策の取り組みに協力する。
	5)地域の価値の維持・向上	地域環境の向上を図るための地域の活動に参加・協力する。

■環境行動指針【滞在者】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1) 良好な大気環境の保全	1)大気環境の保全への理解・協力	大気環境に関心を持ち、良好な環境の保全に協力する。
	2)公共交通機関の利用	移動の際は、できるだけ公共交通機関を利用し、大気汚染の原因となる物質の排出削減に協力する。
	3)次世代自動車の利用の検討	環境にやさしい次世代自動車の利用を心掛ける。
	4)エコドライブの実践	エコドライブを実践する。
(2) 良好な水環境の保全	1)水環境への理解と配慮	水環境に関心を持ち、水の大切さを理解する。また、環境にやさしい洗剤を使用するなど、良好な水環境の保全に配慮した行動を実践する。
	2)水環境の保全への理解・協力	水環境に関心を持ち、良好な環境の保全に協力する。
(3) 騒音・振動・悪臭の防止	1)エコドライブの実践	エコドライブを実践する。
	2)住環境の保全への理解・協力	騒音・振動・悪臭の問題に関心を持ち、快適な住環境の保全に協力する。
(4) 近隣公害の防止と快適な住環境の形成	1)近隣騒音・迷惑防止の配慮	近隣の迷惑となる騒音や活動を控え、快適な住環境の形成に協力する。
	2)ごみ持ち帰り行動の実践	観光地や公園等においてごみを捨てずに持ち帰るよう、ごみの持ち帰り行動を実践する。
	3)清掃活動への理解	地域の清掃活動の取り組みに協力する。
	4)空き家対策への協力	空き家情報の提供や空き家の利活用など、本市の空き家対策の取り組みに協力する。
	5)地域マネジメントへの理解	地域マネジメントの取り組みの趣旨を理解し、協力を心掛ける。

第 5 節 環境資源を活用した地域活性化の実現

1.現在の取り組みと課題

・高齢化、後継者不足により、農業・漁業の継続が難しくなっており、農漁業経営の安定を図るとともに新規就業者の支援・育成が地域の課題となっています。こうした中、本市では、魅力ある農漁業の実現と、農漁村の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、直売施設の拡充、里山里海、森林の保全活動や体験型農漁業の実施など、都市と農山漁村の交流の取り組みを進めています。また、本市の特徴を活かし、食のブランド化や地産地消を通じた環境観光の振興による、環境・経済・社会の統合的向上を目指すことが求められています。

・2016 年 4 月に淡路島全体で日本遺産の認定を受け、市内では 11 件の文化遺産が構成文化財と認定されており、これらを活用し、関係機関と連携を図りながら文化財の保護や、観光振興・地域活性化を図っています。その中で、五斗長垣内遺跡では、歴史体験学習を実施しています。

・本市は海、山に囲まれており、豊かな自然に恵まれていることから、これらの自然資源を活かしたグリーンツーリズム、ブルーツーリズムを推進するため、体験型農園、漁業体験などについて活動支援を行う必要があります。

・市民アンケートにおいて、「市民の環境に関する意識やマナー」、「街並みの美観や清潔さ」への不満が高くなっていることから、自然資源を活用したレジャーにより発生が懸念されるマリンレジャーの騒音、ごみのポイ捨て等について、被害や苦情が大きくなる前に関係機関と協力して対策を推進する必要があります。

・「棚田地域振興法」が 2019 年 8 月に施行され、県が「兵庫県棚田地域振興計画」を策定し、地域を指定することとなっており、これに合わせた対応が必要となっています。

・「あわじ環境未来島構想」におけるエネルギーの持続、農と食の持続、暮らしの持続の 3 つの持続を踏まえ、地域の特徴を活かした、産業振興、地域活性化により環境保全を図ることが重要となっています。

2.環境施策・環境行動指針

「環境資源を活用した地域活性化の実現」は、「自然・歴史・文化などの地域の環境資源が活用された、魅力のあるまち」を目指すものであり、基本施策、環境施策と環境行動指針は以下のとおりとします。

基本目標	基本施策	環境施策・環境行動指針			
		行 政	市 民	事業者	滞在者
目標 5 環境資源を活用した地域活性化の実現	(1)自然環境を活用した都市農山漁村交流の推進	1)グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進	1)都市農山漁村交流活動への参加・協力	1)都市農山漁村交流活動への参加・協力	1)都市農山漁村交流活動への参加
		2)環境観光の振興	2)清掃活動への参加	2)清掃活動への参加	2)環境観光への配慮
		3)環境保全を目指した自然資源の利活用	3)環境保全を目指した自然資源の利活用	3)環境保全を目指した自然資源の利活用	3)環境保全を目指した自然資源の利活用
	(2)歴史・文化資源の保全と活用	1)文化財の適切な保護・保全に向けた管理の推進	1)文化財保護・保全への理解 2)文化財情報の提供・発信	1)文化財保護・保全への理解	1)文化財保護・保全への理解
		2)歴史・文化遺産の活用の推進	3)文化財を活用したまちづくりへの協力	2)文化財を活用したまちづくりへの協力	2)文化財を活用したまちづくりへの協力
		3)歴史・文化遺産巡回コースの設定	4)歴史・文化交流活動への参加	3)歴史・文化交流活動への参加	3)歴史・文化交流活動への参加
	(3)環境資源を活用した良好な景観の保全・形成	1)情報提供・啓発の推進	1)公園・緑地の維持管理と緑化への協力 2)良好な景観形成に向けた配慮	1)公園・緑地の維持管理と緑化への協力 2)良好な景観形成に向けた配慮	1)公園・緑地の適切な利用
		2)里山景観の維持	3)棚田等景観維持への参加・協力	3)棚田等景観維持への参加・協力	2)棚田等景観維持への参加・協力
		3)海岸景観の維持	4)海岸の自然環境・景観保全への参加・協力	4)海岸の自然環境・景観保全への参加・協力	3)海岸の自然環境・景観保全への参加・協力
	(4)持続可能な社会構築に向けた産業の振興	1)あわじ環境未来島構想を踏まえた産業の振興	1)地産地消の実践 2)グリーン購入の実践 3)再生可能エネルギーの利活用の検討	1)地産地消の実践 2)グリーン購入の実践 3)CSR 活動による環境保全活動の実施	1)地産地消の取り組みへの理解・協力 2)グリーン購入の実践
		2)環境保全型農業の推進	4)環境保全型農業への協力	4)環境保全型農業への協力	3)環境保全型農業への協力

3.環境資源を活用した地域活性化の実現に向けた行政の取り組み

「環境資源を活用した地域活性化の実現」に向けて、市民・事業者・滞在者・行政が中長期的に取り組むべき環境施策と環境行動指針は、以下のとおりとします。

■環境施策【行政】

基本施策	環境施策	環境施策の内容
(1)自然環境を活用した都市農山漁村交流の推進	1)グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進	ファーマーズマーケットや体験型農業、観光農園、農家レストラン、漁業体験等の多彩なグリーンツーリズム・ブルーツーリズムを通して、都市と農山漁村の交流活動を促進し、地域活性化につなげる。
	2)環境観光の振興	観光関連団体や島内自治体と協力し、農業や漁業、自然環境の体験を通じた旅行の誘致やイベントの開催 PR を実施し、環境観光の振興を推進する。
	3)環境保全を目指した自然資源の利活用	マリンスポーツや釣り等による騒音やごみのポイ捨て等の問題の解消に努め、観光振興と周辺環境の維持の両立を図る。
(2)歴史・文化資源の保全と活用	1)文化財の適切な保護・保全に向けた管理の推進	文化財調査に基づき指定・登録等の保護措置を行い、文化財の保全に努めるとともに、文化財の保護・保全状況を調査する。また、開発事業に関する埋蔵文化財の取扱いの手続きの周知・徹底を図る。
	2)歴史・文化遺産の活用の推進	歴史・文化遺産の現状把握と保護や復元を進め、活用の推進を図る。
	3)歴史・文化遺産巡回コースの設定	各地域に存在する歴史・文化遺産を分野ごとに評価し、テーマ性を持たせた巡回コースの設定やイベント開催を通じて、本市の歴史・文化への理解を広める。
(3)環境資源を活用した良好な景観の保全・形成	1)情報提供・啓発の推進	地域の景観資源について情報を提供するとともに、住宅様式や街並等、地域の景観への配慮や清掃美化についての意識啓発を図る。また、県の景観の形成等に関する条例の周知と指導を進める。
	2)里山景観の維持	県の「兵庫県棚田地域振興計画」に基づき、棚田などの保全及び棚田地域の振興を図るとともに、中山間地域等直接支払制度又は多面的機能支払制度を活用し、豊かな自然環境の保全及び良好な景観の保全を図る。
	3)海岸景観の維持	本市の特色である海沿いの良好な景観を維持するため、関係機関との連携を図る。
(4)持続可能な社会構築に向けた産業の振興	1)あわじ環境未来島構想を踏まえた産業の振興	「あわじ環境未来島構想」を踏まえ、エネルギーや、食・農の取り組みを通じた企業の誘致や産業の振興を目指し、奨励制度などの優遇措置の適切な充実を図る。
	2)環境保全型農業の推進	「兵庫県環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）推進計画（第２期）」などを踏まえ、化学肥料や農薬の低減などに取り組むなどの地球環境や生物多様性に配慮した農業を推進する。

■環境行動指針【市民】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1)自然環境を活用した都市農山漁村交流の推進	1)都市農山漁村交流活動への参加・協力	都市と農山漁村の交流活動に参加・協力する。
	2)清掃活動への参加	全島一斉清掃などの清掃活動に参加する。
	3)環境保全を目指した自然資源の利活用	周辺環境に配慮し、観光公害とならないよう、心掛ける。
(2)歴史・文化資源の保全と活用	1)文化財保護・保全への理解	本市の文化財の保護・管理に対する理解を心掛け、文化財保護の意識を高める。
	2)文化財情報の提供・発信	市内の様々な文化財の情報を行政に提供するとともに、自らが取得した知識や技術を、広く市民に伝えるよう努める。
	3)文化財を活用したまちづくりへの協力	歴史・文化的な街並みの整備など、文化財を活用したまちづくりに協力する。
	4)歴史・文化交流活動への参加	歴史や文化、伝統を大切にし、交流活動に参加する。
(3)環境資源を活用した良好な景観の保全・形成	1)公園・緑地の維持管理と緑化への協力	地域の公園・緑地の維持管理に協力する。また、草木を育てるなど、家庭内の緑化を心掛ける。
	2)良好な景観形成に向けた配慮	県の景観の形成等に関する条例を理解し、住宅様式や街並み等、地域の景観に配慮する。
	3)棚田等景観維持への参加・協力	管理者による管理が適切になされていない棚田などの農地やため池の草刈りなどに参加・協力する。
	4)海岸の自然環境・景観保全への参加・協力	清掃や保全活動に参加するなど、海岸の自然環境と景観の保全に協力する。
(4)持続可能な社会構築に向けた産業の振興	1)地産地消の実践	地元の農水産物を積極的に利用し、地産地消を実践する。
	2)グリーン購入の実践	環境への負荷が少ない製品・商品・サービスを選んで購入する。
	3)再生可能エネルギーの利活用の検討	太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入について積極的に情報収集し、利活用を心掛ける。
	4)環境保全型農業への協力	「兵庫県環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）推進計画（第 2 期）」などを踏まえ、化学肥料や農薬の低減などに取り組むなどの環境にやさしい農業に協力する。

■環境行動指針【事業者】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1)自然環境を活用した都市農山漁村交流の推進	1)都市農山漁村交流活動への参加・協力	都市と農山漁村の交流活動に参加・協力する。
	2)清掃活動への参加	事業所周辺の清掃や地域の清掃活動に参加する。
	3)環境保全を目指した自然資源の利活用	マリンスポーツなどの事業者は周辺環境に十分に配慮した事業を実施する。
(2)歴史・文化資源の保全と活用	1)文化財保護・保全への理解	本市の文化財の保護・管理に対する理解を心掛け、文化財保護の意識を高める。 また、開発事業において埋蔵文化財の取扱いの手続きを行う。
	2)文化財を活用したまちづくりへの協力	歴史・文化的な街並みの整備など、文化財を活用したまちづくりに協力する。
	3)歴史・文化交流活動への参加	歴史や文化、伝統を大切にし、交流活動に参加する。
(3)環境資源を活用した良好な景観の保全・形成	1)公園・緑地の維持管理と緑化への協力	地域の公園・緑地の維持管理に協力する。また、草木を育てるなど、敷地内の緑化を心掛ける。
	2)良好な景観形成に向けた配慮	県の景観の形成等に関する条例を理解し、市民や行政における景観形成の取り組みに協力する。
	3)棚田等景観維持への参加・協力	管理者による管理が適切になされていない棚田等の農地やため池の草刈り等に参加・協力する。
	4)海岸の自然環境・景観保全への参加・協力	清掃や保全活動に参加するなど、海岸の自然環境と景観の保全に協力する。
(4)持続可能な社会構築に向けた産業の振興	1)地産地消の実践	地元の農水産物を積極的に利用し、地産地消を実践する。
	2)グリーン購入の実践	環境への負荷が少ない製品・商品・サービスの購入・提供を実践する。
	3)CSR 活動による環境保全活動の実施	企業の社会的責任を認識し、CSR 活動による環境保全活動を実施する。
	4)環境保全型農業への協力	「兵庫県環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）推進計画（第 2 期）」などを踏まえ、化学肥料や農薬の低減などに取り組むなどの環境にやさしい農業に協力する。

■環境行動指針【滞在者】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1)自然環境を活用した都市農山漁村交流の推進	1)都市農山漁村交流活動への参加	環境学習や自然とのふれあい活動の一環として都市と農山漁村の交流活動に参加する。
	2)環境観光への配慮	観光などにおいて、自然環境や景観等の環境資源の適切な利用や配慮を心掛ける。
	3)環境保全を目指した自然資源の利活用	周辺環境に配慮し、観光公害とならないよう、心掛ける。
(2)歴史・文化資源の保全と活用	1)文化財保護・保全への理解	本市の文化財の保護・管理に対する理解を心掛け、文化財保護の意識を高める。
	2)文化財を活用したまちづくりへの協力	文化財を活用したまちづくりの情報を共有するなど、地域活性化の取り組みに協力する。
	3)歴史・文化交流活動への参加	歴史や文化交流活動への参加などにより、地域活性化の取り組みに協力する。
(3)環境資源を活用した良好な景観の保全・形成	1)公園・緑地の適切な利用	緑地などの緑化や維持管理の取り組みを理解し、公園・緑地の適切な利用を心掛ける。
	2)棚田景観維持への参加・協力	管理者による管理が適切になされていない棚田などの農地やため池の草刈りなどに参加・協力する。
	3)海岸の自然環境・景観保全への参加・協力	海岸での野外活動などにおいてごみの持ち帰りを行うなど、自然環境と景観の保全に協力する。
(4)持続可能な社会構築に向けた産業の振興	1)地産地消の取り組みへの理解・協力	地元の農水産物を積極的に利用し、地産地消に協力する。
	2)グリーン購入の実践	環境への負荷が少ない製品・商品・サービスを選んで購入する。
	3)環境保全型農業への協力	「兵庫県環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）推進計画（第 2 期）」などを踏まえ、化学肥料や農薬の低減などに取り組むなどの環境にやさしい農業に協力する。

第 6 節 地域力にあふれる社会の実現

1.現在の取り組みと課題

・市民などへの情報提供・啓発については、広報誌や本市ホームページ、市公式 LINE アプリやフェイスブック、エックス等を活用し、各種情報の提供を行っています。アンケートにおいても、情報の提供が求められていることから、市民の目に届きやすいように更なる工夫が必要となっています。

・「淡路市環境審議会」など、審議会を設置する場合は公募による市民参画を進めており、また、各種計画の策定時にはパブリックコメントを行うなど、市政への市民参画を推進しています。

・社会福祉協議会が運営するボランティアセンターと連携し、ボランティア団体の活性化や地域ネットワークの拡充に取り組んでいますが、環境保全分野においても、ボランティアや各種団体との連携を進める必要があります。

・複雑・多様な環境問題に対応するには、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進する必要があるため、本市の豊かな自然に対する保全意識を高めていく必要があります。

・事業者アンケート調査において、環境への取り組みを進めるうえで問題となっていることとして、「専門知識・情報が不足している」が 2 番目に多くなっていることから、市民だけでなく、事業者に対しての情報提供・共有が重要となっています。

2.環境施策・環境行動指針

「地域力にあふれる社会の実現」は、「市民・事業者・滞在者・行政が積極的に環境保全に取り組む、協働のまち」を目指すものであり、基本施策、環境施策と環境行動指針は以下のとおりとします。

基本目標	基本施策	環境施策・環境行動指針			
		行 政	市 民	事業者	滞在者
目標６ 地域力にあふれる社会の実現	(1) 市民参画の促進	1)公聴機能の充実	1)行政情報の把握と活動への参加	1)行政情報の把握と活動への参加	―
		2)公募市民による市民参画の推進	2)地域の課題解決の活動への参加	2)地域の課題解決の活動への協力	1)地域の課題解決の活動への理解
		3)地域リーダーの発掘・育成	3)地域リーダーへの登録	3)地域リーダーへの登録	―
		4)県などと連携した環境学習・教育の基盤づくり	4)環境学習・教育への参画を通じたふるさと・環境保全意識の向上	4)環境学習・教育への参画を通じたふるさと・環境保全意識の向上	2)環境学習・教育への参画など、環境保全に向けた取り組みへの理解
	(2) 環境保全団体などの活動支援	1)NPO 法人やボランティア団体との連携	1)環境保全団体活動への協力・参加	1)環境保全団体活動への協力	1)環境保全団体活動の情報共有
		2)活動情報の発信	2)活動情報の活用	2)活動情報の活用	2)活動情報の活用
	(3) 情報提供・共有の推進	1)情報提供による市民参画の促進	1)情報の発信と共有の実践	1)情報の発信と共有の実践	1)情報の発信と共有の実践

3.地域力にあふれる社会の実現に向けた行政の取り組み

「地域力にあふれる社会の実現」に向けて、市民・事業者・滞在者・行政が中長期的に取り組むべき環境施策と環境行動指針は、以下のとおりとします。

■環境施策【行政】

基本施策	環境施策	環境施策の内容
(1)市民参画の促進	1)公聴機能の充実	広報誌や本市ホームページ等、多様な情報媒体を活用し、広報活動の推進を図る。また、行政と市民が一体となって環境保全を進めるため、市民の意見が市政運営に反映されるよう、公聴機能の充実を図り、行政に対して意見が提案しやすい環境づくりに努める。
	2)公募市民による市民参画の推進	環境に関する審議会などを設置する場合は公募による市民の参画を進める。
	3)地域リーダーの発掘・育成	まちづくり活動の活発化や地域コミュニティの維持・形成を図るため、活動の中心となる地域リーダーの発掘・育成に努める。
	4)県などと連携した環境学習・教育の基盤づくり	県や関係機関等と連携し、地域の特色を活かした活動の充実など、環境学習・教育の基盤づくりを推進する。
(2)環境保全団体などの活動支援	1)NPO 法人やボランティア団体との連携	市民との協働により環境保全活動が展開されるよう、NPO 法人やボランティア団体等との連携を図り、相互理解の形成の支援を行う。
	2)活動情報の発信	広報誌や本市ホームページ等の媒体を活用し、NPO 法人やボランティア団体等の活動情報を、必要とする市民へ情報提供する仕組みづくりを進める。
(3)情報提供・共有の推進	1)情報提供による市民参画の促進	広報誌や本市ホームページ等の媒体を活用し、本市の環境施策の情報や環境情報の提供により、市民との環境情報の共有を図り、市民参画を促進する。

■環境行動指針【市民】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1)市民参画の促進	1)行政情報の把握と活動への参加	環境保全において市民が果たすべき役割を理解し、行政情報を把握するとともに、地域・市民活動に参加する。
	2)地域の課題解決の活動への参加	地域の課題解決のための活動や取り組みに参加する。
	3)地域リーダーへの登録	まちづくり活動の活発化や地域コミュニティの維持・形成を図るため、活動の中心となる地域リーダーへの登録を検討する。
	4)環境学習・教育への参画を通じたふるさと・環境保全意識の向上	環境問題を自らの課題として考え、環境保全・創造に向けた取り組みなどを学ぶ場に参加する。
(2)環境保全団体などの活動支援	1)環境保全団体活動への参加・協力	地域コミュニティや環境保全の重要性を認識し、町内会や NPO 法人、ボランティア等の活動に協力・参加する。
	2)活動情報の活用	本市が発信する NPO 法人やボランティア団体等の活動情報を活用し、環境保全に協力する。
(3)情報提供・共有の推進	1)情報の発信と共有の実践	地域の環境情報の発信や共有を進め、情報共有による地域力の向上を心掛ける。

■環境行動指針【事業者】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1)市民参画の促進	1)行政情報の把握と活動への参加	環境保全において事業者が果たすべき役割を理解し、行政情報を把握するとともに、環境保全活動の取り組みを進める。
	2)地域の課題解決の活動への協力	地域の課題解決のための活動や取り組みに協力する。
	3)地域リーダーへの登録	まちづくり活動の活発化や地域コミュニティの維持・形成を図るため、活動の中心となる地域リーダーへの登録を検討する。
	4)環境学習・教育への参画を通じたふるさと・環境保全意識の向上	環境問題を自らの課題として考え、環境保全・創造に向けた取り組みなどを学ぶ場に参加する。
(2)環境保全団体などの活動支援	1)環境保全団体活動への協力	地域コミュニティや環境保全の重要性を認識し、町内会や NPO 法人、ボランティア団体等の活動に協力する。
	2)活動情報の活用	本市が発信する NPO 法人やボランティア団体等の活動情報を活用し、環境保全に協力する。
(3)情報提供・共有の推進	1)情報の発信と共有の実践	地域の環境情報の発信や共有を進め、情報共有による地域力の向上を心掛ける。

■環境行動指針【滞在者】

基本施策	環境行動指針	環境行動指針の内容
(1) 市民参画の促進	1)地域の課題解決の活動への理解	地域の課題解決のための市民活動や取り組みへの理解を心掛ける。
	2)環境学習・教育への参画など、環境保全に向けた取り組みへの理解	環境問題を自らの課題として考え、環境保全・創造に向けた取り組みへの理解を心掛ける。
(2) 環境保全団体などの活動支援	1)環境保全団体活動の情報共有	地域コミュニティや環境保全の重要性を認識し、環境保全団体の活動情報の共有による地域力向上への協力を心掛ける。
	2)活動情報の活用	本市が発信する NPO 法人やボランティア団体等の活動情報を活用し、環境保全に協力する。
(3)情報提供・共有の推進	1)情報の発信と共有の実践	地域の環境情報の発信や共有を進め、情報共有による地域力向上への協力を心掛ける。

第 5 章　重点プロジェクト

第 5 章 重点プロジェクト

第 1 節 重点プロジェクトの設定

本計画の中間見直しを行う中で、環境を取り巻く社会情勢や、市民アンケート調査結果、地域特性等を踏まえ、今後 5 年間で特に重点的に取り組んでいく施策を重点プロジェクトとして設定します。

重点プロジェクトは、本計画に掲げる環境の将来像の実現を通して、「第 2 次淡路市総合計画」の将来像の実現を目指すことを念頭において設定します。

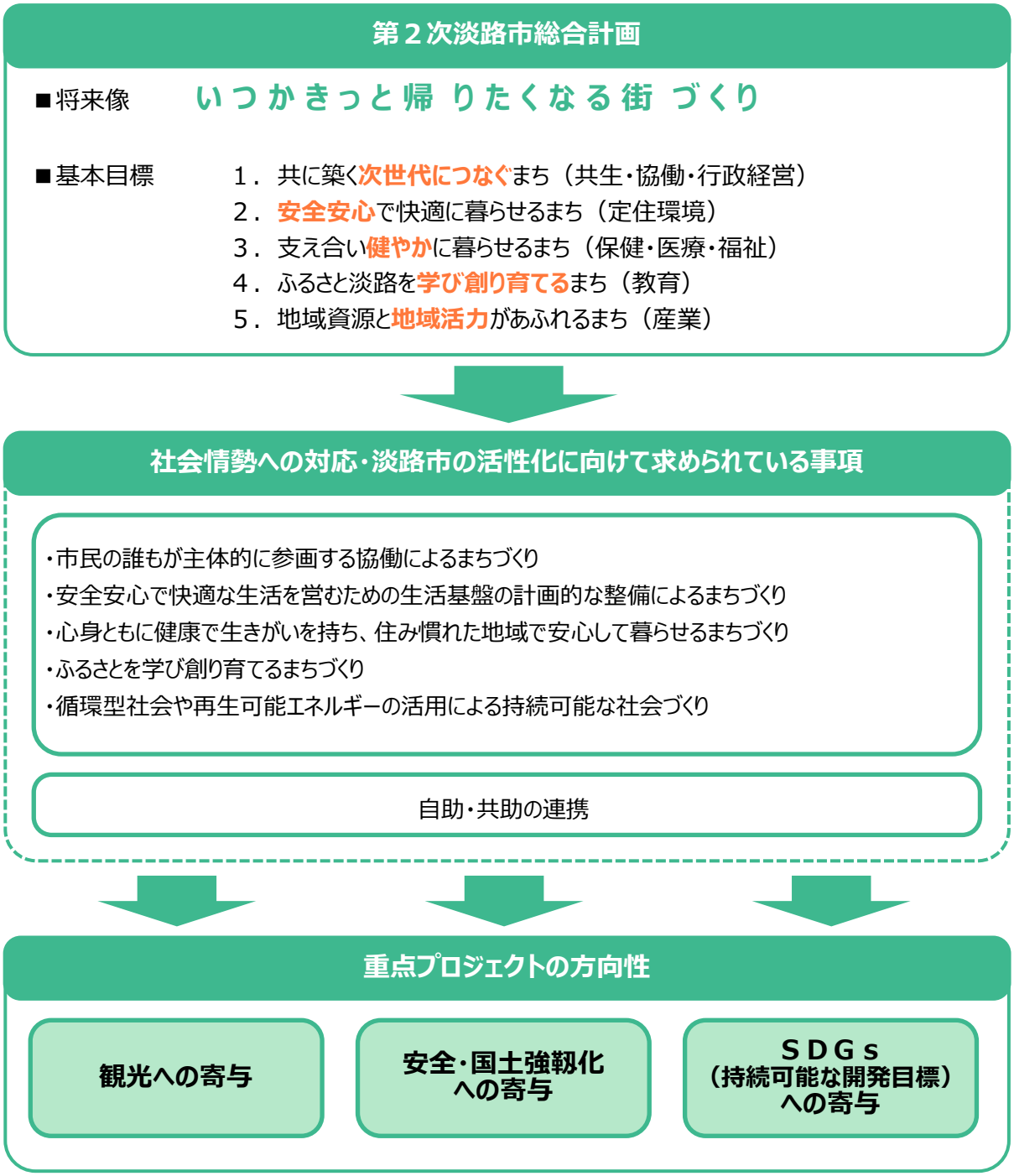

図 5-1-1 重点プロジェクトの設定の考え方

第 2 節 重点プロジェクト

■基本目標 1 ：脱炭素社会の実現

重点施策		地球温暖化対策実行計画の推進
担当部署		生活環境課
施策方針		「淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、淡路市域及び事務事業における温室効果ガス排出量の削減を推進し、削減目標を達成する。
具体内容	事業名	温室効果ガス排出量の削減推進
	事業概要	省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの導入拡大、資源循環の推進等の取り組みにより、温室効果ガス排出量の削減を推進する。
重点プロジェクトの効果	観光への寄与	－
	安全・国土強靭化への寄与	淡路市域及び事務事業における温室効果ガス排出量削減の取り組みにより、地球温暖化に伴う自然災害の軽減に寄与する。
	SDGs への寄与	ターゲット 13.2（気候変動対策の推進）に寄与する。

重点施策		脱炭素先行地域づくり事業計画の推進
担当部署		まちづくり政策課
施策方針		「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画」に基づき、地域脱炭素化に向けた事業計画の推進を図る。
具体内容	事業名 1	温室効果ガス排出量の削減推進（民生部門）
	事業概要	脱炭素社会の先行地域として、夢舞台サスティナブル・パーク内の民間施設等に太陽光発電設備や蓄電池を設置する事業に対し、補助金を支出する。
	事業名 2	バイオマスボイラーの導入
	事業概要	本市の地域資源である竹等を活用し、熱供給用ボイラーの燃料をバイオマス燃料に代替する。
重点プロジェクトの効果	観光への寄与	－
	安全・国土強靭化への寄与	脱炭素先行地域を筆頭とした温室効果ガス排出量削減の取り組みにより、地球温暖化に伴う自然災害の軽減に寄与する。
	SDGs への寄与	ターゲット 7.2（再生可能エネルギーの活用拡大）、ターゲット 13.2（気候変動対策の推進）に寄与する。

重点施策		地産地消の推進
担当部署		商工観光課、農林水産課、学校教育課
施策方針		農漁業の振興及び六次産業化による地域経済の活性化、農水産物輸送エネルギー（フードマイレージ）の削減を図るため、地産地消の取り組みを推進する。
具体内容	事業名 1【継続】	地産地消を推進するイベントの開催
	事業概要	地元で水揚げされた海産物等を販売する「水産まつり」をはじめとする地域産品の農水産物を PR するイベントを開催し、地産地消を推進する。
	事業名 2【継続】	淡路の農産物・加工品のブランド化の推進
	事業概要	淡路市の特産品のブランド化を関係機関と連携して推進する。
	事業名 3【継続】	学校給食での市産品の使用
	事業概要	学校給食において、積極的に市産品を使用し、地産地消を推進する。
重点プロジェクトの効果	観光への寄与	特産品が観光資源となり、観光振興に寄与する。
	安全・国土強靭化への寄与	フードマイレージの削減により温室効果ガス排出量を削減でき、地球温暖化に伴う自然災害の軽減に寄与する。
	SDGs への寄与	ターゲット 8.9（地方の文化振興・産品販促）に寄与する。

重点施策		再生可能エネルギーの導入拡大の促進
担当部署		管財課、まちづくり政策課、危機管理課
施策方針		「あわじ環境未来島構想」と連携し、地域資源を活用した自立型エネルギーシステムの検討に取り組む。
具体内容	事業名 1【継続】	生穂新島メガソーラー維持管理事業
	事業概要	2010 年に生穂新島にメガソーラーを設置しており、維持管理を継続することにより、温室効果ガス排出量の削減に寄与する。
	事業名 2【継続】	自立型ネットワークシステムの構築の検討
	事業概要	災害時に生穂新島メガソーラーで発電した電力を指定避難所（1 次）等で活用できるシステムの構築を検討する（蓄電池の設置、災害対応分電盤の設置、電気自動車を活用した避難所への電力供給等）。
重点プロジェクトの効果	観光への寄与	－
	安全・国土強靭化への寄与	電源の自立・分散は、災害時の電力供給安定化につながり、国土強靭化に寄与する。
	SDGs への寄与	ターゲット 7.2（再生可能エネルギーの活用拡大）に寄与する。

重点施策		地域の特徴を踏まえた効率的な交通手段の導入
担当部署		都市総務課
施策方針		高速バスにおけるバスターミナルの乗り継ぎアクセスの強化、路線バスやコミュニティバスにおける運行の維持・存続等に努め、地域の特徴を踏まえた効率的な交通手段の導入を推進する。
具体内容	事業名	あわ神・あわ姫バスの路線数の維持
	事業概要	地域ニーズを踏まえた路線の検討や適切な便数の確保により、すべての人が快適に移動できるよう、路線の維持に努める。
重点プロジェクトの効果	観光への寄与	交通の利便性が向上し、移動がスムーズになることで、観光振興に寄与する。
	安全・国土強靭化への寄与	ガソリン車等の自家用車の代わりに公共交通機関が利用されることで、温室効果ガス排出量を削減でき、地球温暖化に伴う自然災害の軽減に寄与する。
	SDGs への寄与	ターゲット 11.2（交通の安全性改善）、ターゲット 13.2（気候変動対策の推進）に寄与する。

■基本目標２：自然共生社会の実現

重点施策		耕作放棄地対策の推進
担当部署		農地整備課、農林水産課
施策方針		新規就農者等の受け入れ及び事業者等の農業参入を推進し、生産性の向上、有害鳥獣被害防止等の取り組みを推進する。
具体内容	事業名【継続】	北淡路地区における事業者等の農業参入事業の推進
	事業概要	耕作放棄地約 100ha に、農業参入事業者等を公募し、農地再生及び観光客を呼び込む。
重点プロジェクトの効果	観光への寄与	美しい農地及び田園景観は観光資源として寄与するとともに、直売所・レストランの整備や観光農園・体験農園の運営等による集客も見込める。
	安全・国土強靭化への寄与	農地の涵(かん)養機能により、急激な増水時の一次貯留機能を確保し、下流住民の安全対策に寄与する。
	SDGs への寄与	ターゲット 15.4（生物多様性を含む山地生態系の保全）に寄与する。

重点施策		里山里海保全活動の推進・支援
担当部署		農地整備課、農林水産課
施策方針		ため池に蓄積された栄養豊富な成分を海に流すことで、ため池の貯水機能や適正な水質の維持のほか、里山保全、豊かな里海の再生等に寄与する、「かいぼり」の取り組みを支援する。
具体内容	事業名【継続】	かいぼり活動支援事業
	事業概要	ため池管理者、漁業団体等が行う「かいぼり」作業に対し、財政的支援を行うとともに、その活動を充実させる取り組みを推進する。
重点プロジェクトの効果	観光への寄与	魚種が豊富な海は釣り客を呼び込み、市場直売等による集客が見込め、ため池は水辺を楽しむ親水空間など、地域の景観に溶け込み集客が見込める。
	安全・国土強靭化への寄与	ため池の貯水機能の回復が図られるほか、堤体等の点検が行われ、早期の補修が実施でき、安全・安心なため池管理に寄与できる。
	SDGs への寄与	ターゲット 14.5（沿岸域・海域の保全）に寄与する。

■基本目標３：循環型社会の実現

重点施策		効率的なごみ収集の取り組み
担当部署		生活環境課
施策方針		「淡路市分別収集計画」や「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、4R の推進や減量化を図るとともに、可燃ごみステーションの設置の支援など、収集効率を考慮した収集体制の構築を図る。
具体内容	事業名【継続】	4R の推進
	事業概要	4R を推進し、ごみの減量化を図る。 ○リフューズ（ごみの発生回避） ・県や周辺市町、市内の民間事業者等と連携し、マイバック、マイボトル、マイカップ、マイ箸等の利用を推進する。 ○リデュース（発生抑制） ・ごみの減量化に向けて、広報誌や本市ホームページ、市公式 LINE アプリ等の媒体を通じた情報提供・啓発を行う。 ・市開催のイベント時で使い捨てプラスチックを使用しない。 ○リユース（再使用） ・粗大ごみでまだ利用できるものや、修理すれば利用できるものを再使用する。 ・ベビー用品のリユースを実施する。 ○リサイクル（再生利用） ・エコプラザでの資源ごみの受け入れを実施する。
重点プロジェクトの効果	観光への寄与	観光先進自治体として環境への寄与をアピールする。
	安全・国土強靭への寄与	ごみの減量・再資源化により温室効果ガス排出量を削減でき、地球温暖化に伴う自然災害の軽減に寄与する。
	SDGs への寄与	ターゲット 11.6（環境上の悪影響を軽減）に寄与する。
重点施策		ごみ持ち帰り行動の推進
担当部署		商工観光課、都市総務課
施策方針		観光地や公園等においてごみを捨てずに持ち帰るよう、ごみ持ち帰り行動の呼び掛け等の啓発活動を推進するとともに、ボランティア活動を支援する。
具体内容	事業名【継続】	ごみ持ち帰り啓発看板の設置及びボランティア清掃活動の支援
	事業概要	ごみ持ち帰り啓発看板を設置するとともに、ボランティアによる清掃活動の支援を行う。
重点プロジェクトの効果	観光への寄与	美しい景観は観光資源となり、観光振興に寄与する。
	安全・国土強靭への寄与	海洋ごみや浮遊プラスチックごみの削減により、海難事故及び海洋汚染の軽減に寄与する。
	SDGs への寄与	ターゲット 14.1（海洋汚染防止）に寄与する。

■基本目標４：安全･快適社会の実現

重点施策		計画的な下水道整備と普及率の向上
担当部署		下水道課
施策方針		「淡路市公共下水道整備基本計画」に基づき、効果の上がる計画的な整備を進める。また、下水道早期加入者への使用料等負担軽減措置などにより、下水道への早期接続を促進し、普及率向上を図る。
具体内容	事業名【継続】	下水道への接続の推進
	事業概要	下水道普及率の向上に向けて、普及率の低い地区での啓発のローラー作戦を実施する。
重点プロジェクトの効果	観光への寄与	美しい河川は観光資源として観光振興に寄与する。
	安全・国土強靭への寄与	河川の水質向上に寄与する。
	SDGs への寄与	ターゲット 6.3（汚染の減少、未処理排水の減少）に寄与する。

■基本目標５：環境資源を活用した地域活性化の実現

重点施策		歴史・文化遺産の活用の推進
担当部署		社会教育課
施策方針		歴史・文化遺産の現状把握と保護や復元を進め、活用の推進を図る。
具体内容	事業名【継続】	「文化財保存活用地域計画」
	事業概要	五斗長垣内遺跡を活用した観光振興の実施、野島断層での体験学習や普及講演会の実施、日本遺産「くにうみの島・淡路」を活用した観光振興を行う。また、舟木遺跡周辺の良好な自然環境や歴史的環境などの調査を実施する。
重点プロジェクトの効果	観光への寄与	歴史・文化遺産は観光資源となる。
	安全・国土強靭への寄与	－
	SDGs への寄与	ターゲット 11.4（文化遺産及び自然遺産の保護・保全）に寄与する。

重点施策		里山景観の維持
担当部署		農林水産課、農地整備課
施策方針		「兵庫県棚田地域振興計画」に基づき、棚田等の保全及び棚田地域の振興を図るとともに、中山間地域等直接支払制度又は多面的機能支払制度を活用し、豊かな自然環境の保全及び良好な景観の保全を図る。
具体内容	事業名１【継続】	農地、農道、ため池等の保全推進事業
	事業概要	農業者等の組織に対し、中山間地域等直接支払交付金又は多面的機能支払交付金を交付し、地域の農業生産活動の継続及び農業共同活動の支援を推進する。
	事業名２【継続】	棚田地域振興法を踏まえた取り組みを推進する。
	事業概要	「兵庫県棚田地域振興計画」に基づく棚田地域の振興に資する事業を推進する。
重点プロジェクトの効果	観光への寄与	棚田、ため池等の里山景観は観光資源となり、観光振興に寄与する。
	安全・国土強靭への寄与	棚田その他農地及びため池の涵（かん）養機能により、急激な増水時の一次貯留機能を確保し、下流域住民の安全対策に寄与する。
	SDGs への寄与	ターゲット 15.4（生物多様性を含む山地生態系の保全）に寄与する。

■基本目標６：地域力あふれる社会の実現

重点施策		情報提供による市民参画の推進
担当部署		生活環境課、市民人権課
施策方針		本市の環境施策の情報や環境情報の提供により、市民との環境情報の共有を図り、市民参画を促進する。
具体内容	事業名【継続】	広報誌や本市ホームページを活用した情報発信の推進
	事業概要	広報誌への環境保全に関する情報の定期的な掲載や、本市ホームページでの情報の定期的な更新など、市民等に情報が届きやすいように発信方法を工夫する。
重点プロジェクトの効果	観光への寄与	景観保全、ごみの持ち帰り等の情報を発信及び定期的な更新をすることで、景観等の保全が図れ、観光振興に寄与する。
	安全・国土強靭への寄与	－
	SDGs への寄与	ターゲット 11.3（参加型の持続可能な人間居住計画・管理）に寄与する。

第 6 章　計画の推進体制と進行管理

第 6 章 計画の推進体制と進行管理

第 1 節 計画の推進体制

1.淡路市環境審議会

「淡路市環境基本条例」第 22 条に基づき設置される「淡路市環境審議会」は、学識経験者、各種団体の代表者、市内の事業者、公募による市民、関係行政機関の職員から構成され、本計画に関する事項、環境の保全と創造に関する基本的事項について調査審議するとともに、専門的な見地から本計画の推進や点検・評価・見直しについて提言を行います。

2.淡路市環境基本計画推進会議

市は、環境保全において中心的な役割を担い、将来像や基本目標の達成に向け、環境の状況を把握するとともに、計画的に環境施策を推進する必要があります。

このため、全庁横断的な組織による施策検討の場として「淡路市環境基本計画推進会議」を中心とした推進体制を構築し、環境施策の検討、本計画の進行管理、各主体との協働・連携の推進など、本計画の推進に取り組むものとします。

3.淡路市地球温暖化対策実行計画推進会議

「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」については、本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に取り組むものであることから、市職員の主体的な取り組みに加え、組織的な計画推進や目標達成状況の管理が求められます。

このため、「淡路市地球温暖化対策実行計画推進会議」を中心とした推進体制を構築し、継続的な地球温暖化対策の推進に取り組むものとします。なお、「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は本計画に内包されることから、「淡路市環境基本計画推進会議」においても実施状況の報告を行います。

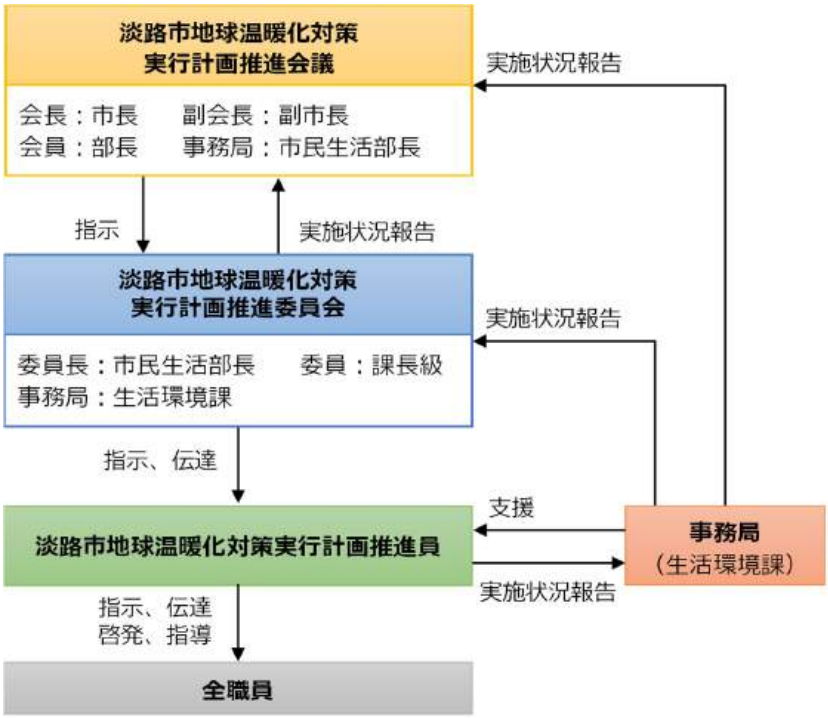

図 6-1-1 第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進イメージ

4.市民・事業者・滞在者・市の協働・連携による総合的な推進

「淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を含む本計画に掲げる将来像や基本目標を達成するため、市民・事業者・滞在者・市の全ての主体が環境保全と創造への意識を共有するとともに、各々の役割を認識し、協働・連携して取り組むものとします。

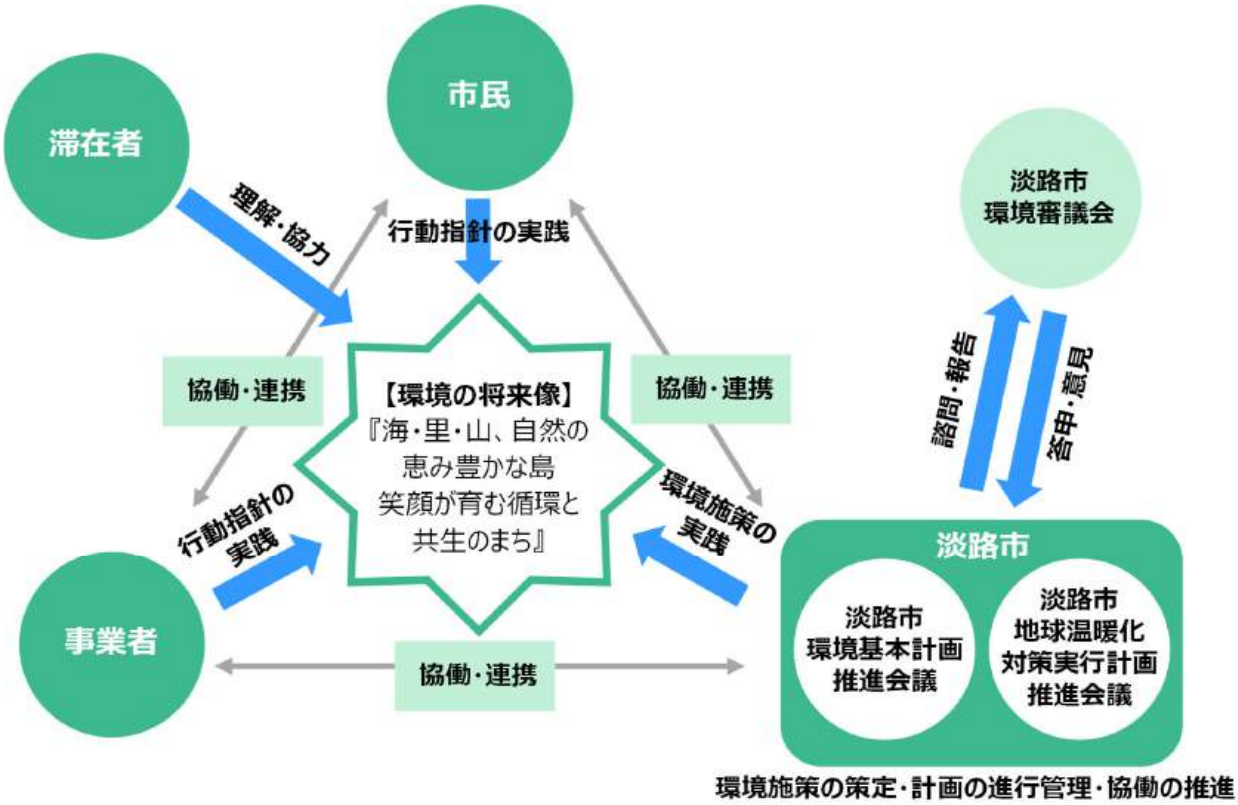

図 6-1-2 第 2 次淡路市環境基本計画の推進イメージ

第 2 節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方を踏まえ、「計画（Plan）」→「実行（Do）」→「点検（Check）」→「改善（Act）」の 4 段階を繰り返し、計画の継続的な推進・改善を図る、「PDCA サイクル」の手続きに沿って実施します。

本計画では、「淡路市環境基本計画推進会議」において、環境施策や市民などの環境活動の実施状況を把握し、計画の進行状況を点検します。また、点検結果は環境審議会に報告し、計画進行に関する審議会の助言・提言を踏まえて、次年度の方針や改善策を検討し、各主体への働き掛けを行うものとします。

なお、進行管理は 1 年単位で実施するものとし、点検結果をホームページなどで公表する方針とします。

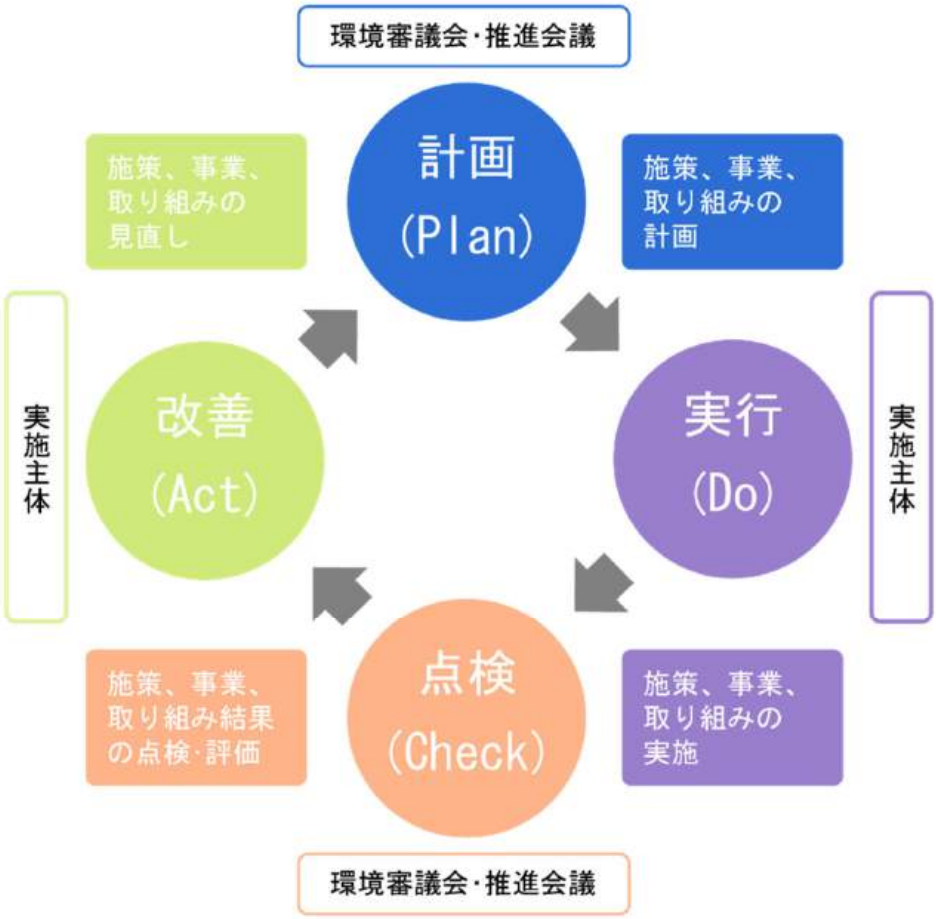

図 6-2-1 第 2 次淡路市環境基本計画の進行管理

第 3 節 計画の見直し

目標年度について、本計画は 2034 年度、そして「淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」については 2030 年度としています。また、見直し時期については、市の最上位計画である「第 2 次淡路市総合計画」の改定や社会経済情勢・環境問題の変化、施策の進行状況などを踏まえて検討します。

第 4 節 環境指標・目標指標の設定

本計画の進行管理を効果的に進めるため、基本施策の進行状況の目安となる環境指標を示すとともに、目標指標を設定します。

1.環境指標

表 6-4-1 環境指標（策定時・改訂時）

基本目標	項目	現状値		備考
		(策定時)	(改訂時)	
脱炭素社会の実現	温室効果ガス排出量（区域施策編）	–	215.9 千 t-CO_2（2021 年度）	「淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」
	温室効果ガス排出量（事務事業編）	11,952t-CO_2（2012 年度）	15,634t-CO_2（2023 年度）	「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」
	温室効果ガス削減量（民生部門）※	–	–	「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画」
	バイオマスボイラーの導入基数	–	0 基（2022 年度）	「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画」
	学校給食での市産品使用率	–	16.1%（2023 年度）	–
	あわ神・あわ姫バスの路線数・総延長	–	路線数：4 路線 総延長：136.3km（2023 年度）	「淡路島地域公共交通計画」
自然共生社会の実現	生物多様性に関する情報提供回数	0 回（2014 年度）	3 回（2023 年度）	市広報誌による情報提供
	鳥獣被害面積	17.0ha（2012 年度）	4.8ha（2023 年度）	「淡路市鳥獣被害防止計画」
	鳥獣被害額	24,360 千円（2012 年度）	5,728 千円（2023 年度）	
	かいぼり活動の件数	4 件（2014 年度）	3 件（2023 年度）	–
	市主催の環境学習イベントの開催回数	37 回（2014 年度）	43 回（2023 年度）	–
循環型社会の実現	1 人 1 日ごみ排出量	1,007g/人・日（2012 年度）	1,136g/人・日（2023 年度）	一般廃棄物処理実態調査(環境省)、淡路市生活環境課資料
	1 人 1 日ごみ排出量（家庭系ごみ）	–	629.0g/人・日（2023 年度）	
	リサイクル率	10.6%（2012 年度）	21.9%（2023 年度）	
全・快適社会の実現	近隣大気測定局の環境基準達成状況	全項目で環境基準を達成	全項目で環境基準を達成	大気・水質等常時監視結果（兵庫県）
	志筑川の BOD 濃度（75%水質値）	10mg/L（2012 年度）	3.9mg/L（2023 年度）	大気・水質等常時監視結果（兵庫県）
	下水道等接続率	70.8%（2014 年 3 月）	76.7%（2023 年度）	–
	公害苦情発生件数	10 件（2012 年度）	1 件（2023 年度）	–
環境資源を活用した地域活性化の実現	五斗長垣内遺跡の来場者数	–	10,820 人（2023 年度）	–

※脱炭素先行地域における民生部門

表 6-4-2 環境指標（策定時・改訂時）

基本目標	項目	現状値		備考
		(策定時)	(改訂時)	
地域力にあふれる社会の実現	市民の全島一斉清掃参加者数	8,624 人 （2014 年度）	6,373 人 （2023 年度）	－
	市民の全島一斉清掃参加率	－	15.1% （2023 年度）	－
	河川・道路愛護活動の参加町内会等数	河川： 45 町内会等 道路：161 町内会等 （2013 年度）	河川： 52 町内会等 道路：167 町内会等 （2023 年度）	－
	ボランティア清掃参加者数	502 人 （2014 年度）	2,166 人 （2023 年度）	－
	環境に関する情報提供回数	7 回 （2014 年度）	6 回/ （2023 年度）	市広報誌による情報提供

2.目標指標

環境指標のうち、重点プロジェクトに関連する指標を目標指標とし、達成すべき目標値を設定します。

なお、目標値は進捗状況に応じて適宜見直しを行うものとします。

■基本目標 1 ：脱炭素社会の実現

①地球温暖化対策実行計画の推進

項目	現状値	目標値	備考
温室効果ガス排出量 （区域施策編）	215.9 千 t-CO_2 （2021 年度）	2013 年度比 （290.5t-CO_2） -48% （2030 年度）	「淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の目標値

算出根拠：「淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

項目	現状値	目標値	備考
温室効果ガス排出量 （事務事業編）	15,634t-CO_2 （2023 年度）	2013 年度比 （15,569t-CO_2） -51% （2030 年度）	「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の目標値

算出根拠：「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」

②脱炭素先行地域づくり事業計画の推進

項目	現状値	目標値	備考
温室効果ガス削減量 （脱炭素先行地域における民生部門）	－	7,129t-CO_2 （2030 年度）	「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画」の目標値

算出根拠：「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画」

項目	現状値	目標値	備考
バイオマスボイラーの導入基数	0 基 （2022 年度）	2 基 （2030 年度）	「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画」の目標値

算出根拠：「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画」

③地産地消の推進

項目	現状値	目標値	備考
学校給食での市産品使用率	16.1% （2023 年度）	25.0% （2032 年度）	－

算出根拠：兵庫県に提出している調査結果

④地域の特性を踏まえた効率的な交通手段の導入

項目	現状値	目標値	備考
あわ神・あわ姫バスの 路線数・総延長	路線数：4 路線 総延長：136.3km （2023 年度）	路線数：5 路線 総延長：173.6km （2032 年度）	「淡路島地域公共交通計画」

算出根拠：淡路市都市総務課

■基本目標 2 ：自然共生社会の実現

①里山里海保全活動の推進・支援

項目	現状値	目標値	備考
かいぼり活動の件数	3 件 （2023 年度）	4 件 （2032 年度）	－

算出根拠：ため池かいぼり事業補助金の交付件数

■基本目標 3 ：循環型社会の実現

①効率的なごみ収集の取り組み

項目	現状値	目標値	備考
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	629.0g/人・日 （2023 年度）	610.6g/人・日 （2032 年度）	「一般廃棄物処理基本計画」（目標値より推計）、淡路市生活環境課資料
リサイクル率	21.9% （2023 年度）	22.0% （2032 年度）	

算出根拠：リサイクル率計画数値（2032 年度）13.4%は達成しているため 22.0%とする。

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、計画書の目標値

■基本目標４：安全・快適社会の実現

①計画的な下水道整備と普及率の向上

項目	現状値	目標値	備考
下水道等接続率	76.7% （2023 年度）	79.0% （2032 年度）	－

■基本目標５：環境資源を活用した地域活性化の実現

①歴史・文化遺産の保護・活用の検討

項目	現状値	目標値	備考
五斗長垣内遺跡の来場者数	10,820 人 （2023 年度）	11,000 人 （2032 年度）	－

■基本目標６：地域力あふれる社会の実現

①情報提供による市民参画の推進

項目	現状値	目標値	備考
市民の全島一斉清掃参加率	15.1% （2023 年度）	20.0% （2032 年度）	－

注）人口は、開催月の住民基本台帳人口の人口とする（現状値は７月）。 6,373/42,128＝15.1%

参考資料

1 基本施策の担当部署

■基本目標１：脱炭素社会の実現

基本施策		環境施策	担当部署
淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）			
	（1）脱炭素なライフスタイルへの転換	1）情報発信・啓発の推進	生活環境課
		2）省エネルギー化の促進	生活環境課 まちづくり政策課
		3）グリーン購入の促進	生活環境課
		4）地産地消の促進	商工観光課 農林水産課 農地整備課 学校教育課
		5）気候変動適応策の推進	生活環境課
	（2）安心安全な再生可能エネルギー活用の推進	1）情報発信の推進	生活環境課
		2）再生可能エネルギーの導入拡大の促進	まちづくり政策課
		3）災害レジリエンスの強化促進	危機管理課
		4）再エネ電力調達の促進	まちづくり政策課
	（3）環境に配慮した交通の推進	1）地域の特徴を踏まえた効率的な交通手段の導入	都市総務課
		2）次世代自動車の導入促進	生活環境課
		3）エコドライブの促進	生活環境課
	（4）資源循環の推進	1）情報発信・啓発の推進	生活環境課
		2）資源ごみ受け入れの推進	生活環境課
		3）効率的なごみ収集の推進	生活環境課
	（5）森林吸収源対策の推進	1）森林の健全な保全・再生	農林水産課
		2）木材利用の促進	農林水産課
第４次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）			
	（1）省エネルギー化の推進	1）職員における省エネルギー行動の徹底	管財課 生活環境課
		2）施設の省エネルギー化の推進	管財課 生活環境課
		3）グリーン購入の推進	管財課 生活環境課
	（2）再生可能エネルギーの導入拡大	1）太陽光発電の導入拡大	生活環境課
		2）災害レジリエンスの強化	危機管理課
		3）再エネ電力調達の推進	まちづくり政策課

基本施策		環境施策	担当部署
	（3）環境に配慮した交通の推進	1）公共交通機関の利用推進	都市総務課
		2）次世代自動車の導入推進	管財課
		3）エコドライブの推進	管財課
	（4）資源循環の推進	1）4R の推進	生活環境課
		2）プラスチックの使用削減	生活環境課
		3）食品ロス削減の推進	生活環境課
	（5）職員の環境意識の向上	1）研修会等の実施	生活環境課
		2）取り組みに関する自己評価の実施	生活環境課

■基本目標 2：自然共生社会の実現

基本施策	環境施策	担当部署
（1）生物多様性の保全の推進	1）情報提供・啓発の推進	生活環境課
	2）都市計画マスタープランの推進	都市計画課
	3）公共事業における環境配慮の推進	建設課
	4）外来生物対策の推進	生活環境課
	5）自然共生サイトの拡大に向けた情報発信の推進	生活環境課
（2）鳥獣被害の防止と適正管理の推進	1）有害鳥獣被害防止対策の推進	農林水産課
	2）野生鳥獣の適正管理の推進	農林水産課
（3）里山里海、森林の保全の推進	1）里山の荒廃対策（竹林拡大防止等）	農林水産課
	2）地産地消の促進	商工観光課 農林水産課 農地整備課 学校教育課
	3）耕作放棄地対策の推進	農地整備課 農林水産課
	4）里山里海保全活動の推進・支援	農地整備課 農林水産課
	5）豊かな里海の再生	生活環境課 都市総務課 農林水産課
	6）森林の健全な保全・再生	農林水産課
	7）木材利用の促進	農林水産課
（4）環境学習と自然とのふれあい活動の推進	1）環境学習の機会や活動の場の拡大	学校教育課 生活環境課
	2）グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進	商工観光課
	3）公園・緑地の充実と緑化の推進	都市総務課

■基本目標３：循環型社会の実現

基本施策	環境施策	担当部署
（1）資源循環の推進	1）情報提供・啓発の推進	生活環境課
	2）資源ごみ受け入れの取り組み	生活環境課
	3）効率的なごみ収集の推進	生活環境課
（2）廃棄物の適正処理の実施	1）一般廃棄物の適正処理の推進	生活環境課
	2）不法投棄の防止	生活環境課
	3）ごみ持ち帰り行動の推進	商工観光課 都市総務課
（3）地域の循環圏の構築推進	1）地域での資源循環の取り組み推進	生活環境課
	2）バイオマス利活用の推進	生活環境課
	3）地産地消の推進	商工観光課 農林水産課 農地整備課 学校教育課

■基本目標４：安全・快適社会の実現

基本施策	環境施策	担当部署
（1）良好な大気環境の保全	1）情報提供・啓発の推進	生活環境課
	2）公共交通機関の利用促進	都市総務課
	3）次世代自動車の導入促進	管財課
	4）エコドライブの促進	管財課
	5）県との協力による調査・監視・指導	生活環境課
（2）良好な水環境の保全	1）情報提供・啓発の推進	下水道課
	2）計画的な下水道整備と普及率の向上	下水道課
	3）合併浄化槽の普及促進	下水道課
	4）浄化槽の維持管理の促進	下水道課
	5）県との協力による調査・監視・指導	生活環境課
（3）騒音・振動・悪臭の防止	1）エコドライブの促進	生活環境課
	2）道路の計画的な改良整備	建設課
	3）県との協力による調査・監視・指導	生活環境課
（4）近隣公害の防止と快適な住環境の形成	1）環境マナーの周知・啓発	生活環境課
	2）清掃活動の取り組みの推進	生活環境課
	3）空き家対策の推進	都市計画課
	4）地域マネジメントの推進	生活環境課

■基本目標 5：環境資源を活用した地域活性化の実現

基本施策	環境施策	担当部署
（1） 自然環境を活用した都市農山漁村交流の推進	1）グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進	商工観光課
	2）環境観光の振興	商工観光課
	3）環境保全を目指した自然資源の利活用	生活環境課
（2） 歴史・文化資源の保全と活用	1）文化財の適切な保護・保全に向けた管理の推進	社会教育課
	2）歴史・文化遺産の活用の推進	社会教育課
	3）歴史・文化遺産巡回コースの設定	社会教育課
（3） 環境資源を活用した良好な景観の保全・形成	1）情報提供・啓発の推進	都市計画課
	2）里山景観の維持	農地整備課 農林水産課
	3）海岸景観の維持	都市総務課 農林水産課
（4） 持続可能な社会構築に向けた産業の振興	1）あわじ環境未来島構想を踏まえた産業の振興	まちづくり政策課 商工観光課
	2）環境保全型農業の推進	農林水産課

■基本目標 6：地域力にあふれる社会の実現

基本施策	環境施策	担当部署
（1） 市民参画の促進	1）公聴機能の充実	生活環境課
	2）公募市民による市民参画の推進	生活環境課
	3）地域リーダーの発掘・育成	生活環境課
	4）県などと連携した環境学習・教育の基盤づくり	学校教育課
（2） 環境保全団体などの活動支援	1）NPO 法人やボランティア団体との連携	生活環境課
	2）活動情報の情報発信	生活環境課
（3） 情報提供・共有の推進	1）情報提供による市民参画の促進	生活環境課

2 計画改定の経緯

本計画は、下記のスケジュールで改定を行いました。

表 計画改定の経緯

日付	内容
2024年6月10日～ 7月10日	市民アンケート調査 ・市民 1,000 人に対し、市公式 LINE アプリによる web アンケートを実施
2024年6月13日～ 7月19日	事業者アンケート調査 ・事業者 100 事業所に対し、郵送によりアンケートを実施
2024 年 9 月 27 日	第 16 回淡路市環境審議会 ・重点プロジェクト及び目標指標の進捗状況や新たな目標値を報告
2024 年 11 月 18 日	第 17 回淡路市環境審議会 ・本計画の素案について審議
2025年1月20日～ 2月7日	パブリックコメント ・本計画の素案を公表し、市民に意見を募集
2025 年 3 月 14 日	第 18 回淡路市環境審議会 ・パブリックコメント結果の報告 ・本計画の素案について審議

3 淡路市環境審議会委員名簿

本計画の改定にあたり、開催した淡路市環境審議会の委員名簿を以下に示します。

表 淡路市環境審議会委員名簿

（順不同・敬称略）

区分	役職	氏名	所属・職名
学識経験者	会長	藤原 道郎	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科教授/兵庫県立淡路景観園芸学校
	委員	武田 義明	神戸大学名誉教授（自然環境分野）
	委員	嶽山 洋志	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科准教授/兵庫県立淡路景観園芸学校
	委員	山本 浩一	淡路市浦小学校校長
	委員	大上 久和	元兵庫県職員
各種団体の代表	委員	魚住 幸市	淡路市連合町内会 会長
	委員	米山 正幸	淡路島観光協会 淡路地区会会長
	委員	安田 豊太郎	淡路日の出農業協同組合代表理事専務
	委員	保田 友也	淡路市漁業振興協議会 会長
市内の事業者	委員	山田 修平	山田屋農園
公募による市民	委員	大歳 君江	市民
	委員	鳥田 陽子	市民
関係行政機関の職員	委員	尾崎 成	淡路県民局県民躍動室環境課長

4 アンケート調査結果

4-1 市民アンケート調査結果

表 市民アンケート調査の概要

区分	内容
調査対象者	本市に在住する 18 歳以上の男女 計 1,000 人
調 査 方 法	市公式 LINE アプリでの Web アンケート
回収状況	526 人（回収率：52.6%）

注）以降のグラフについて、端数処理により、合計値が合わない場合があります。

1.（問 1）年齢

回答者の年齢は、「50 歳代」、「60 歳代」が 20.9%と最も多く、以下、「40 歳代」が 20.3%、「70 歳以上」が 14.1%と続いています。

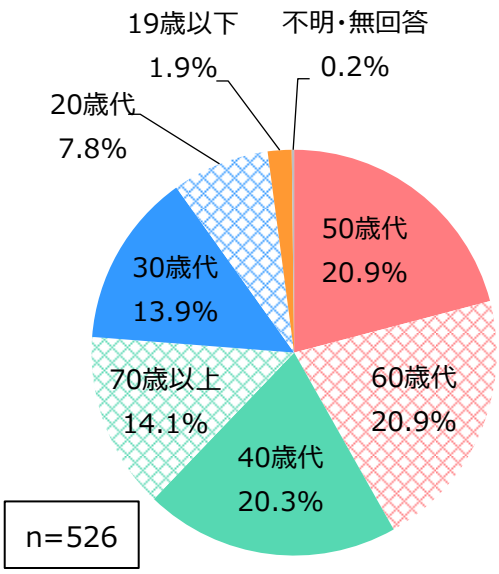

図 回答者の年齢

2.（問 2）居住地域

回答者の居住地域は、「津名地域」が 36.9%と最も多く、以下、「東浦地域」が 25.9%、「北淡地域が」14.4%と続いています。

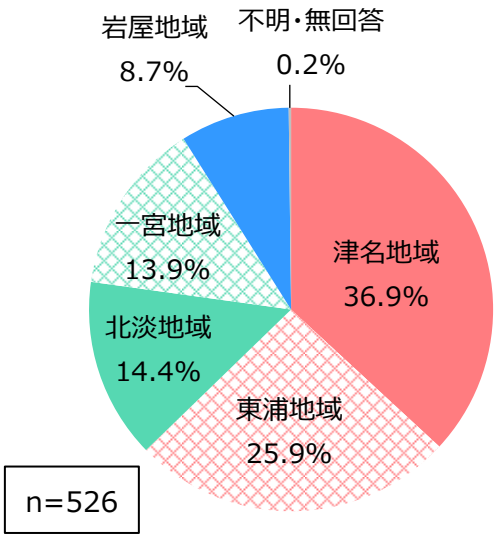

図 回答者の居住地域

3.（問 3-1）身近な環境における満足度

身近な環境について「満足」、「やや満足」と回答した者の割合は、「空気（大気）のきれいさ」が 59.5%と最も多く、以下、「海・山・川の自然景観の美しさ」が 51.1%、「田畑や里山の景観の美しさ」が 45.6%と続いています。

一方、「不満」、「やや不満」と回答した者の割合は、「公共交通機関の整備状況・便利さ」が 63.7%と最も多く、以下、「市民の環境に関する意識やマナー」が 32.9%、「街並みの美観や清潔さ」が 25.9%と続いています。

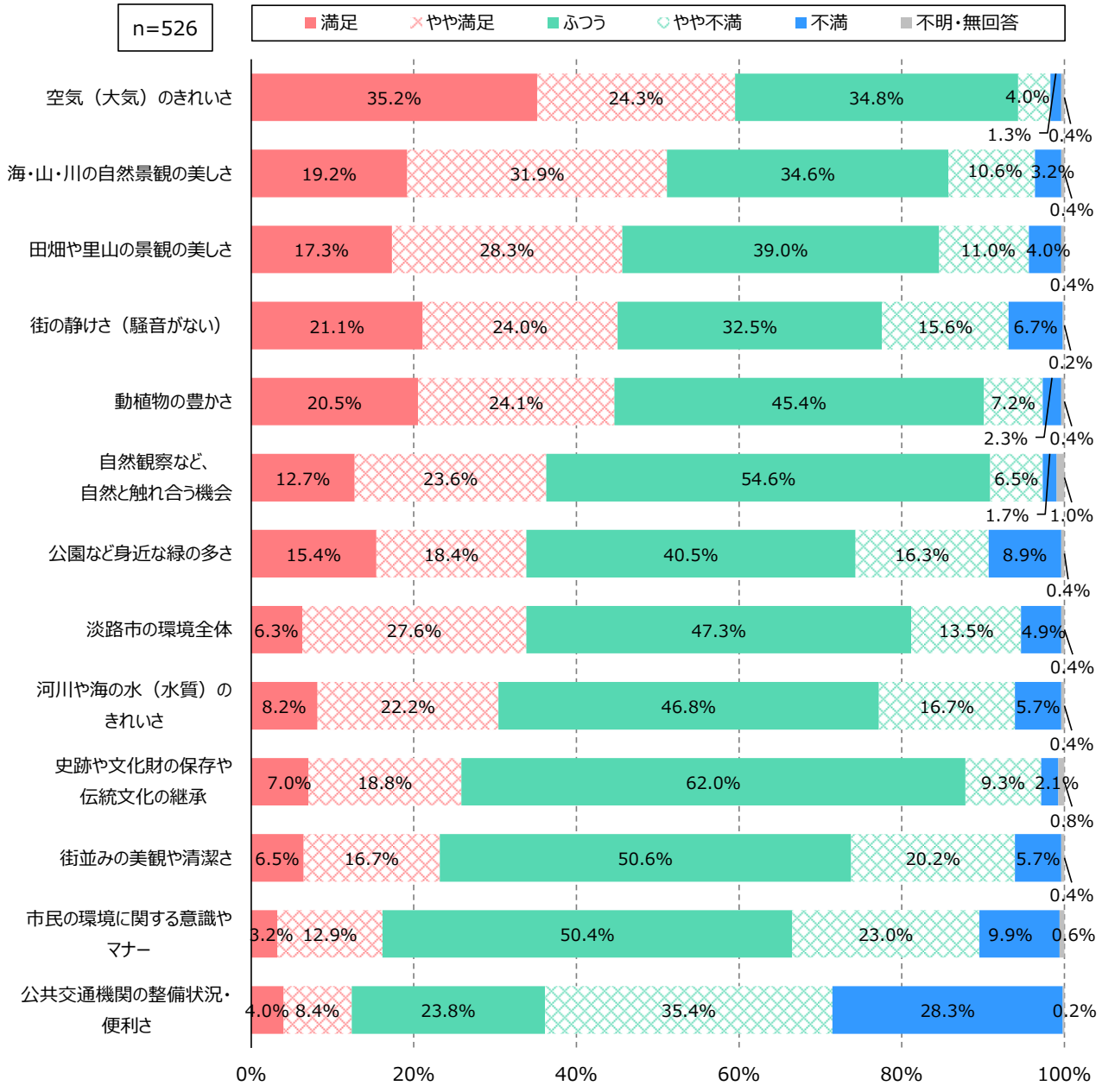

図　回答者の身近な環境に関する満足度

4.（問 3-2）身近な環境における重要度

身近な環境について「重要」、「やや重要」と回答した者の割合は、「公共交通機関の整備状況・便利さ」が85.9%と最も多く、以下、「空気（大気）のきれいさ」が83.1%、「海・山・川の自然景観の美しさ」が80.0%と続いています。

一方、「重要でない」、「あまり重要でない」と回答した者の割合は、「史跡や文化財の保存や伝統文化の継承」が4.9%と最も多く、以下、「公園など身近な緑の多さ」が 3.6%、「動植物の豊かさ」が 3.4%と続いています。

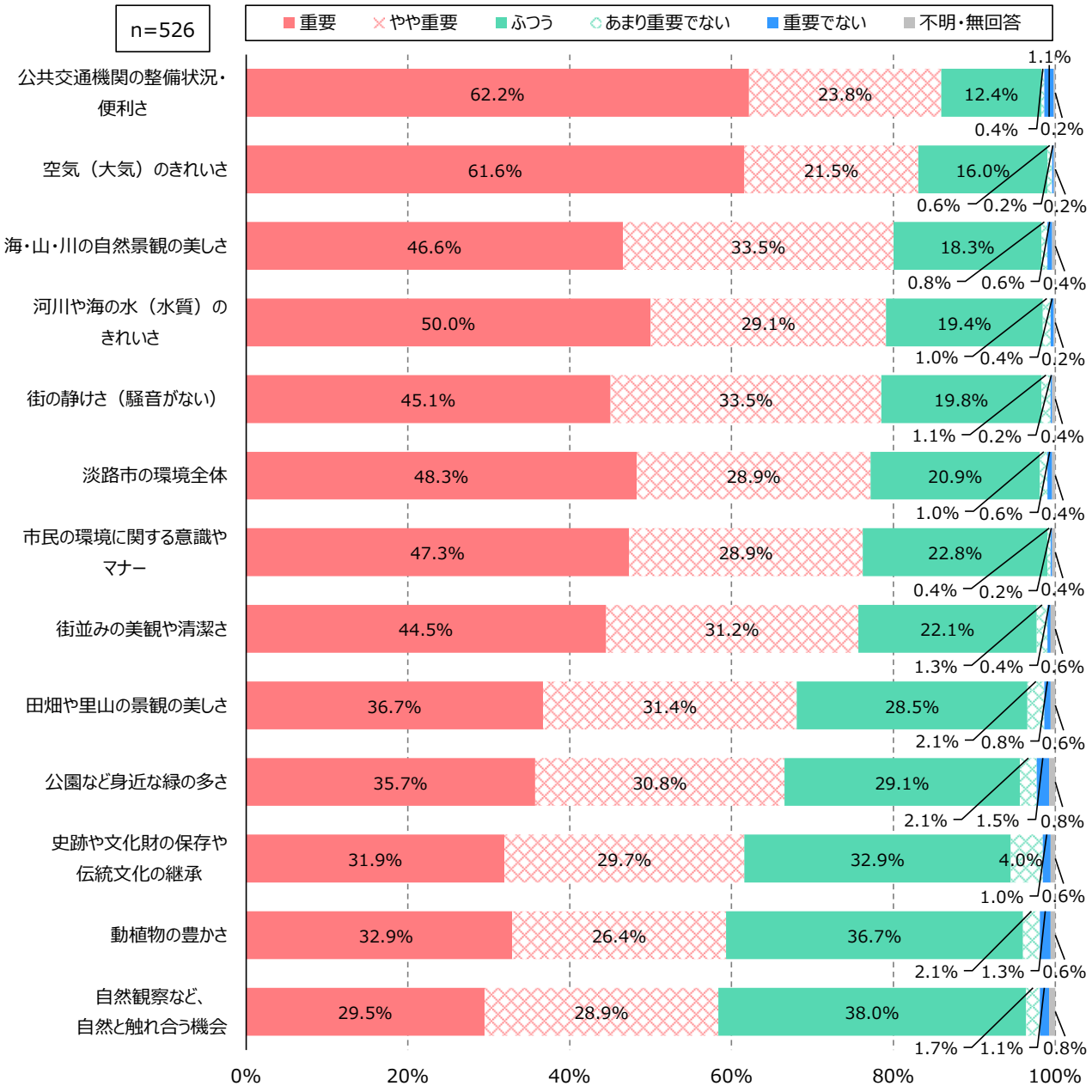

図　回答者の身近な環境に関する重要度

5.（問 4）淡路市が取り組むべき事項

回答者が淡路市に求める取り組みとしては、「地域の特性を踏まえた効率的な交通手段の導入」が 60.3%と最も多く、以下、「ごみ不法投棄の防止への取り組み」が 36.7%、「有害鳥獣による農業被害対策」が 34.4%と続いています。

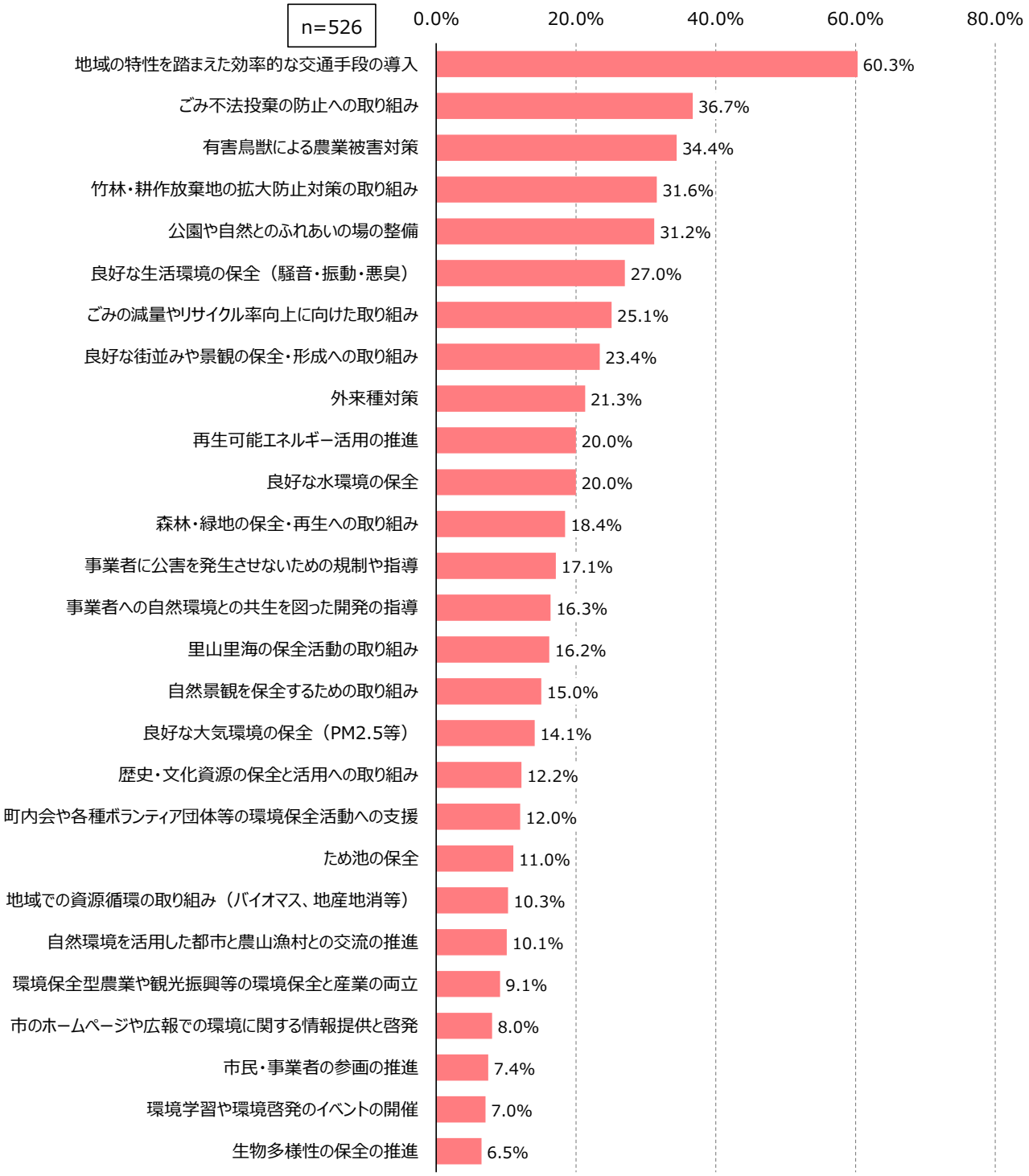

図　回答者が淡路市に求める取り組み

4-2 事業者アンケート調査結果

表　事業者アンケート調査の概要

区分	内容
調査対象者	市内の事業所　計 100 事業所
調 査 方 法	郵送による調査票の配布・回収
回 収 状 況	38 事業所（回収率：38.0%）

注）以降のグラフについて、端数処理により、合計値が合わない場合があります。

1.（問 1）業種

回答事業所の業種は、「卸売・小売業」が 21.1%と最も多く、以下、「農業」、「建設業」等が 13.2%、「製造業」、「サービス業」が 7.9%と続いています。

表　回答事業所の業種

業種	回答数	割合
卸売・小売業	8	21.1%
農業	5	13.2%
建設業	5	13.2%
医療・福祉	5	13.2%
製造業	3	7.9%
サービス業	3	7.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	5.3%
その他	2	5.3%
漁業	1	2.6%
運輸業・郵便業	1	2.6%
飲食店	1	2.6%
生活関連サービス業（洗濯・理容・美容・浴場業等）、娯楽業	1	2.6%
複合サービス事業	1	2.6%
合計	38	100.0%

2.（問 2）従業員数

回答事業所の従業員数は、「9 人以下」が 68.4%と最も多く、以下、「10～29 人」が 23.7%、「30～49 人」、「50～99 人」等が 2.6%と続いています。

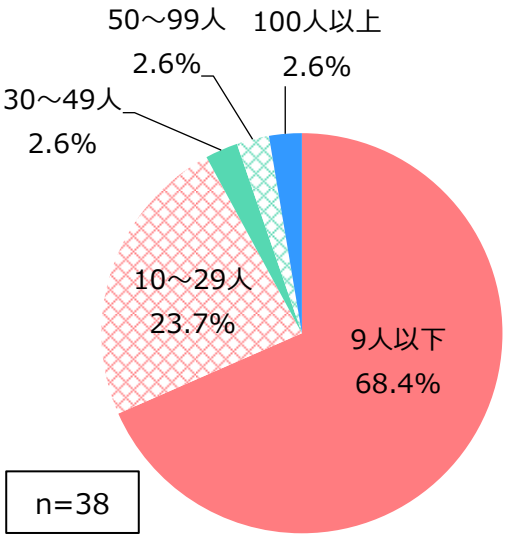

図　回答事業所の従業員数

3.（問 3）所在地域

回答事業所の所在地域は、「津名地域」が 36.8%と最も多く、以下、「東浦地域」が 26.3%、「岩屋地域」、「一宮地域」が 13.2%と続いています。

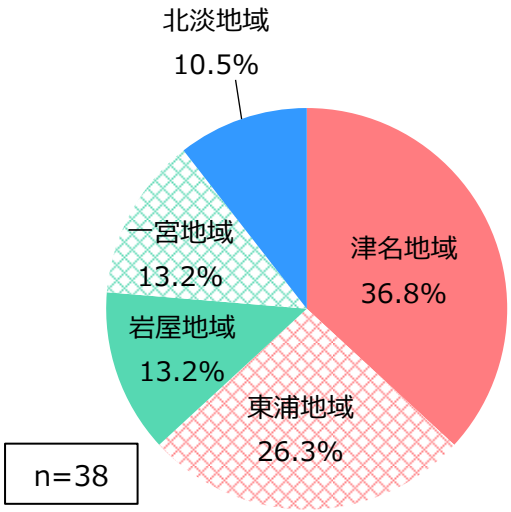

図　回答事業所の所在地域

4.（問 4）環境マネジメントシステムの導入状況や導入予定

回答事業所における環境マネジメントシステムの導入状況や導入予定は、「導入していない（導入予定なし）」が 68.4%と最も多く、以下、「不明・わからない」が 23.7%、「エコアクション 21 を導入している」が 5.3%と続いています。

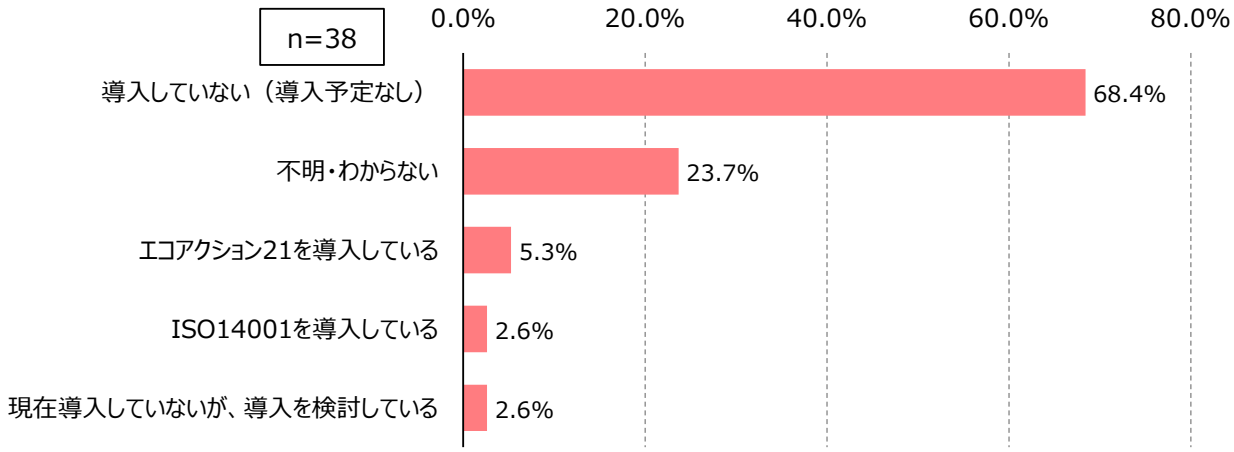

図　回答事業所における環境マネジメントシステムの導入状況や導入予定

5.（問 5）環境への取り組み状況

回答事業所における環境への取り組み状況について「既に取り組んでいる」、「今後取り組みたい」と回答した事業所の割合は、「事業所周辺の清掃」が 86.8%と最も多く、以下、「地域の清掃活動への参加・支援」が 81.6%、「照明や水道水の節約」、「冷暖房のこまめな調節」等が 76.3%と続いています。

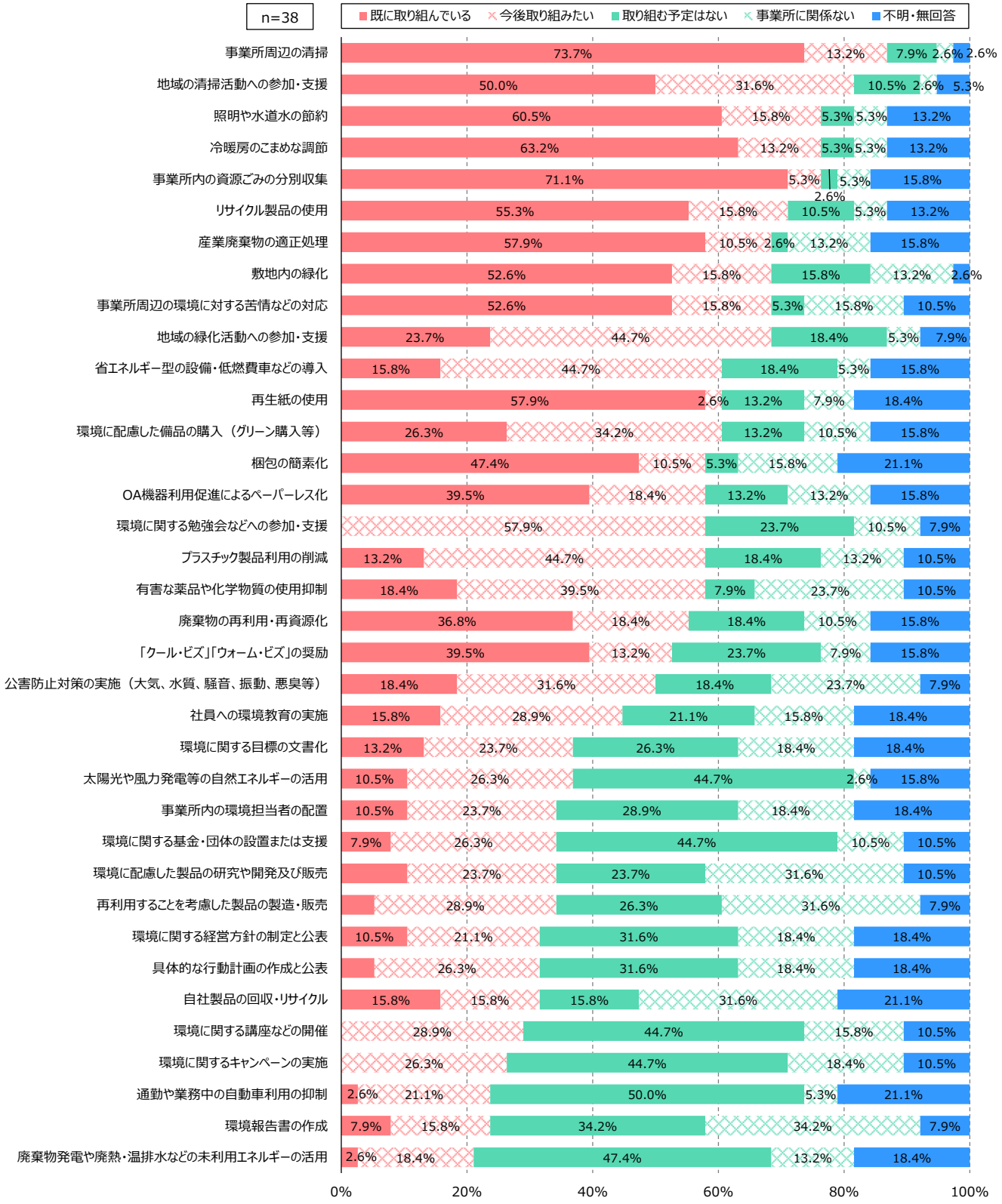

図　回答事業所における環境への取り組み状況

6.（問 6）環境に配慮した取り組みの位置づけ

回答事業所の企業活動における環境に配慮した取り組みの位置づけは、「企業の社会的責任の一つである」が68.4%と最も多く、以下、「法規制などの義務として遵守するものである」が 23.7%、「事業継続性に係るビジネスリスクの低減につながる」が 21.1%と続いています。

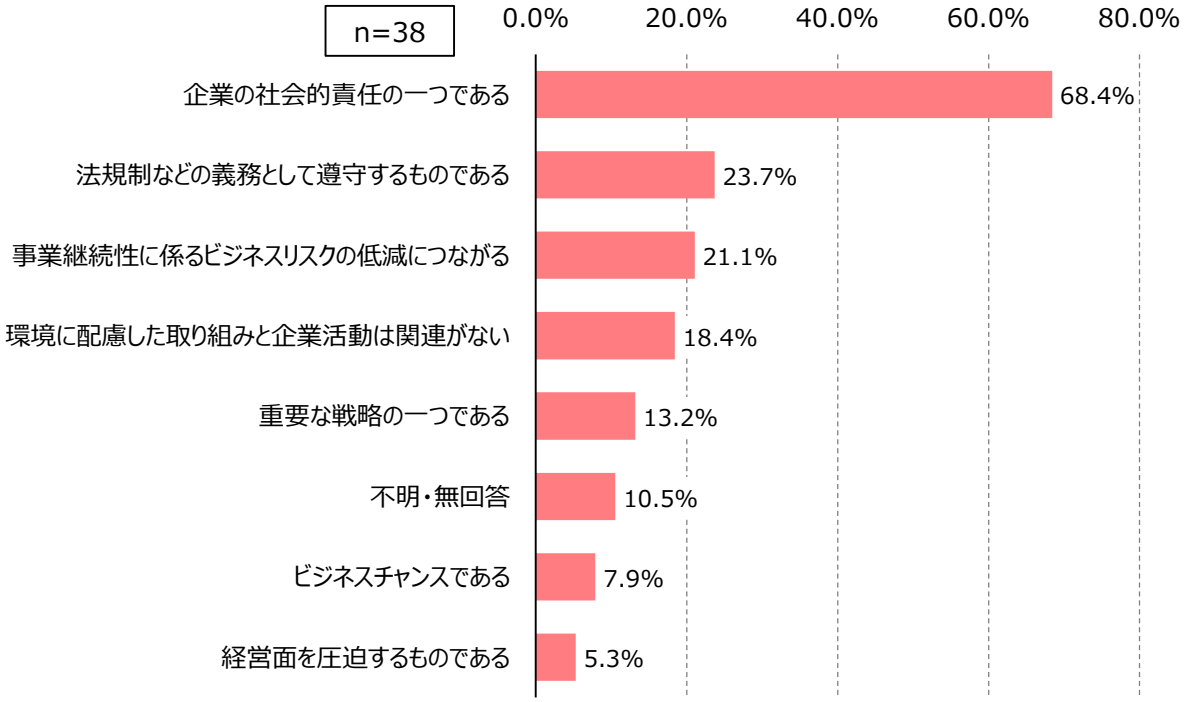

図　回答事業所の企業活動における環境への取り組み状況

7.（問 7）淡路市が取り組むべき事項

回答事業所が淡路市に求める取り組みとしては、「竹林・耕作放棄地の拡大防止対策の取り組み」が 28.9%と最も多く、以下、「再生可能エネルギー活用の推進」、「地域の特性を踏まえた効率的な交通手段の導入」等が 26.3%、「公園や自然とのふれあいの場の整備」、「ごみの減量やリサイクル率向上に向けた取り組み」等が 23.7%と続いています。

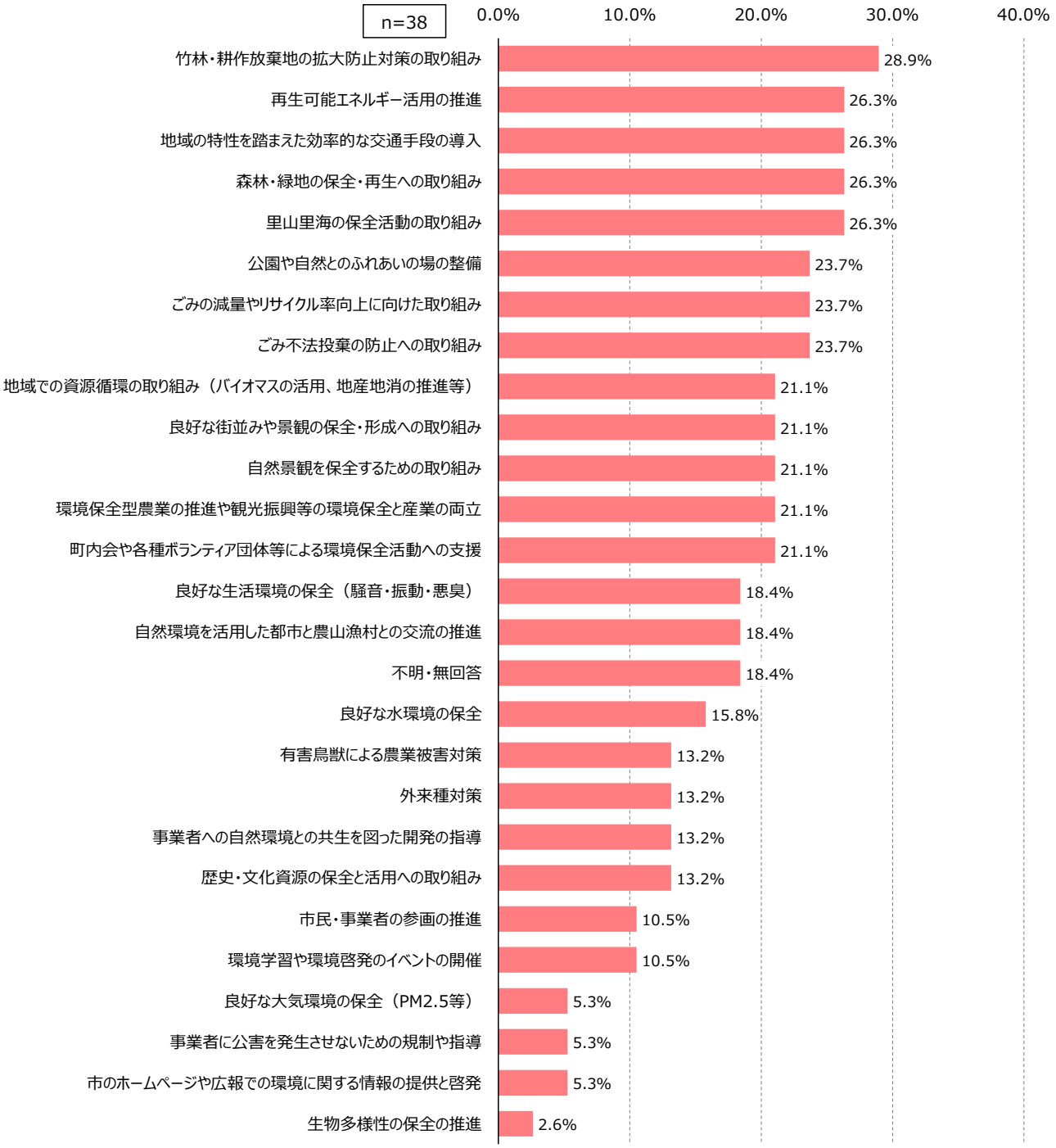

図　回答事業所が淡路市に求める取り組み

8.（問 8）環境への取り組みを進めるうえでの問題点

回答事業所が環境への取り組みを進めるうえでの問題点は、「人材が不足している」が 52.6%と最も多く、以下、「専門知識・情報が不足している」、「手間や時間がかかる」が 26.3%、「環境活動に関する情報が不足している」、「事業所内に市民や行政などと協力して対策を推進するための組織がない」が 23.7%と続いています。

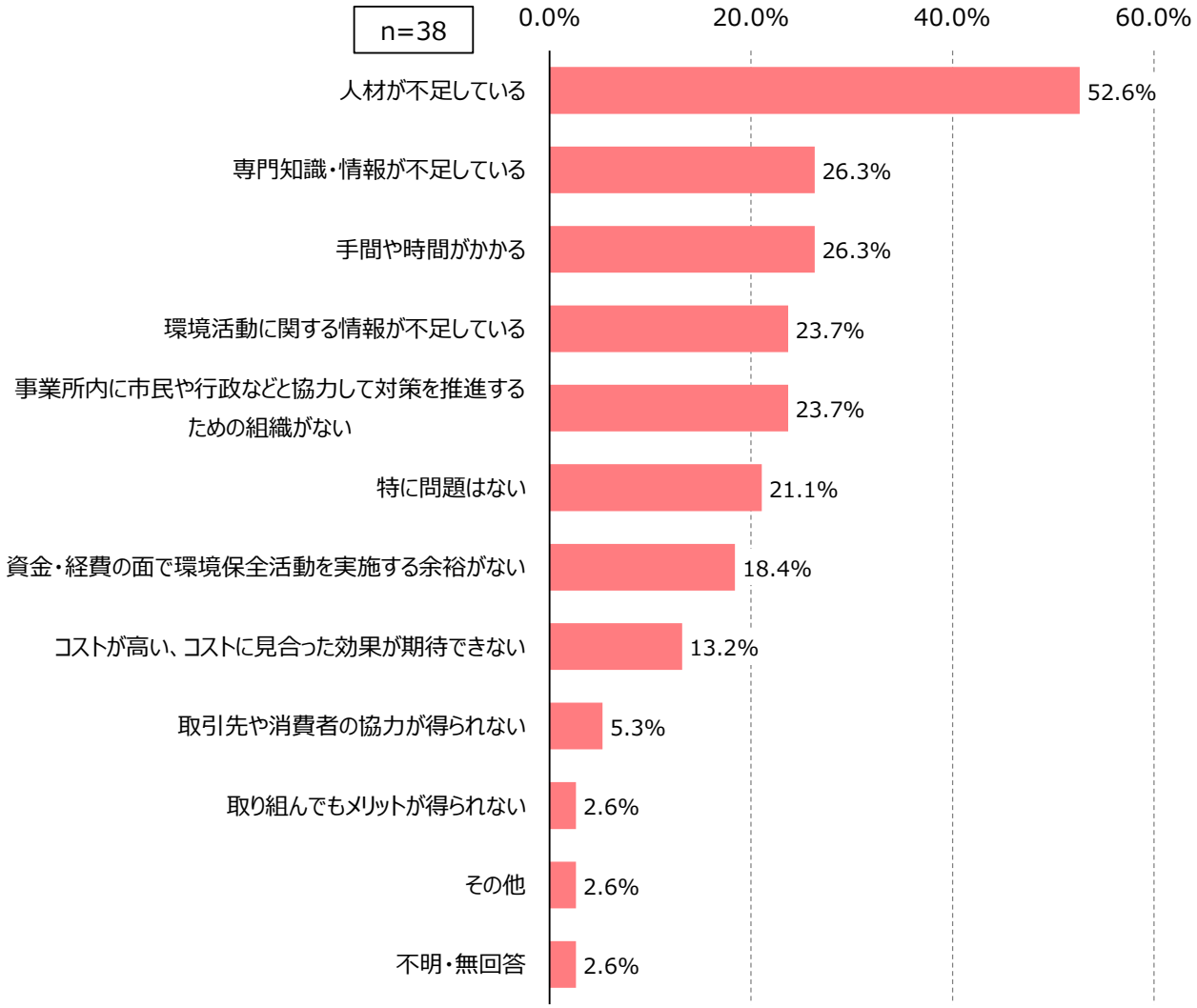

図　回答事業所が環境への取り組みを進めるうえでの問題点

5 温室効果ガス排出量の推計について

5-1 区域施策編における推計

1.現況推計

「淡路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において対象とする温室効果ガス排出量の現況推計については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（2024 年 4 月、環境省）に基づき、部門別に行いました。

なお、推計は各種統計データを基に行うため、推計に使用する各種統計データが入手できる 2021 年度が直近年度となっています。

表 温室効果ガス排出量の現況推計手法

区分		推計手法
産業部門	製造業	全国の製造業における温室効果ガス排出量※1 を、全国と本市の製造品出荷額等の比率で按分することにより推計
	農林水産業	兵庫県の農林水産業における温室効果ガス排出量※2 を、兵庫県と本市の総生産の比率で按分することにより推計
	建設業・鉱業	兵庫県の建設業・鉱業における温室効果ガス排出量※2を、兵庫県と本市の総生産の比率で按分することにより推計
業務部門		兵庫県の業務部門における温室効果ガス排出量※2 を、兵庫県と本市の総生産の比率で按分することにより推計
家庭部門		【電気】 兵庫県の家庭部門における電気使用量※2 を、兵庫県と本市の世帯数の比率で按分し、排出係数を乗じて推計 【LPG・灯油】 県庁所在地の家庭部門における LPG・灯油使用量※3 を、県庁所在地と本市の世帯数の比率で按分し、排出係数を乗じて推計
運輸部門（自動車）		兵庫県の運輸部門（自動車）におけるガソリン・軽油・LPG 使用量※4 を、兵庫県と本市の自動車保有台数の比率で按分し、排出係数を乗じて推計
廃棄物部門		本市の一般廃棄物焼却施設で焼却されている廃プラスチックの量※5 に排出係数を乗じて推計

※1：総合エネルギー統計の炭素排出量を基に推計
※2：都道府県別エネルギー消費統計の炭素排出量もしくは使用量を基に推計
※3：家計調査
※4：自動車燃料消費量統計
※5：第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

2.将来推計（現状すう勢ケース）

現状すう勢ケースとは、今後追加的な対策を見込まないまま推移したと仮定した推計手法です。

具体的には、エネルギー消費原単位及び排出係数は変化しないと仮定します。これらは、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入といった追加的な対策により、温室効果ガス排出量の削減が見込まれるためです。

したがって、活動量のみが変化すると仮定して推計します。

図　現状すう勢ケースによる推計のイメージ

■活動量
世帯数や自動車台数等のこと。

■エネルギー消費原単位
活動量当たりのエネルギー消費量のこと。

■排出係数
一定のエネルギー等を使用することにより排出される温室効果ガス排出量のこと。

2030 年度の温室効果ガス排出量は、2021 年度の温室効果ガス排出量に、2021 年度から 2030 年度までの活動量の増減率を乗じて推計します。

表　温室効果ガス排出量の将来推計結果（現状すう勢ケース）

部門	排出量		活動量				排出量
	2013年度（千t-CO_2）	2021年度（千t-CO_2）[A]	指標	2021年度 [B]	2030年度 [C]	増減率 [D]＝[C]/[B]	2030年度（千t-CO_2）[A]×[D]
エネルギー起源CO_2	285.3	210.9	–	–	–	–	212.1
産業部門	69.4	58.2	–	–	–	–	58.1
製造業	43.0	30.5	製造品出荷額等（百万円）	56.0	57.9	1.03	31.5
農林水産業	24.5	25.0	市内総生産（百万円）	6.1	5.8	0.95	23.7
建設業・鉱業	1.8	2.7	市内総生産（百万円）	14.0	15.1	1.08	2.9
業務部門	64.5	41.6	市内総生産（百万円）	102.3	105.4	1.03	42.9
家庭部門	68.0	40.1	世帯数（世帯）	20.2	20.1	1.00	40.1
運輸部門	83.5	70.9	自動車保有台数（台）	34.3	34.3	1.00	71.0
非エネルギー起源CO_2	5.2	5.0	–	–	–	–	5.0
廃棄物部門	5.2	5.0	一般廃棄物焼却量（t）	16.0	16.1	1.01	5.0
合計	290.5	215.9	–	–	–	–	217.1

5-2 事務事業編における推計

1.推計手法

「第 4 次淡路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において対象とする温室効果ガス排出量の推計については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（2024 年 4 月、環境省）に基づいて行いました。

温室効果ガス排出量は、活動量に排出係数及び地球温暖化係数を乗じることにより、推計します。

温室効果ガス排出量 ＝ **活動量** × **排出係数** × **地球温暖化係数**

図　事務事業における推計のイメージ

■活動量
電気や燃料使用量等のこと。

■排出係数
一定のエネルギー等を使用することにより排出される温室効果ガス排出量のこと。

■地球温暖化係数
CO_2 を 1 として、温室効果ガス種ごとに地球温暖化への影響度を示した係数のこと。

2.係数

推計に伴い使用する排出係数及び地球温暖化係数を以下に示します。

表　排出係数及び地球温暖化係数

排出源		排出係数（活動量ベース）		地球温暖化係数
		数値	単位	
燃料の使用に伴う排出				
	ガソリン	2.32	kg-CO_2/L	1
	軽油	2.58	kg-CO_2/L	1
	灯油	2.49	kg-CO_2/L	1
	A重油	2.71	kg-CO_2/L	1
	液化石油ガス（LPG）	5.97	kg-CO_2/m^3	1
他人から供給された電気の使用に伴う排出				
	関西電力㈱（2013年度算定）	0.514	kg-CO_2/kWh	1
	関西電力㈱（2019年度算定）	0.352	kg-CO_2/kWh	1
	関西電力㈱（2020年度算定）	0.340	kg-CO_2/kWh	1
	関西電力㈱（2021年度算定）	0.362	kg-CO_2/kWh	1
	関西電力㈱（2022年度算定）	0.299	kg-CO_2/kWh	1
	関西電力㈱（2023年度算定）	0.360	kg-CO_2/kWh	1
一般廃棄物の焼却に伴う排出				
	廃プラスチック	2,765	kg-CO_2/ t	1

6 用語解説

本計画に記載している用語について、解説を以下に示します。

数字・アルファベット

■4R

4R とは、ごみの発生を回避する「Refuse」、発生を抑制する「Reduse」、再使用する「Reuse」、再生利用する「Recycle」の頭文字をとった言葉のこと。

■六次産業化

一次産業（農林漁業）と、二次産業（製造業）、三次産業（流通販売）を融合し、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。

■BEMS

ビルエネルギー管理システム（Building Energy Management System、略して BEMS）のこと。IT を利用してビル内のエネルギー使用状況の確認や、空調、照明設備等の使用を制御することができ、エネルギーの「見える化」を図ることができるとともに、最適なエネルギー管理を行うことができます。

■BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand、略して BOD）のこと。水質の有機汚濁の指標であり、水中の有機物などの量を、酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもの。BOD の値が大きいほど、水質が悪いことを示しています。河川では AA から E までの 6 段階で環境基準が設定されており、最も水がきれいな AA 類型の基準値は 1mg/L 以下とされています。

■COD

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand、略して COD）のこと。水質の有機汚濁の指標であり、水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量で示したもの。COD の値が大きいほど、水質が悪いことを示しています。

海域では A から C までの 3 段階で環境基準が設定されており、最も水がきれいな A 類型の基準値は 2mg/L 以下とされています。

■CSR 活動

CSR とは、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility、略して CSR）を意味し、企業が事業活動において利益を優先するだけでなく、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会等の様々な利害関係者との関係を重視しながら社会的責任を果たす活動を CSR 活動といいます。近年は CSR 活動の一環として環境保全に取り組む企業が増えつつあります。

■**FEMS**

工場エネルギー管理システム（Factory Energy Management System、略して FEMS）のこと。IT を利用して工場内のエネルギー使用状況の確認や、空調、照明設備等の使用を制御することができ、エネルギーの「見える化」を図ることができるとともに、最適なエネルギー管理を行うことができます。

■**HEMS**

住宅エネルギー管理システム（Home Energy Management System、略して HEMS）のこと。IT を利用して住宅内のエネルギー使用状況の確認や、空調、照明設備等の使用を制御することができ、エネルギーの「見える化」を図ることができるとともに、最適なエネルギー管理を行うことができます。

■**Renewable**

プラスチックを紙や木材等の再生可能な資源に代替すること。

■**SDGs**

SDGs（Sustainable Development Goals、略して SDGs）のこと。2015 年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で採択された、2030 年までの国際社会共通の目標で、経済・社会・環境の 3 側面における持続可能な開発を統合的取り組みとして推進するものです。17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（達成基準）で構成されており、進捗を測るための約 230 の指標（達成度を測定するための評価尺度）が提示されています。

■**ZEB**

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物（Net Zero Energy Building、略して ZEB）のこと。建物内では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネルギーによって使用するエネルギーを減らし、太陽光発電などで創ったエネルギーの使用により、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

■**ZEH**

快適な室内環境を実現しながら、家庭で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅（Net Zero Energy House、略して ZEH）のこと。住宅内では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネルギーによって使用するエネルギーを減らし、太陽光発電などで創ったエネルギーの使用により、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

あ行

■**ウェルビーイング**

広い意味での健康を表す言葉で、心身の「健康」のみならず、精神的な「幸福」と社会的に良好な状態を作る「福祉」の 3 つの要素が良好な状況にあることを意味しています。

■エコドライブ

燃費向上や温室効果ガス、大気汚染物質排出削減など、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用方法のこと。主な内容は急発進や急加速、急ブレーキを控える、適切なエアコンの使用、アイドリングストップ、タイヤ空気圧の点検・整備、走行に妨げとなる駐車をしないなどがあげられます。

か行

■かいぼり

農閑期にため池の水を抜き、池底に堆積した泥や土砂を取り除くとともに、魚などの生きものを捕り、池の底を天日に干すことをいい、「かえぼし」や「池干し」とも呼ばれます。

「かいぼり」は取り除いた泥を海に流すことで栄養塩を供給する働きがあることから、豊かな里海の再生を促進するため、農業者と漁業者が交流した、ため池のかいぼり作業が進められています。

■海洋プラスチック

海に流出したプラスチックのこと。特に、海を漂流するプラスチックごみが紫外線や波浪によって壊れて細かい断片になったマイクロプラスチックは、生態系や生活環境への悪影響が問題となっており、国内外で海洋プラスチックごみを減少させる取り組みが進められています。

■カーシェアリング

1 台の自動車を複数の会員が共同で利用する利用形態のこと。目的に合わせて必要な時に使用するようになることで、自家用車の使用時に比べ、燃料使用量の削減を図ることができます。

■カーボンニュートラル

温室効果ガス排出量から森林吸収等による吸収量を差し引いて、温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること。カーボンニュートラルの達成に向けては、温室効果ガス排出量の削減に加え、吸収作用の保全及び強化が必要です。

■環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用を低減し、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

■気候変動適応

地球温暖化対策としては、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、地球温暖化による悪影響を最小限に抑える「適応策」があり、「適応策」とは、「現実の気候または予想される気候およびその影響に対する調整の過程。人間システムにおいて、適応は害を和らげもしくは回避し、または有益な機会を活かそうとする。一部の自然システムにおいては、人間の介入は予想される気候やその影響に対する調整を促進する可能性がある」と定義されています。

対策の例としては、堤防の築堤や熱中症対策、高温に強い農作物の開発等が挙げられます。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境への影響を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。一般的な例としては、詰め替え式のエコ商品を選んで購入することなどがあげられます。

消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけではなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っていると考えられています。

■グリーンツーリズム

都市の人々が農山漁村の民宿やペンションに宿泊滞在し、農山漁村生活や農林漁業体験を通じて地域の人々と交流したり、ふるさとの風景を楽しんだりといった、農山漁村滞在型の余暇活動のこと。

■耕作放棄地

耕作が放棄され、農作物が作付けされていない田畑、果樹園等のこと。

農業後継者不足を背景に、近年、耕作放棄地が拡大しており、農業のみならず、農業により形成・維持されてきた里地里山地域の生物多様性などの自然環境への影響も懸念されています。

さ行

■再エネ電力

太陽光や風力といった再生可能エネルギーを利用して発電した電力のこと。

多くの小売電気事業者では、再生可能エネルギーを電源としたプランを用意しており、再生可能エネルギーの割合が 100%のプランであれば、温室効果ガス排出量が実質ゼロの電気となります。

■災害レジリエンス

災害による被害を最小化する防災力に加え、生活インフラや経済活動を速やかに立ち直らせる回復力のこと。

■サーキュラーエコノミー

循環経済ともいい、従来の 3R の取り組みに加え、資源投入量及び消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。これにより、資源及び製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指します。

■里山里海

「里山」は、原生的な自然と都市の中間に位置し、農林業などの人の働きかけを通して環境が形成・維持されてきました。「里山」は、生物の生息・生育環境、食料や木材等の自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点から、重要な地域と考えられています。

また、人の暮らしと深い関わりを持つ沿岸域を「里海」と呼びます。「里海」は生産性が高く豊かな生態系を持ち、魚類の産卵場所や稚魚の生育場所など、海の生きものにとっても重要な場所と考えられています。

■次世代自動車

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車など、温室効果ガス排出量を排出しない、もしくは排出が少ない、燃費性能に優れているといった環境にやさしい自動車のこと。

■自然共生サイト

「民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のこと。生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体、個人、地方公共団体による様々な取り組みによって生物多様性の保全が図られている区域が対象となります。企業の森、ビオトープ、河川敷など、多様な場所が該当しえます。

■自然植生

人間の影響を受けずに、その土地の環境の下に自然に成立する植生（同じ場所に生える植物の組み合わせとその広がり）のこと。

■食品ロス

本来、食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品のこと。食品ロスを減らすためには、家庭や事業所等で食品ロスが出ないようにするだけでなく、食品を購入する店や外食店においても食品ロスを減らすことを意識することが大切です。

■森林環境譲与税

温室効果ガス排出量の削減、災害防止を図るため、間伐や路網等の森林整備、森林整備を促進する人材育成・担い手の確保、木材利用の普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用の財源として活用できる税制度のこと。

■スマートメーター

電気の使用量を 30 分ごとに計測、記録ができることに加え、通信機能を持ったメーターのこと。HEMS 等を設置した場合、スマートメーターからのデータを受信することで、電気の使用状況を「見える化」することができ、省エネルギーに取り組みやすくなります。

■ゼロカーボンシティ

2050 年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指すことを首長自ら、または地方自治体として公表した地方自治体のこと。本市においても 2021 年 1 月に 2050 年ゼロカーボンシティへの挑戦を表明しました。

■ゾーニング

環境保全と再生可能エネルギーの導入促進を両立するため、関係者・関係機関で協議しながら、環境保全、事業性、社会的調整に係る情報の重ね合わせを行い、総合的に評価したうえで、再生可能エネルギーの導入を促進する区域、配慮して進める区域、抑制すべき区域等に地域を区分すること。

た行

■代償植生

人間の活動の影響により、自然植生から置き換えられた植生のこと。

■脱炭素先行地域

2030 年度までに民生部門（家庭および業務その他部門）の電力消費に伴う温室効果ガス排出量の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用なども含めた温室効果ガス排出量の削減に取り組む地域のこと。

■地域マネジメント

地域の防犯活動や緑化活動などのように、地域の環境の維持・向上や地域の活性化などを目的に、住民や事業者などの地域に関係する主体自らが維持管理・運営（マネジメント）等の活動を行うこと。ハード的な取り組みだけでなく、まち育てなどのソフト的な取り組みも重視します。

■特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものとして政令で指定された生物のこと。

生態系は食物連鎖のバランスのもとで成立していますが、「外来生物」が侵入するとバランスが崩れ、生態系や人間、農林水産業まで、幅広くにわたって悪影響を及ぼす場合があると考えられています。

な行

■ネイチャーポジティブ

自然再興ともいい、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることをいいます。

これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にすることを趣旨としています。

は行

■バイオマス

元々は生物量を表す概念ですが、近年は、再生可能な、生物由来のエネルギー資源を「バイオマス」といいます。

木材、生ごみ、紙、糞尿等の有機物が「バイオマス」に該当しますが、「バイオマス」は温室効果ガスの発生が少ない自然エネルギーであり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されています。

■バイオマスボイラー

木質チップや薪等のバイオマスを燃料としたボイラーのこと。

■フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動のこと。

■フードマイレージ

「食料（food）の輸送距離（mileage）」という意味であり、食糧の輸送に伴い排出される温室効果ガスの環境負荷に着目した、食料の輸送量と輸送距離の指標をいいます。生産地と消費地が遠くなると輸送にかかるエネルギーがより多く必要になることから、「食料品は地産地消（生産地と消費地が近いこと）が望ましい」と考えられています。

■浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒径 10μm以下の粒子状物質のこと。主要な大気汚染物質の一つで、工場や自動車等を主な排出源とします。

■ブルーツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動のこと。「漁村滞在型余暇活動」とも呼ばれ、海辺での新しい余暇活動を提案するとともに、それらを通じて、都市住民との交流や新たなサービス産業の創出、地場産業の育成などを目指すものです。

わ行

■ワンウェイプラスチック

一度だけ使用して廃棄されるプラスチック製品のこと。

第 2 次淡路市環境基本計画

2025 年 3 月

編集：淡路市 市民生活部 生活環境課
〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島 8 番地
TEL:0799-64-2523　FAX:0799-64-2565
淡路市ホームページ：https://www.city.awaji.lg.jp

あわ神あわ姫ファミリー

あわ神は、国生み神話に登場する「イザナミノミコト」をモチーフに、淡路島オレンジの色に染まった明石海峡大橋の帽子をかぶり、腰に線香を差しています。
国生み神話で有名な淡路島の由来と同様に、あわ神の横にあわ姫という可愛いお嫁さんと、男の子と女の子の双子が寄り添っています。